

# 大阪府災害廃棄物処理計画

(案)

平成 29 年 2 月

大阪府



## 目 次

|     |                         |    |
|-----|-------------------------|----|
| 1   | 基本的事項                   |    |
| (1) | 本計画の目的                  | 1  |
| (2) | 本計画の位置付け                | 1  |
| (3) | 対象とする災害                 | 3  |
| (4) | 対象とする廃棄物                | 3  |
| (5) | 大阪府域の特徴と災害廃棄物対策の基本的な考え方 | 4  |
| (6) | 大阪府及び市町村の役割             | 6  |
| (7) | 処理の基本的な流れ               | 7  |
| (8) | 大阪府における発災後の対応           | 12 |
| 2   | 災害応急対応                  |    |
| 2.1 | 指示・連絡体制の整備              | 15 |
| 2.2 | 被害状況等の情報収集              | 16 |
| 2.3 | 仮設トイレ・し尿・生活ごみ等への対応      | 16 |
| (1) | 市町村との連絡調整               | 16 |
| (2) | 広域処理に係る連絡調整             | 17 |
| 2.4 | 災害廃棄物への対応               | 17 |
| (1) | 一次仮置場の設置状況等の確認          | 17 |
| (2) | 災害廃棄物発生量の推計             | 18 |
| (3) | 仮置場必要面積の推計              | 18 |
| (4) | 二次仮置場の設置検討              | 19 |
| (5) | 市町村に対する支援・技術的助言         | 20 |
| 3   | 復旧復興対応                  |    |
| (1) | 一次仮置場の運用状況等の確認          | 22 |
| (2) | 地域エリア内・エリア間での処理検討       | 22 |
| (3) | 破碎・選別施設等の設置検討           | 24 |
| (4) | 広域処理に係る連絡調整             | 24 |
| (5) | 災害廃棄物処理の事務受託            | 25 |
| (6) | 災害廃棄物発生量の見直し・把握         | 26 |
| (7) | 二次仮置場の整備開始              | 26 |
| (8) | 実行計画の策定                 | 27 |
| (9) | 災害廃棄物処理の進捗状況の把握及び支援     | 28 |

|                  |       |    |
|------------------|-------|----|
| (10) 災害廃棄物の処理    | ..... | 28 |
| 4 事前準備（研修・訓練等）   |       |    |
| (1) 研修等の年間スケジュール | ..... | 30 |
| (2) 研修等の概要       | ..... | 30 |
| 5 計画の推進と見直し      | ..... | 31 |

#### 資料編

1. 大阪府災害対策本部 情報収集伝達経路
2. ごみ処理及びし尿処理施設稼働確認連絡先
3. 廃棄物最終処分場一覧
4. 粗大ごみ処理施設一覧及び位置図
5. 不燃物処理・資源化施設一覧及び位置図
6. 震災等災害及び緊急時連絡記録表
7. し尿処理体制に関する被災状況等報告
8. 一般廃棄物処理施設の被災状況調書
9. し尿処理施設等の被災状況調書
10. 震災等災害廃棄物連絡記録表
11. 災害廃棄物受入調査表
12. 災害時における応急救助用資機材等の供給協力に関する協定書
13. 災害時団体救援協定書
14. 府内市町村の相互支援協定の概要
15. 大阪府産業廃棄物協会との協定書
16. 仮置場の選定にあたっての留意事項
17. 一次仮置場での災害廃棄物の受入手順の事例
18. 廃棄物種類毎の処理方法・留意事項等
19. 大規模地震による大阪府域の想定被害
20. 仮設トイレ等必要数
21. 災害廃棄物発生量推計方法
22. 仮置場必要面積の算定方法
23. 災害廃棄物発生量等の推計結果
24. 仮置場面積の推計結果

## 1 基本的事項

### (1) 本計画の目的

大阪府では、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災での貴重な教訓や府が算定した南海トラフ巨大地震の被害想定を踏まえて、平成 26 年 3 月に「大阪府地域防災計画」を修正し、災害対策を強化した。また、平成 21 年 1 月に策定した「大阪府地震防災アクションプラン」に基づき、上町断層帯地震及び東南海・南海地震の被害想定を対象とした被害軽減対策に取り組んできたが、地域防災計画の修正を受け、上町断層帯地震に加え、南海トラフ巨大地震等、府内で想定される地震被害リスクに対応するため、平成 27 年 3 月に「新・大阪府地震防災アクションプラン」(以下、「アクションプラン」という。)を策定した。

国においても、東日本大震災の被災地において大量の災害廃棄物が発生したことを受け、都道府県及び市町村における災害廃棄物処理計画の作成に資することを目的に「災害廃棄物対策指針」(平成 26 年 3 月 環境省)を取りまとめるとともに、平成 27 年 11 月に「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」(環境省)を策定し、大規模災害時の災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための基本的な考え方、対応方針が示された。

大阪府は、これらの状況を踏まえ、災害発生時の生活ごみ、避難所ごみ、し尿及び災害によって発生する廃棄物(以下、「災害廃棄物等」という。)について、生活環境の保全及び公衆衛生を確保しつつ、再生利用等を図りながら、迅速かつ適正に処理することを目的に本計画を策定するものである。

### (2) 本計画の位置付け

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)に基づく廃棄物処理計画である「大阪府循環型社会推進計画」(平成 28 年 6 月)、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)に基づく「大阪府地域防災計画」、「アクションプラン」との整合を図りながら、国の「災害廃棄物対策指針」及び「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」を踏まえて、災害発生後、災害廃棄物等を速やかに適正処理していくための手順をとりまとめたものである。

また、併せて、発災後に「災害廃棄物処理実行計画」(以下、「実行計画」という。)を策定するために必要な事項等を示した。

本計画の位置付けは図 1 に示したとおりである。

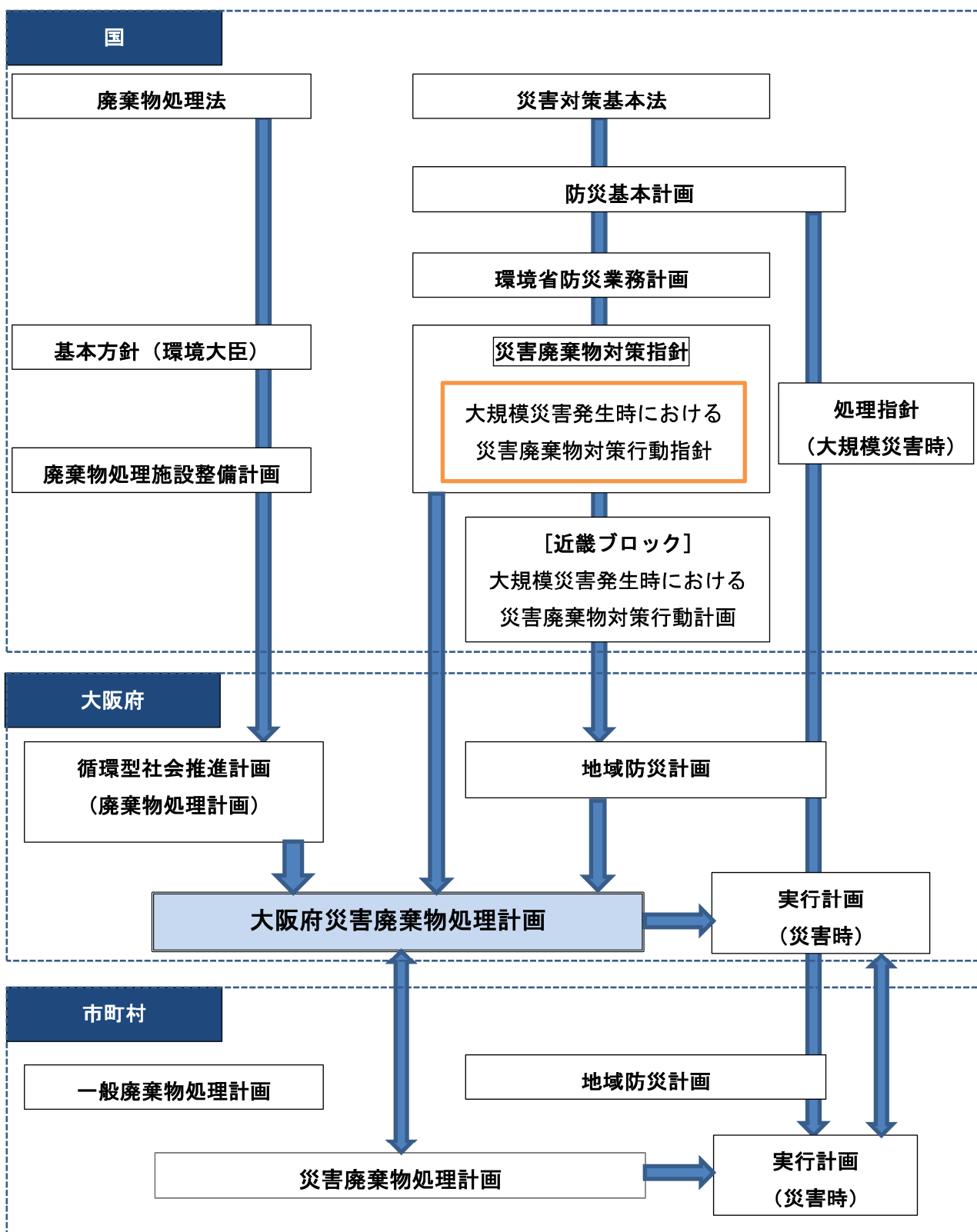


図1 本計画の位置付け（災害廃棄物対策に係る指針・計画等の関係）

### (3) 対象とする災害

本計画で対象とする災害は、大阪府域で想定されている大規模地震（上町断層帯地震、生駒断層帯地震、有馬高槻断層帯地震、中央構造線断層帯地震、東南海・南海地震、南海トラフ巨大地震）等による地震災害とし、その他、大規模な風水害等の自然災害も含めるものとする。

### (4) 対象とする廃棄物

本計画で対象とする廃棄物は、「災害廃棄物対策指針」に示された以下の廃棄物とする。

#### ア 地震や津波等の災害によって発生する廃棄物（以下、「災害廃棄物」という。）

| 廃棄物の種類          | 内容  |
|-----------------|---|
| 木くず             | 柱・梁・壁材、水害または津波などによる流木など   |
| コンクリートがら等       | コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど   |
| 金属くず            | 鉄骨や鉄筋、アルミ材など  |
| 可燃物             | 繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した廃棄物   |
| 不燃物             | 分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し、概ね不燃性の廃棄物                              |
| 腐敗性廃棄物          | 豊や被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など                                    |
| 津波堆積物           | 海底の土砂やヘドロが津波により陸上に打ち上げられ堆積したものや陸上に存在していた農地土壌等が津波に巻き込まれたもの                           |
| 廃家電             | 被災家屋から排出されるテレビ、洗濯機、エアコンなどの家電類で、災害により被害を受け使用できなくなったもの<br>※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う |
| 廃自動車等           | 災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車<br>※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う                    |
| 廃船舶             | 災害により被害を受け使用できなくなった船舶   |
| 有害廃棄物           | 石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・CCA・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物等                   |
| その他、適正処理が困難な廃棄物 | 消火器、ボンベ類などの危険物や、ピアノ、マットレスなどの地方公共団体の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む）、漁網、石膏ボードなど    |

## イ 被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物

| 廃棄物の種類 | 内容   |
|--------|--|
| 生活ごみ   | 家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ   |
| 避難所ごみ  | 避難所から排出される生活ごみなど   |
| し尿     | 仮設トイレ（災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他市町村・関係業界等から提供されたくみ取り式トイレの総称）等からの汲取りし尿 |

### （５）大阪府域の特徴と災害廃棄物対策の基本的な考え方

#### ア 大阪府域の特徴

表１は、大阪府域で想定されている主な大規模地震と、これらの地震により想定される被害から発生する災害廃棄物量及びその仮置きに必要な面積を推計したものである。

表１ 大阪府域の主な想定大規模地震及び災害廃棄物発生量・仮置場必要面積

| 想定地震                 | 上町断層帯A | 上町断層帯B | 生駒断層帯  | 南海トラフ  |
|----------------------|--------|--------|--------|--------|
| 災害廃棄物発生量<br>(単位：万トン) | 4, 015 | 2, 340 | 3, 135 | 2, 414 |
| 仮置場必要面積<br>(単位：h a)  | 1, 354 | 799    | 1, 064 | 765    |

- 備考 1) 大規模地震による大阪府の想定被害は資料19に示した。なお、上町断層帯Aは断層北中部、Bは断層南部が震源地となることを想定している。
- 2) 災害廃棄物発生量の推計方法は資料21に示した。また、仮置場必要面積は資料22の例2の方法で算定した。なお、市町村毎の災害廃棄物発生量は資料23、仮置場必要面積は資料24に示した。
- 3) 南海トラフ巨大地震の発生量には、津波堆積物発生量567万トンを含む。

東日本大震災で発生した災害廃棄物は約3, 110万トン（津波堆積物の約1, 100万トンを含む）であり、大阪府域だけで東日本大震災時の4分の3から1.3倍の災害廃棄物が発生する。この量は大阪府域の平成26年度の一般廃棄物総排出量の約320万トンに対し、約7年から12年間分の廃棄物量に相当する。

とりわけ、大都市の直下型地震であった阪神・淡路大震災時に発生した災害廃棄物では、震災がれき等の不燃物の割合が全体の約75%に達したことを考慮すると、大阪府域においても、大阪市を筆頭に商業ビル・集合住宅等の建築物や、道路・護岸等の構造物が非常に多いことから、これらの構造物の崩壊でコンクリートやアスファルト等からなる多量の「不燃性災害廃棄物」が発生することが予想される。

また、発災後できるだけ早く、都市機能を回復させ、生活や産業活動の復旧復興に取



りかかるためには、発生した災害廃棄物を計画的に適正かつ速やかに処理していくことが必要となり、そのためには、初期対応として、廃棄物を一時的に「仮置き」しておく場所をまず確保することが重要となる。

大阪府域では、表1に示したとおり、大規模な地震が発生すると、災害廃棄物の仮置場に必要な面積は約700から1,300haに達すると推計されることから、市町村や大阪府は仮置場の候補となる土地を事前に検討し、抽出しておくことが重要である。

災害廃棄物処理においても、コンクリートがら等の不燃物は復興資材等として再生利用したり、木くず等は破碎し、燃料として利用するなど、できるだけ最終処分する量を減らすことが重要である。しかし、再生利用率は阪神大震災では約50%で、東日本大震災では約80%と高まったが、それでもなお、平常時の数年分に相当する大量の最終処分が必要な廃棄物が発生することから、受け皿となる埋立処分場を確保することが必要となる。

一方、大阪府域には、大阪湾や臨海部に廃棄物の大規模な海面埋立処分場として、近畿圏域の廃棄物を埋立しているフェニックス最終処分場（大阪湾広域臨海環境整備センター管理）があり、災害廃棄物の最終処分場の有力な候補地として位置付けることが可能である。

## イ 災害廃棄物対策の基本的な考え方

以上の特徴を踏まえると、大阪府域における災害廃棄物対策の基本的な考え方は以下のとおりである。

①大規模な震災等が起これば、大阪府域では多量の災害廃棄物が発生するが、早期に復旧復興を図るためには、災害廃棄物の処理は少なくとも3年以内に完了する必要がある。災害廃棄物は一般廃棄物であり、各市町村が処理責任を有していることから、まず市町村が連携して府内の地域エリア内（図5参照）、さらに地域エリア間で市町村及び大阪府が連携、協力して処理に当たる。また、この期間内に全ての廃棄物を大阪府域だけで処理することは相当な困難を要することから、近畿圏を中心に民間事業者の協力も得ながら広域処理体制の整備を図る。

②災害廃棄物の仮置場について、市町村及び大阪府は国の協力も得ながら、その候補地について、平常時から検討・抽出し、発災後速やかに仮置場を設置する。

③多量に発生するコンクリートがら等の「不燃性災害廃棄物」について、仮置き段階で可能な限り他の廃棄物と分別し、復興資材等として再生利用を図る必要がある。そのため、平常時から関係民間団体等との協力・連携体制を整備する。

なお、災害廃棄物（可燃性の廃棄物を含む）はその発生量の概ね80%を再生利用するとともに、最終処分量を可能な限り減らすことを目指すものとする。

④最終処分場について、処分場の管理者等と調整し、フェニックス最終処分場や公共の最終処分場等の候補地について、平常時から検討・抽出し、発災後迅速かつ適切に最終処分場を選定する。

## (6) 大阪府及び市町村の役割

### ア 大阪府の役割

- ①被災市町村からの支援要請を取りまとめ、被災市町村や発災時のエリア幹事市(町村)と調整をした上で、エリア内の他の市町村に支援を要請する。また、市町村の支援及び受援体制の整備等について情報提供を行うなどの支援を行う。
- ②被災したエリア内等だけで処理が困難な場合には、他エリアの幹事市等と調整し、他エリアの市町村や関係団体等に支援要請する。
- ③府内で処理が困難な場合は、環境省近畿地方環境事務所や関西広域連合等に支援を要請する。
- ④地方自治法に基づき、大阪府が被災した市町村から災害廃棄物の処理の事務委託を受けた場合は、委託の範囲に応じて、仮設処理施設等の用地となる二次仮置場を設置するなど、市町村に代わり処理を実施する。
- ⑤大阪府の災害廃棄物処理計画や近畿ブロックでの行動計画等を踏まえ、仮置場の設置や災害廃棄物の処理について、市町村や国との総合調整を行い、災害発生から概ね1ヶ月を目途に具体的な処理方法等を定めた災害廃棄物処理の実行計画の作成に着手する。また、処理の進捗等を踏まえ、必要に応じて実行計画の見直しを行う。
- ⑥大規模災害時に、他の地方自治体から災害廃棄物処理に係る支援を受ける場合には、それらの地方自治体や応援要員等との連絡調整や情報共有等に係る受援体制を確立する。

### イ 市町村の役割

- ①域内の被災者や避難者の生活に伴い発生する生活ごみ、避難所ごみ、し尿及び災害廃棄物の処理を行う。
- ②災害廃棄物の一次仮置場及び仮設処理施設等の用地となる二次仮置場を選定し、設置する。
- ③焼却炉等の既存処理施設での災害廃棄物の処理を検討し、処理が可能な場合は計画を立てて、処理を行う。
- ④災害廃棄物の処理について、具体的な処理方法等を定めた災害廃棄物処理の実行計画を作成する。
- ⑤被害状況や災害廃棄物の発生状況等を継続的に把握し、大阪府やエリアの幹事市等と緊密に連携し、必要に応じて支援要請を行う。
- ⑥被災しなかった又は被災の程度が軽度であった場合、被災市町村等からの要請に応じて処理の受入れを行う。
- ⑦大規模災害時に、他の地方自治体から災害廃棄物処理に係る支援を受ける場合には、それらの地方自治体や応援要員等との連絡調整や情報共有等に係る受援体制を確立する。

## ＜参 考＞ 国の役割

- ①市町村等（地方自治法に基づき事務委託を受けた場合、大阪府含む）による災害廃棄物の処理が適正かつ円滑・迅速に行われるよう、必要な財政措置、専門家の派遣、広域かつ効率的な処理、再生資材利用促進等に向け、大阪府外の地方自治体や民間事業者の廃棄物処理施設に係る情報提供等の支援を実施する。
- ②政府の緊急災害対策本部等とも連携し、被災市町村等からの支援のニーズと被災しなかった又は被災の程度が軽かった地方自治体が実施可能な事項のマッチングを行う。
- ③人的な災害廃棄物処理支援ネットワークである「D.Waste-Net」（有識者、地方自治体関係者、関係機関の技術者、関係業界団体等）を活用して、被災市町村等に必要の人材を派遣する。
- ④市町村等において処理困難な場合には、災害対策法に基づく市町村からの要請を受けて、代行の可否を確認した上で、国により代行処理を行う。

## （7）処理の基本的な流れ

### ア 仮設トイレとし尿

#### （ア）仮設トイレ設置体制

- ①大阪府及び市町村は、災害発生に備え、それぞれ必要量の仮設トイレ等を備蓄又は調達により確保する。
- ②被災した市町村は、被災者の生活に支障が生じることのないように、高齢者、障がい者に配慮しつつ、速やかに仮設トイレを設置する。
- ③大阪府は、被災市町村からの支援要請があった場合、又は自ら必要と認める場合は、府域の各市町村や関係団体に対して、広域的な応援要請を行い、仮設トイレの設置に対し、調整を行う。

#### （イ）し尿収集運搬体制

- ①被災した市町村で収集運搬体制を確保できる場合は市町村内で行う。
- ②収集運搬体制が確保できない場合は、被災市町村は大阪府に支援を要請する。
- ③大阪府は、災害時団体救援協定書に基づき、大阪府衛生管理協同組合へ支援協力を要請する。

#### （ウ）し尿処理体制

- ①被災した市町村等（一部事務組合を含む。）が管理するし尿処理施設等が通常どおり稼働している場合は、当該施設で処理する。
- ②施設が稼働できない場合は、協定を締結している地域は協定に基づき支援調整を行い、地域内のし尿処理施設等で処理する。協定を締結していない場合は、大阪府に支援要請を行う。
- ③大阪府は、大阪府域のし尿処理体制を調整し、被災市町村等は支援市町村等のし尿処理施設等で処理する。

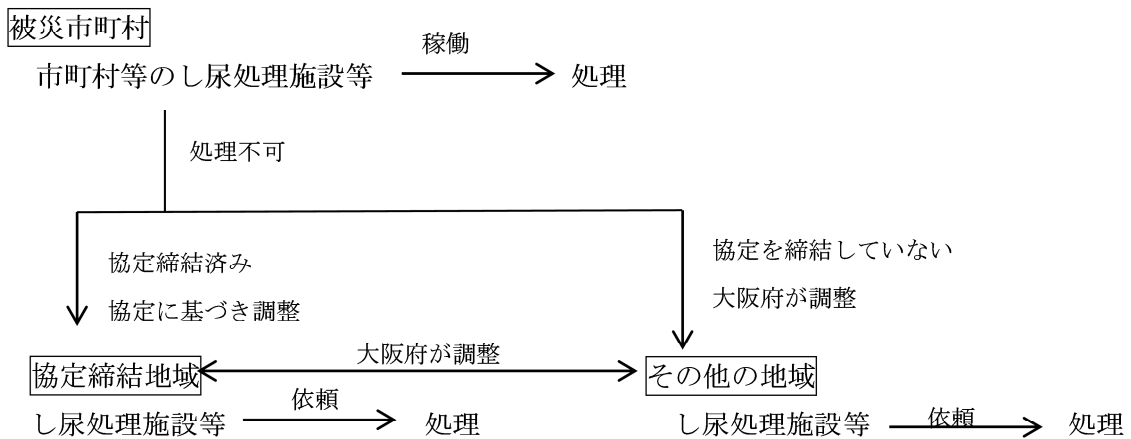


図2 災害時のし尿処理の流れ

イ 生活ごみ及び避難所ごみ（以下、「生活ごみ等」という。）

- ①被災した市町村等が管理する一般廃棄物焼却施設が通常どおり稼働している場合は、当該施設で焼却処理する。
- ②施設が稼働できない場合は、府内各エリアの協定等に基づき、発災時の幹事市（町村）を中心に支援調整を行い、稼働している他の焼却施設で処理する。
- ③焼却施設が稼働しない場合以外に、収集運搬ルートが使用できない等の場合も、②と同様の対応を行う。
- ④エリア内での焼却処理ができない場合は、大阪府が中心にエリア間の調整を行い、隣接するエリア等、他のエリア内で焼却処理する。

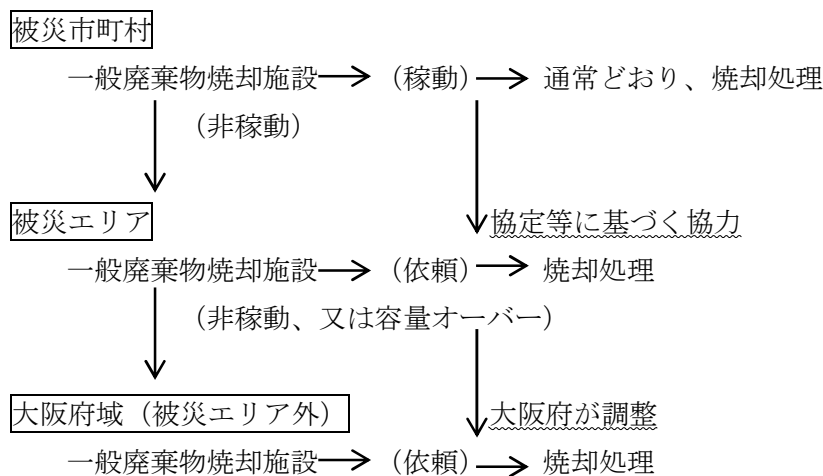


図3 災害時の生活ごみ等処理の流れ

## ウ 災害廃棄物

- ①被災した市町村が設置した一次仮置場に、可能な限り分別（可燃系混合物、不燃系混合物、木くず等）して廃棄物を集積する。
- ②市町村又は大阪府が設置した二次仮置場に、一次仮置場から廃棄物を運搬し、さらに分別、仕分けする。
- ③木くず、廃プラスチック等の可燃物は、二次仮置場等で破碎し、二次仮置場からできるだけ近い一般廃棄物焼却施設や府が協定を締結している公益社団法人大阪産業廃棄物協会の協力を得て焼却処理する。なお、破碎後の木くずの内、燃料として使用できるものは再生利用する。
- ④コンクリートがらや瓦等の不燃物は、二次仮置場で分別したうえで、原則として建設資材等に再生利用する。
- ⑤再生利用できないその他の不燃物は、市町村又は大阪府が調整した最終処分場で埋立処分する。

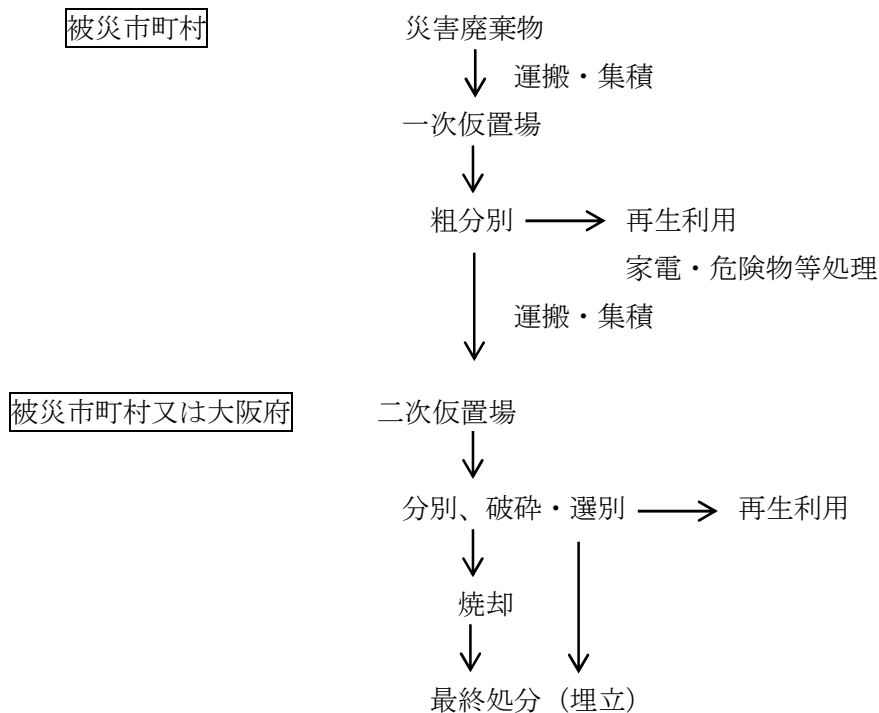
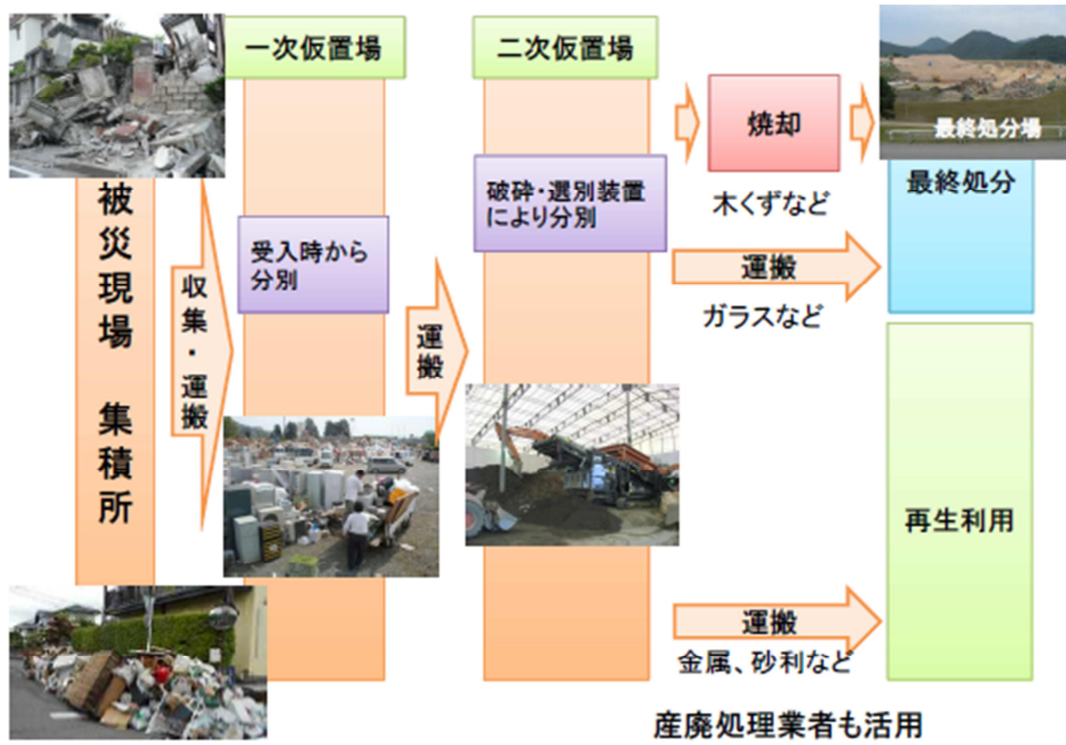


図4 災害廃棄物処理の流れ

＜参考＞ 熊本地震での災害廃棄物処理フロー



(出典：平成 28 年熊本地震における災害廃棄物対策について 平成 28 年 6 月 環境省)

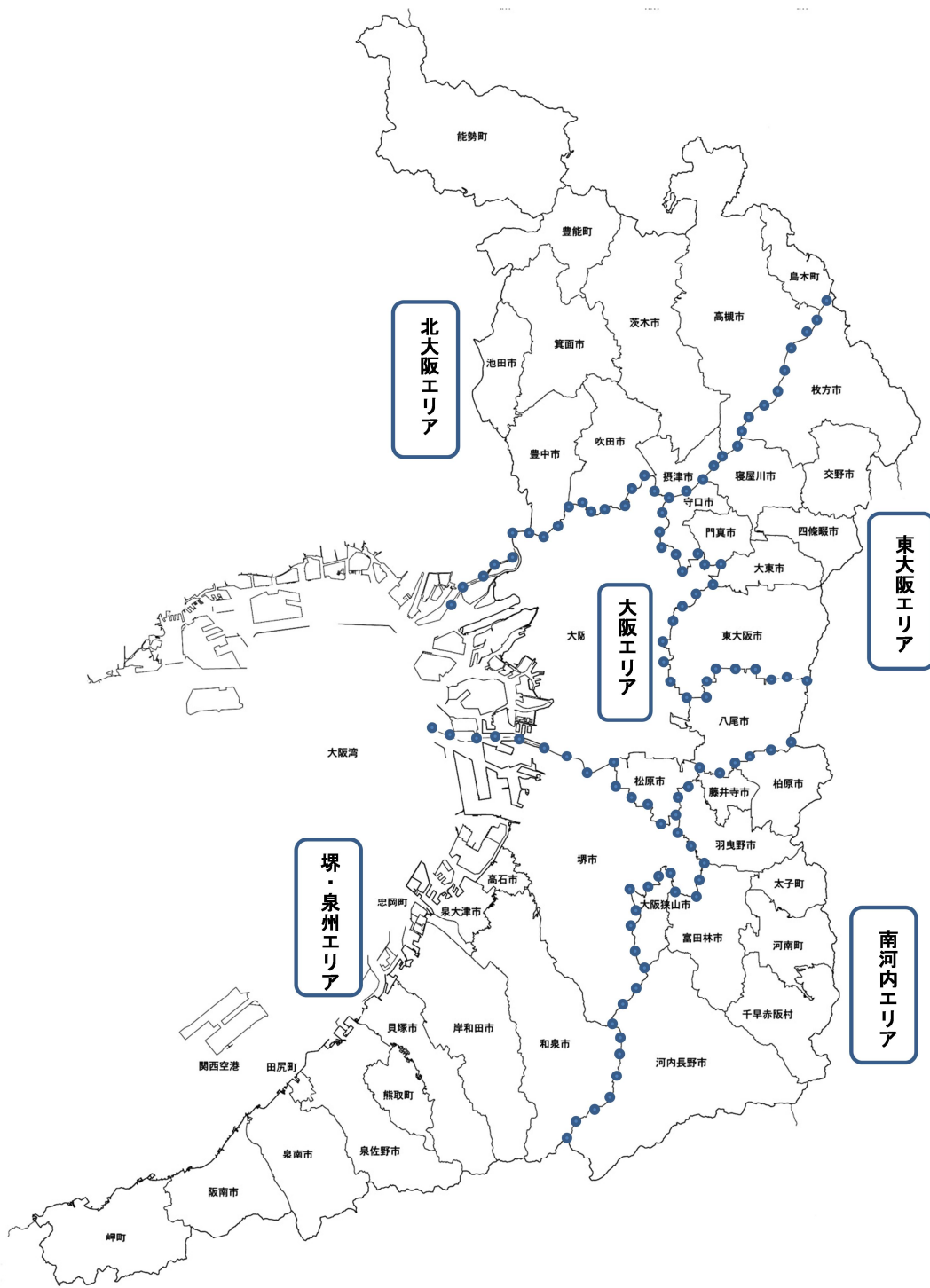
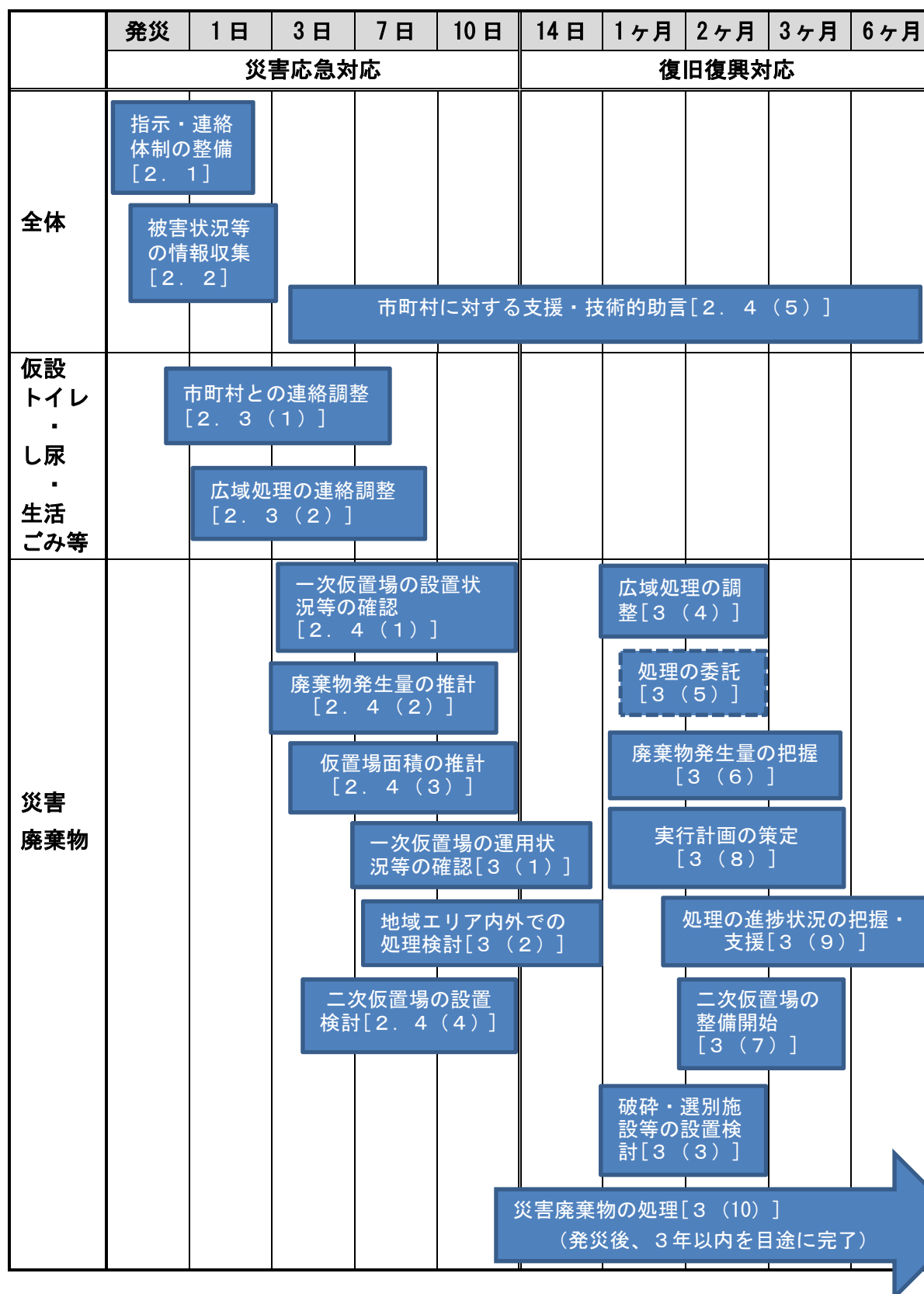


図5 大阪府内市町村の地域エリア

### (8) 大阪府における発災後の対応

大阪府の役割や処理の流れを踏まえ、発災後、大阪府が行う対応の手順を示す。



注) 数字は本計画中の項目番号を示す。



## <参 考> 関連する大阪府の計画

### 大阪府循環型社会推進計画

大規模災害発生時の適正処理の備え

#### 災害時の適正処理体制の構築

- ・災害発生時に、ごみ、し尿等廃棄物が適正に処理できるよう、市町村間の相互支援や広域支援などの体制整備に加え、仮置き場の確保等、平時から災害を想定した具体的な対応について情報共有を図るなど体制の拡充を図る。
- ・特に大規模災害発生時には、国、都道府県、市町村、民間事業者が一丸となって取り組む必要があり、広域的な連携体制の充実を図る。

#### 技術の蓄積と人材の育成

- ・大規模な災害で大量に発生する災害廃棄物を迅速に処理するために、できるだけ早い段階からの分別等に着手できるよう、過去の災害等の事例や教訓から、災害廃棄物処理の技術やノウハウを蓄積するとともに、それら技術を伝承するための、訓練、演習等により災害廃棄物への対応力のある人材の育成を図る。

### 大阪府地域防災計画

#### 第1 し尿処理

##### 2 府

- 1) 市町村からの応援要請があった場合、又は自ら必要と認めた場合は、府域の各市町村や関係団体に対して、広域的な応援要請を行うとともに、応援活動の調整を行う。
- 2) 被災地域の市町村から災害し尿等の収集運搬について協力要請があった場合に、別に締結する協定書に基づき、大阪府衛生管理協同組合に対して支援協力を要請する。
- 3) 府域でし尿の処理を行うことが困難であると認められる場合には、広域的な処理体制を確保するため、他の府県や国に対し応援を要請する。

#### 第2 ごみ処理

##### 2 府

- 1) 市町村からの応援要請があった場合、又は自ら必要と認めた場合は、府域の各市町村や関係団体に対して、広域的な応援要請を行うとともに、応援活動の調整を行う。
- 2) 府域で生活ごみ等の処理を行うことが困難であると認められる場合には、広域的な処理体制を確保するため、他の府県や国に対し応援を要請する。

#### 第3 災害廃棄物等（津波堆積物を含む。）処理

##### 2 府

- 1) 市町村からの応援要請があった場合、又は自ら必要と認めた場合は、最終処分までの処理ルート確保を応援する。

- 2) 市町村の災害廃棄物等処理の進行管理等を行うため、全体処理計画を作成する。  
全体処理計画に基づき、府域の各市町村や関係団体に対して、広域的な応援を要請し、応援活動の調整を行う。
- 3) 市町村等が実施する災害廃棄物等の撤去、災害廃棄物等の収集・運搬及び災害廃棄物等の処理・処分等について、市町村等から要請があった場合に、別に締結する協定書に基づき、公益社団法人大阪府産業廃棄物協会に対して協力を要請する。
- 4) 府域で災害廃棄物等の処理を行うことが困難であると認められる場合には、広域的な処理ルートを確認するため、関西広域連合、他の府県や国に対し応援を要請する。
- 5) 災害発生時に発生する廃棄物に対応するため、府内市町村を含む関係団体等の連携・協力のもと、処分場の能力維持及び代替性・多重性を確保する観点から、大阪湾フェニックス事業の推進に努める。

#### 新・大阪府地震防災アクションプラン

〔ミッションⅡ〕地震発生後、被災者の「命をつなぐ」ための、災害応急対策  
アクション 64 「し尿及び浄化槽汚泥の適正処理」

地震発生後に、関係施設が被害を受けた場合や避難所等に仮設トイレ（汲取り式）を設置する場合にも、市町村が適正処理できるよう、関係機関（大阪府衛生管理協同組合等）との連携体制の充実など、広域的な支援の要請・調整を府が行う。

#### アクション 65 「生活ごみの適正処理」

市町村等の廃棄物処理施設が被害を受けた場合にも、生活ごみの処理が適正に行われるよう、府が広域的な応援要請や応援活動の調整を行う等、他府県等、関係機関との連携体制の充実を図る。

〔ミッションⅢ〕「大都市・大阪」の府民生活と経済の迅速な回復のための復旧復興対策  
アクション 73 「災害廃棄物の適正処理」(重点アクション 39)

集中取組期間中に、市町村に対し、災害廃棄物等の仮置場の候補地、最終処分までの処理ルート等、市町村が予め検討しておくべき事項について技術的助言を行い、市町村における災害廃棄物処理体制の確保を働きかける。また、府域での処理が困難な場合に備え、広域的な処理体制の整備を図る。

## 2 災害応急対応

災害時の応急対応としては、市町村がし尿及び生活ごみ等を継続して適正に処理するための対策が中心となる。また、災害廃棄物の処理が中心となる次の復旧復興対策を円滑に実施するための対応（準備）も合わせて必要となる。

### 2.1 指示・連絡体制の整備（発災後、速やかに）

大阪府では、地域防災計画に則り、防災・危機管理対策指令部が大規模な災害が発生したと判断した時や震度6弱以上の震度を観測した時等には、災害予防及び災害応急対策を実施するために、知事を本部長とする災害対策本部が設置される。

災害廃棄物等の内、仮設トイレの設置については政策企画部危機管理室、し尿処理は健康医療部環境衛生課が指示・連絡体制を整備する。生活ごみ・避難所ごみ及び災害廃棄物の処理については、環境農林水産部循環型社会推進室が担当し、循環型社会推進室長を統括責任者、同室資源循環課長を責任者とし、発災後、速やかに災害廃棄物処理チーム長を定めるとともに、「情報・技術班」、及び「広域支援班」を形成し、各班員はチーム長の指示により実務を行う。

なお、仮置場、仮設処理施設の設置等の建設工事を行う場合には、土木・建築職を含めた体制とする。

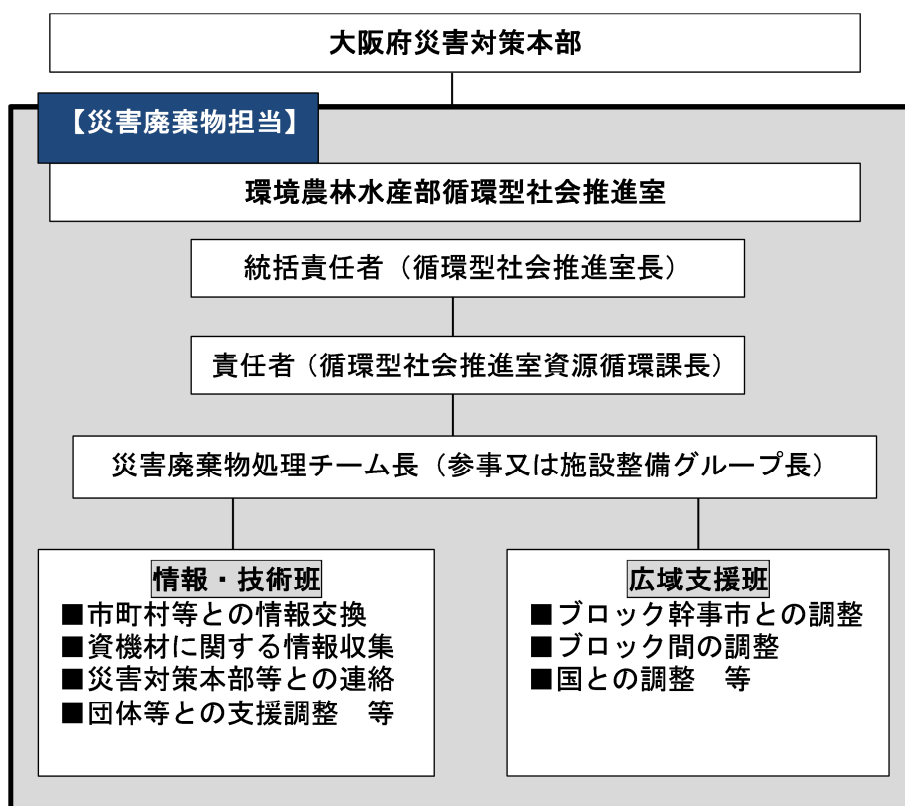


図6 災害時の指示・連絡体制

## 2.2 被害状況等の情報収集（発災後、1日）

### ア 一般廃棄物処理施設等の状況

市町村の一般廃棄物及びし尿処理施設の被害状況、生活ごみ及びし尿の受入可能量等について、資料2に示した「ごみ処理及びし尿処理施設稼働確認連絡先」をもとに、資料6の「震災等災害及び緊急時連絡記録表」や資料7の「し尿処理体制に関する被災状況等報告」等を使用して情報収集する。

情報収集した結果は、資料8の「一般廃棄物処理施設の被災状況調書」、及び資料9の「し尿処理施設等の被災状況調書」に全市町村の状況を一覧表で整理する。

情報収集項目（ごみ処理関係）

- 施設の稼働状況
- 施設の被害状況
- 電気、水道、ガスの供給状況
- 収集運搬状況
- 施設等復旧の見込み
- 生活ごみ等受入可能量 等

### イ 建築物・構造物の被害

住宅、ビル等の建築物、道路、堤防等の構造物の被害状況については、資料1に示した災害対策本部の「情報収集伝達経路」をもとに収集された情報により把握する。

### ウ 仮置場候補地及びアクセス道路の被害

被災市町村が事前に想定していた一次仮置場候補地や、市町村又は大阪府が想定していた二次仮置場候補地について、その被害状況を当該候補地の市町村や土地管理者から情報収集する。また、災害対策本部を通じて、被災市町村等から仮置場候補地へのアクセス道路の被害状況について情報収集する。

併せて、仮置場の設置や管理について市町村への支援、助言を行う。

### エ 廃棄物最終処分場等の被害

大阪湾フェニックス事業による大阪沖及び泉大津沖最終処分場や搬入基地、また、市町村や民間機関における最終処分場の被害状況について、資料3「廃棄物最終処分場一覧」をもとに把握するとともに、必要に応じて、廃棄物の搬入に係る連絡調整を行う。

## 2.3 仮設トイレ・し尿・生活ごみ等への対応

### （1）市町村との連絡調整（発災後、3日～7日）

#### ア 仮設トイレとし尿

（ア）仮設トイレの設置体制

被災市町村からの支援要請があった場合、又は自ら必要と認める場合は、府域の各市町村や関係団体に対して、広域的な応援要請を行い、資料 20 に示した仮設トイレ等必要量等を参考に仮設トイレの設置に対し、調整を行う。

なお、大阪府は大阪建設機械リース協同組合と災害時における応急救助用資機材等（仮設トイレ等を含む）の供給協力に関する協定を締結しており、その協定を資料 12 に示す。

#### (イ) 収集運搬体制

被災市町村からの支援要請があった場合や要請が予想される場合は、大阪府衛生管理協同組合と収集運搬体制について調整する。

なお、大阪府衛生管理協同組合と災害時団体救援協定を締結しており、その協定を資料 13 に示す。

#### (ウ) し尿処理体制

被災市町村からの支援要請があった場合や要請が予想される場合は、情報収集したし尿処理施設等の被害や稼働状況を踏まえ、協定締結地域は協定に基づき支援について調整し、その他の地域は大阪府が支援について調整する。資料 14 にし尿等の処理に係る協定の概要を示す。

## イ 生活ごみ等

被災市町村からの支援要請があった場合や要請が予想される場合は、情報収集した廃棄物処理施設等の被害や稼働状況、受入可能量等を踏まえ、被災市町村や発災時のエリア幹事市（町村）と調整をした上で、エリア内の他の市町村での生活ごみ等の処理について支援を要請する。

被災したエリア内だけで処理が困難な場合には、近隣エリアの幹事市と調整し、エリア間での支援について調整する。

なお、府内市町村の北大阪、東大阪、堺・泉州の各エリアは災害時等の相互支援協定を締結しており、それらの概要を資料 14 に示す。

### (2) 広域処理に係る連絡調整（発災後、3日～7日）

府内でのし尿及び生活ごみ等の処理が困難な場合は、環境省近畿地方環境事務所や関西広域連合等と連絡調整のうえ、支援要請を行う。

## 2.4 災害廃棄物への対応

### (1) 一次仮置場の設置状況等の確認（発災～10日）

一次仮置場の設置状況、災害廃棄物の搬入状況、現地での分別状況等については、資料 10 の「震災等災害廃棄物連絡記録表」等を使用して、被災した市町村から、適宜、情報収集し、整理する。

- 情報収集項目
- 一次仮置場の設置状況
  - 災害廃棄物の搬入状況・廃棄物量
  - 災害廃棄物の分別状況
  - 二次仮置場への搬出予定（搬出日程、搬出量等）
  - 環境保全対策
  - 環境モニタリングの状況 等

## （２）災害廃棄物発生量の推計（発災～10日）

災害発生後の応急段階においては、建物の被害状況等から災害廃棄物発生量を推計し、その結果を基に今後の処理方針について検討を行う。

災害廃棄物（津波堆積物を含む。）の発生量は、解体建築物の棟数等から資料 21「災害廃棄物発生量推計方法」に基づき推計する。

その他、環境省と連携し、衛星写真等をもとに災害廃棄物発生量を推計することも検討する。

なお、実際の災害廃棄物の発生量は推計した発生量との乖離があることから、被災現場や仮置場で確認された災害廃棄物の発生状況等について、市町村等から情報収集し、適宜、より精度の高い発生量の把握を行う。

### 災害廃棄物発生量の推計結果

表 2 に大阪府域で想定されている大規模地震と、その地震により発生する災害廃棄物量を大阪府域のエリア毎に推計した結果を示す。

表 2 大阪府域の想定大規模地震及びエリア別災害廃棄物発生量（単位：千トン）

| 地震<br>エリア | 上町断層<br>帯 A | 上町断層<br>帯 B | 生駒断層<br>帯 | 有馬高槻<br>断層帯 | 中央構造<br>線断層帯 | 東南海・<br>南海 | 南海<br>トラフ |
|-----------|-------------|-------------|-----------|-------------|--------------|------------|-----------|
| 北大阪       | 6,116       | 267         | 2,671     | 6,552       | 9            | 260        | 505       |
| 東大阪       | 8,017       | 1,117       | 16,164    | 2,195       | 129          | 691        | 5,772     |
| 大阪        | 20,086      | 7,148       | 10,708    | 699         | 313          | 1,560      | 13,633    |
| 南河内       | 1,350       | 2,203       | 1,608     | 5           | 689          | 107        | 163       |
| 堺・泉州      | 4,582       | 12,669      | 197       | 1           | 2,322        | 1049       | 3,192     |
| 府全域       | 40,154      | 23,404      | 31,349    | 9,453       | 3,463        | 3,669      | 24,142    |

- 備考
- 1) 災害廃棄物発生量は資料 21 に示した方法により推計した。
  - 2) 市町村毎の災害廃棄物発生量は資料 23 に示した。

## （３）仮置場必要面積の推計（発災～10日）

仮置場の必要面積について、推計した災害廃棄物発生量を基に資料 22「仮置場必

要面積の算定方法」を参考に推計する。

### 仮置場必要面積の推計結果

表3に想定地震別に災害廃棄物の仮置きに必要な面積を大阪府域のエリア毎に推計した結果を示す。

表3 大阪府域のエリア別仮置場必要面積 (単位: ha)

| 地震<br>エリア | 上町断層<br>帯A | 上町断層<br>帯B | 生駒断層<br>帯 | 有馬高槻<br>断層帯 | 中央構造<br>線断層帯 | 東南海・<br>南海 | 南海<br>トラフ |
|-----------|------------|------------|-----------|-------------|--------------|------------|-----------|
| 北大阪       | 208.0      | 9.0        | 90.8      | 223.0       | 0.3          | 8.8        | 15.7      |
| 東大阪       | 273.6      | 37.9       | 547.0     | 76.0        | 4.4          | 23.5       | 178.5     |
| 大阪        | 668.6      | 244.0      | 363.4     | 23.8        | 10.6         | 53.3       | 432.9     |
| 南河内       | 46.5       | 75.9       | 55.8      | 0.2         | 23.6         | 3.6        | 5.1       |
| 堺・泉州      | 157.2      | 431.7      | 6.6       | 0.0         | 79.0         | 36.3       | 132.9     |
| 府全域       | 1,353.9    | 798.5      | 1,063.6   | 322.9       | 117.7        | 125.4      | 765.1     |

備考 1) 仮置場面積は下記の方法(資料22、例2)により推計した。

$$\text{面積} = \text{仮置量} \div \text{見かけ比重} \div \text{積み上げ高さ} \times (1 + \text{作業スペース割合})$$

仮置量 = がれき発生量 - 年間処理量

年間処理量 = がれき発生量 / 処理期間

見かけ比重: 可燃物 0.4 (t/m<sup>3</sup>)、不燃物 1.1 (t/m<sup>3</sup>)

積み上げ高さ: 5m

作業スペース割合: 作業スペース割合 1 (100%)

2) 市町村毎の仮置場の推計面積は資料24に示した。

#### (4) 二次仮置場の設置検討(発災~10日)

市町村や関係協力機関等と調整しながら、一次仮置場からのアクセス、面積、周辺環境、最終処分場へのアクセス等を勘案し、平常時に検討・抽出していた二次仮置場を主な候補として、二次仮置場の設置について検討する。なお、二次仮置場には、仮設の破碎・選別施設等の処理施設が設置される可能性があることを考慮して、実施する環境保全対策や環境モニタリングも含めて検討する。

また、仮置場の設置検討にあたっては、資料16「仮置場の選定にあたっての留意事項」を参考にしながら実施する。

## 二次仮置場の候補地面積

二次仮置場の候補地について、東日本大震災で設置された二次仮置場の面積を参考に3ha以上の大阪府の所有地を候補地とし、大阪府域のエリア毎に合計した面積を表4に示す。

府有地での不足分は、国及び市町村の所有地、さらに民間の所有地において、二次仮置場を設置することを検討する。

表4 大阪府域のエリア別仮置場候補地面積 (単位: ha)

| 北大阪          | 東大阪 | 大阪 | 南河内 | 堺・泉州 |
|--------------|-----|----|-----|------|
| 474          | 166 | 55 | 168 | 587  |
| 大阪府域合計 1,449 |     |    |     |      |

備考) 表中の面積は敷地全体の面積であり、実際の仮置場として利用できる面積はこれ以下となる。

## (5) 市町村に対する支援・技術的助言

### ア 災害応急時

- ①市町村が行う仮置場の選定、設置について、資料16「仮置場の選定にあたっての留意事項」を参考に助言を行う。
- ②市町村が行う一次仮置場の管理、場内配置・分別等について、資料17「一次仮置場での災害廃棄物の受入手順の事例」や図7「災害廃棄物の分別」等を参考に助言を行う。また、民間事業者や団体による仮置場の管理等について助言を行う。

<災害廃棄物分別の際の主な分類>

- 可燃系混合物 ○不燃系混合物 ○木くず(柱・角材、木製家具、倒木)
- コンクリートがら ○金属くず
- 家電製品 ○危険物・有害物等 ○処理困難物

- ③大阪府のホームページで公開している「大阪府産業廃棄物処理業者名簿」等をもとに、災害廃棄物の処理委託が可能な産業廃棄物処理施設等に関する情報提供等を行う。

### イ 復旧復興時

- ①被災した市町村が実行計画を策定するに当たって助言、支援する。
- ②市町村が行う災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金の交付申請等事務について支援を行う。



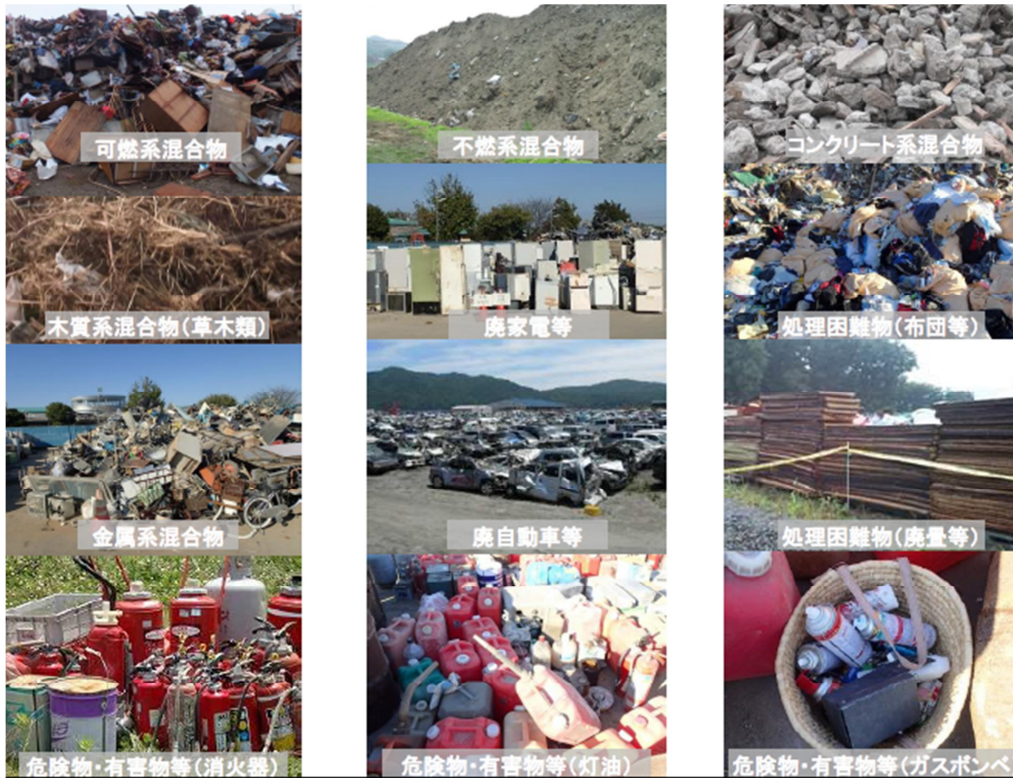
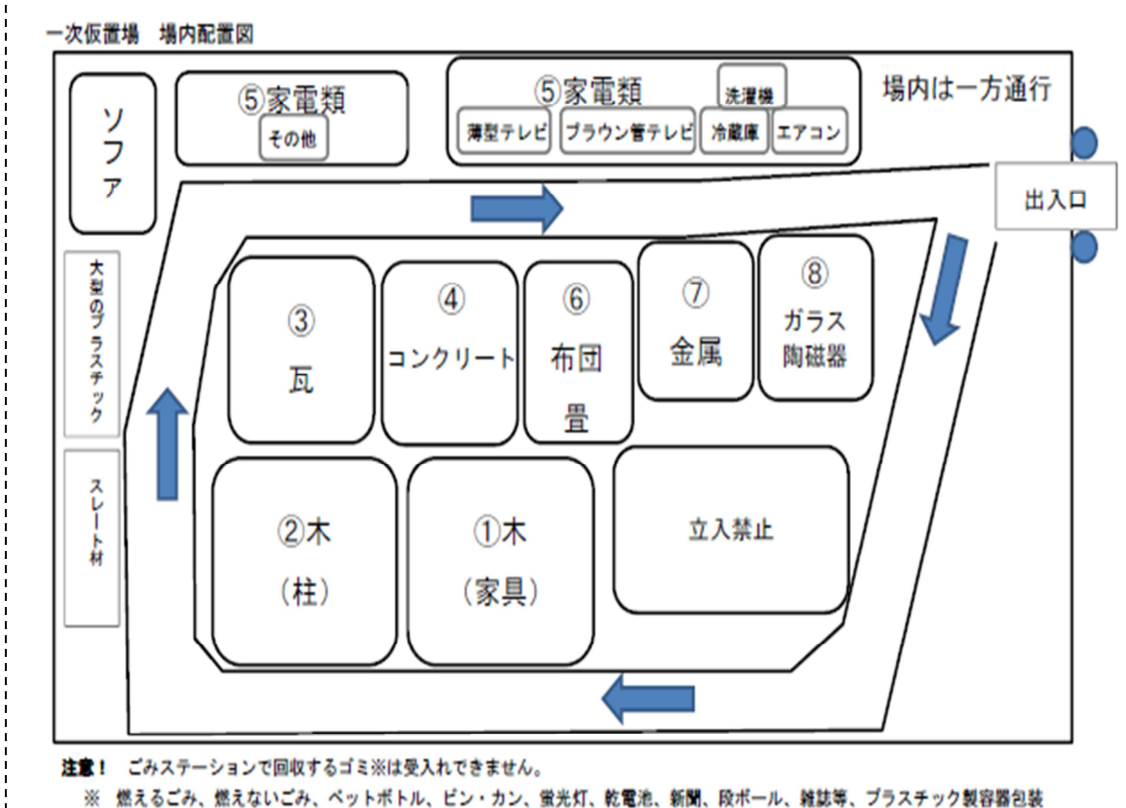


図7 災害廃棄物の分別 (出典：災害廃棄物の分別 平成28年4月23日 環境省)

<参 考> 一次仮置場での場内配置の例



(出典：関西広域連合益城町災害対策支援本部 (がれき班) 第2陣 活動日誌 (平成28年4月) 参考資料)

### 3 復旧復興対応

災害後の復旧復興にできるだけ早く取りかかるには、建築物や構造物の損壊等によって発生する災害廃棄物の処理を計画的に進める必要がある。災害廃棄物は、一般廃棄物であり、原則として市町村が処理するものであるが、大規模災害時には市町村域を超えた対応が必要となることが想定され、大阪府においても災害廃棄物の適正処理への対策が中心となる。

#### (1) 一次仮置場の運用状況等の確認（発災～14日）

一次仮置場では、二次仮置場等での破碎・選別処理等を効率的に実施するために可能な限り分別することが必要である。被災した市町村から、一次仮置場への災害廃棄物の搬入状況、現地での分別状況等について、資料10の「震災等災害廃棄物連絡記録表」等を使用して情報収集し、整理する。

- 情報収集項目
- 災害廃棄物の搬入状況・廃棄物量
  - 災害廃棄物の分別状況
  - 有害廃棄物、危険物、腐敗性廃棄物、処理困難物、家電リサイクル対象物等の搬入状況
  - 環境保全対策の状況
  - 環境モニタリングの状況
  - 二次仮置場への搬出予定（搬出日程、搬出量等） 等

#### (2) 地域エリア内・エリア間での処理検討（発災～14日）

被災した市町村を含む地域エリア内の市町村間、また、他の地域エリア間の市町村に対し、既存の一般廃棄物処理施設等で災害廃棄物の処理可能量等について、資料11の「災害廃棄物受入調査表」等を使用して情報収集、整理し、地域エリア内、地域エリア間での処理について検討する。

- 情報収集項目
- 可燃物（廃プラスチック類、木くず等）の処理可能量
  - 不可燃物（コンクリートがら、金属くず等）の処理可能量
  - 受入日量、受入期間
  - 受入条件（大きさ、性状等） 等

### 焼却可能量等の推計

府内市町村等が管理するごみ焼却施設における災害廃棄物の焼却可能な量については、以下の方法で推計することができる。この方法で大阪府域のエリア毎に焼却可能量を推計した結果を表5に示す。

焼却可能量＝

$$\text{定格焼却能力 (t/日)} \times 268 \text{ 日} \times (1 - \text{エリア別平均稼働率}) \times 2.5 \text{ 年}$$

エリア別平均稼働率：平成26年度の各施設の実績をもとに算定

年間稼働日数：年間日数365日－年間停止日数85日×調整係数(96%)＝268日

焼却期間：発災後6ヶ月から3年まで焼却するとして2.5年間に設定

表5 大阪府域のエリア別焼却可能量 (単位：千トン)

| 北大阪          | 東大阪 | 大阪  | 南河内 | 堺・泉州 |
|--------------|-----|-----|-----|------|
| 772          | 552 | 492 | 214 | 304  |
| 大阪府域合計 2,333 |     |     |     |      |

エリア別に推計した焼却必要量に対して、各エリア内の市町村等のごみ焼却施設による災害廃棄物の焼却可能量について、比較検討した結果を表6に示す。

表6 大阪府域のエリア別焼却必要量及び焼却可能率

| 地震<br>エリア | 上町断層<br>帯A | 上町断層<br>帯B | 生駒断層<br>帯 | 有馬高槻<br>断層帯 | 中央構造<br>線断層帯 | 東南海・<br>南海 | 南海<br>トラフ |
|-----------|------------|------------|-----------|-------------|--------------|------------|-----------|
| 北大阪       | 795        | 35         | 347       | 852         | 1            | 34         | 66        |
|           | 97         | 2,223      | 222       | 91          | 65,946       | 2,283      | 1,168     |
| 東大阪       | 1,042      | 145        | 2,101     | 285         | 17           | 90         | 750       |
|           | 53         | 380        | 26        | 193         | 3,290        | 614        | 74        |
| 大阪        | 2,611      | 929        | 1,392     | 91          | 41           | 203        | 1,772     |
|           | 19         | 53         | 35        | 541         | 1,209        | 243        | 28        |
| 南河内       | 176        | 286        | 209       | 1           | 90           | 14         | 21        |
|           | 122        | 75         | 102       | 32,850      | 238          | 1,535      | 1,002     |
| 堺・泉州      | 596        | 1,647      | 26        | 0           | 302          | 136        | 529       |
|           | 51         | 19         | 1,188     | 234,111     | 101          | 223        | 58        |
| 府全域       | 5,220      | 3,043      | 4,075     | 1,229       | 450          | 477        | 3,139     |
|           | 45         | 77         | 57        | 190         | 518          | 489        | 74        |

備考 1) 上段：焼却必要量（千トン） 下段：焼却可能率（％）

2) 焼却必要量は東日本大震災で発生した災害廃棄物の内、沿岸の岩手県、宮城県、福島県で焼却処理した割合（平成 27 年 2 月末、実績値 13% 環境省資料）をもとに推計した。

上町断層帯 A、上町断層帯 B、生駒断層帯、南海トラフ巨大地震では、府全域の焼却可能率が 45～77%であり、民間の焼却施設での焼却や大阪府域外での広域処理が必要となる。上町断層帯 B、生駒断層帯地震では、府全域では焼却可能率が 100%を下回っているが、エリア別に見ると大幅に焼却可能量が必要量を上回っているエリアがあり、また、有馬高槻断層帯地震では北大阪以外は焼却可能量が必要量を上回っており、エリア間の支援により府内での焼却処理の可能性がある。中央構造線断層帯、東南海・南海地震では、全エリアで焼却可能量が必要量を上回っており、全てのエリア内において焼却が可能であると推定される。

実際の焼却可能量は推計した焼却量と乖離があることから、発災後、市町村から情報収集した災害廃棄物の受入可能量等に基づき、地域エリア内、地域エリア間での焼却可能量について検討する。

### **（３） 破碎・選別施設等の設置検討（発災～２ヶ月）**

一次仮置場で大まかに分別された災害廃棄物の内、木くず（柱・角材）、可燃系混合物、不燃系混合物、コンクリートがらは、再資源化し、復興資材等に再利用できることから、二次仮置場に仮設の破碎・選別施設を設置することを検討する。

また、選別された可燃物については、近隣の一般廃棄物焼却処理施設や産業廃棄物処理施設を効果的に活用（エリア間や広域での処理も含めて検討）して処理するとともに、必要に応じ仮設の焼却炉を設置し、処理する。

### **（４） 広域処理に係る連絡調整（発災～２ヶ月）**

府内での災害廃棄物の処理が困難な場合は、環境省近畿地方環境事務所や関西広域連合等と連絡調整のうえ、支援要請を行う。

## ＜参 考＞ 広域処理支援体制

### 【近畿ブロック協議会】

環境省（近畿地方環境事務所）は平成 27 年 1 月に近畿 2 府 4 県（奈良県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県）、及び政令市・中核市等から構成される「大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会」を設置し、大規模災害時の廃棄物対策に関して、近畿圏における広域連携、相互支援体制等の整備が進められている。

### 【関西広域連合】

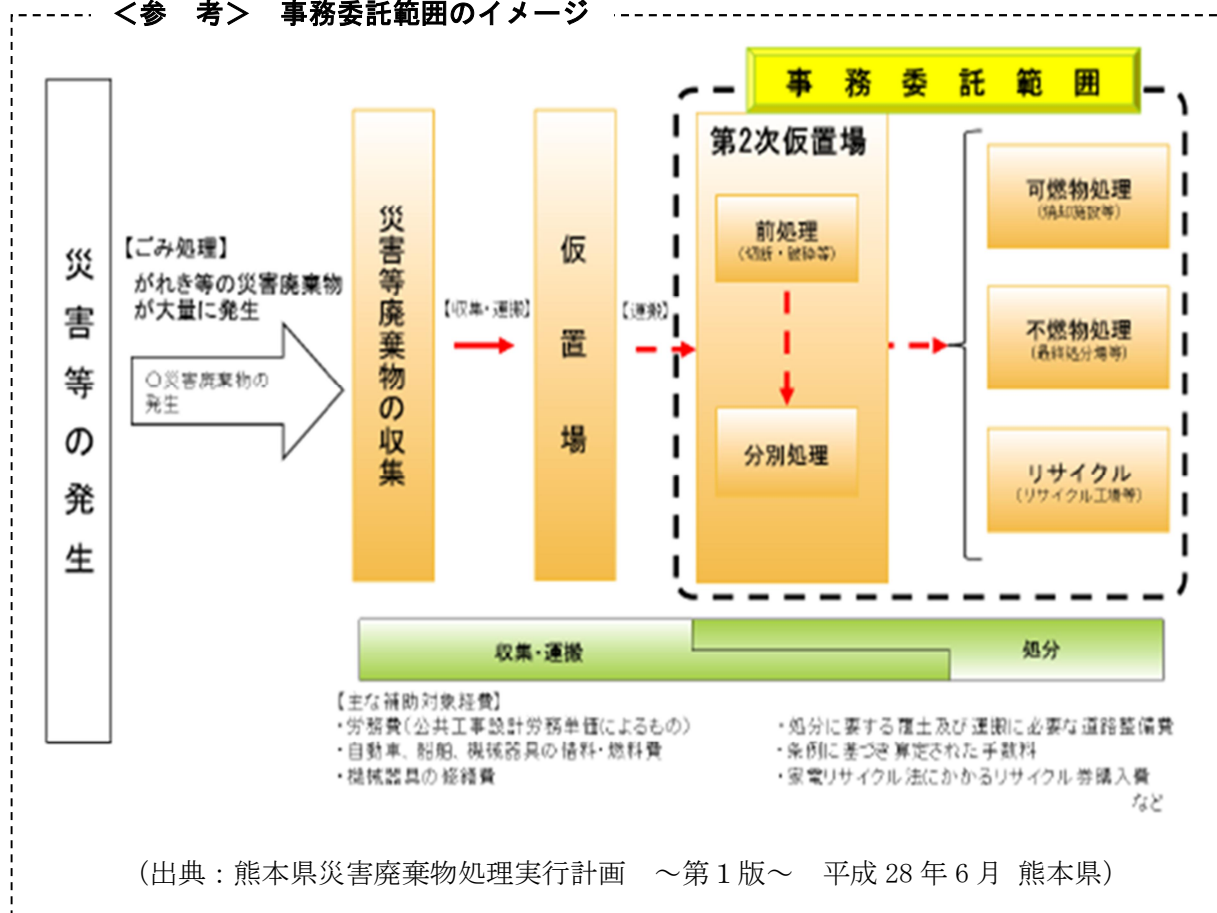
関西広域連合は、東海・東南海・南海地震等の大規模広域災害に対し、関西広域連合がとるべき対応方針やその手順を定めた「関西防災・減災プラン」を策定している。また、本プランを補完するものとして、「関西広域応援・受援実施要綱」を定め、広域連合及び構成団体が関係機関・団体と連携し、大規模広域災害発生時の応援・受援を円滑に実施できるよう「災害廃棄物の処理」の手順等を記載している。本要綱では、応援府県は、「広域連合（カウンターパート方式の場合：被災府県）から応援内容の連絡があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、職員派遣、廃棄物受入れを管内市町村と調整する。」こととされている。

## （5）災害廃棄物処理の事務受託（発災～2ヶ月）

市町村による災害廃棄物の処理が困難となった場合、市町村は地方自治法に基づいて大阪府に事務を委託することができる。大阪府は市町村の被害状況、災害廃棄物の発生量等を勘案して、市町村による処理が困難であると認められる場合には、災害廃棄物の処理に関する事務を受託し、大阪府が処理を代行する。

受託に当たっては、処理対象物や受託の範囲を明確にしたうえで、具体的な処理手順、方法等について検討しておく。

＜参考＞ 事務委託範囲のイメージ



(6) 災害廃棄物発生量の見直し・把握(発災～3ヶ月)

災害廃棄物の一次仮置場への集積状況や二次仮置場の運用状況、また広域支援による処理予定等をもとに、応急段階で推計した災害廃棄物発生量を見直し、できるだけ正確に把握する。

(7) 二次仮置場の整備開始(発災～3ヶ月)

大阪府が市町村から処理の委託を受けた場合は、応急段階での検討結果、災害廃棄物発生量、一次仮置場の状況等を勘案し、二次仮置場の整備を開始する。

## 仮置場の環境保全対策

- ・ 廃棄物の積み上げ高さは5メートル以下、一山当たりの設置面積は200m<sup>2</sup>以下とし、廃棄物の安定化を図り、崩落を防ぐ。

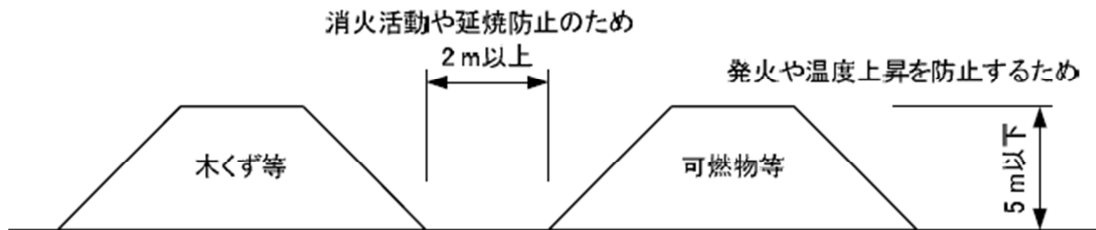


図8 廃棄物の積み上げ方

(出典：災害廃棄物対策指針 技術資料 1-14-5「仮置場の確保と配置計画にあたっての留意事項」 平成26年3月 環境省)

- ・ 木くず及びその他の可燃物は、火災発生防止策や温度計測を行うとともに、消火器等を設置する。特に畳等の腐敗性廃棄物は発火しやすいため、積み上げは2m以下とする。
- ・ 周辺環境への粉塵や騒音の影響を軽減するため、周囲に飛散防止ネットや防音シートを設置する。
- ・ 仮置場への搬入出車両による騒音や排気ガスの周辺への影響に対する対策を講じる。
- ・ 廃棄物の積み降ろし及び積み上げの際には、散水により粉塵の飛散を抑制する。また、状況に応じて臭気対策として消臭剤の散布を行う。
- ・ 仮置場での作業は振動、騒音等による周辺への影響を考慮して、深夜、早朝の作業は極力控えるなどの対策を図る。
- ・ 廃棄物からの土壌汚染を未然に防止するため、事前に敷地に鉄板、遮水シート、簡易舗装等を敷設する。
- ・ 必要に応じて、仮置場の敷地境界等で大気、騒音・振動等の環境モニタリングを実施する。土壌については、廃棄物の搬入前後で重金属類を中心に土壌調査を実施する。

### (8) 実行計画の策定（発災～3ヶ月）

災害廃棄物を適正かつ計画的に処理するため、本計画等をもとに実行計画を策定する。また、大阪府は被災市町村が実行計画を策定するに当たって、支援や助言を行う。

## 実行計画に盛り込む事項

- 被害の状況
  - ・市町村別の建築物や構造物の損壊状況（全壊、半壊、一部損壊の数等）
- 処理の基本方針
  - ・処理対象物（災害廃棄物、推計発生量 等）
  - ・処理主体（〇〇市 等）
  - ・大阪府の役割（府域や府域を越えた広域での調整、事務委託による処理 等）
  - ・処理期間（災害の規模に応じて、発災後2～3年以内）
  - ・処理方法（再生利用、減量化、最終処分 等）、  
（市町村域、府内地域エリア域、府全域、広域での処理 等）
  - ・財源（環境省「災害等廃棄物処理事業費補助金」の活用 等）
- 処理の実行計画
  - ・災害廃棄物の発生量（市町村別、種類別）
- 処理の基本的事項
  - ・役割分担（市町村、大阪府、国）
- 処理方法
  - ・処理の手順
  - ・仮置場の状況（管理、分別、配置）
  - ・再生利用及び減量化の状況、計画
  - ・焼却処理の方法
  - ・最終処分の方法
  - ・処理困難物等の処理の方法
  - ・広域（府域外）処理の必要性及び処理計画
- 処理スケジュール（工程表）
- 仮置場の設置及び管理
- 事務委託による処理（事務委任を受けた場合）
  - ・受託市町村
  - ・委託範囲
  - ・委任対象物及び処理方法

### （9）災害廃棄物処理の進捗状況の把握及び支援（発災～6ヶ月）

大阪府や市町村が策定した実行計画に定めた処理スケジュールに照らして、災害廃棄物の処理（破碎・選別、再資源化、最終処分等）が適切に進んでいるか確認し、処理が計画どおりに進んでいない場合には、処理方法の見直し等を行い、必要に応じて実行計画の見直しを行う。また市町村が行う処理に対する助言や支援等を行う。

### （10）災害廃棄物の処理（発災～3年）

災害廃棄物は、復旧復興時に可能な限り資材として活用することを念頭に、復興



計画や復興事業の進捗にあわせて、二次仮置場に破碎・選別施設を設置するなどし、分別・処理・再資源化を行う。廃棄物の再資源化や処理にあたっては、資料 18 に示した「廃棄物種類毎の処理方法・留意事項等」を踏まえ、適切な方法を選択する。なお、破碎・選別、不燃物処理・資源化、再生利用については、資料 4 「粗大ごみ処理施設一覧及び位置図」、資料 5 「不燃物処理・資源化施設一覧及び位置図」に示した市町村の施設の活用について検討する。また、最終処分については、資料 3 「廃棄物最終処分場一覧」に示したフェニックス処分場及び市町村等が管理する処分場の活用を検討する。

災害廃棄物の撤去、収集・運搬及び処理・処分等について、市町村から要請があった場合等には、大阪府は資料 15 に示した協定書に基づき、公益社団法人大阪府産業廃棄物協会に対して協力を要請する。処理困難物については、受入れ先の調整を行う。

### 最終処分場の残余容量と埋立処分必要量

大阪府域の公共機関が管理する埋立可能な処分場は、現在、フェニックス埋立処分場と 4 市 2 一部事務組合の 6 処分場があり、その残余容量は表 7 に示したとおりである。

表 7 大阪府域の埋立処分場及び残余容量（平成 26 年度末）

| 容量等<br>処分場      | 埋立面積<br>(千 $m^2$ ) | 全体容量<br>(千 $m^3$ ) | 残余容量<br>(千 $m^3$ ) | 平成 26 年度<br>処分量 (千 $m^3$ ) |
|-----------------|--------------------|--------------------|--------------------|----------------------------|
| フェニックス<br>埋立処分場 | 2,310              | 33,975             | 12,501             | 716                        |
| 市町村・<br>一部事務組合  | 850                | 12,764             | 2,631              | 1,546                      |
| 合 計             | 3,160              | 46,739             | 15,132             | 2,262                      |

備考 1) フェニックス埋立処分場は、泉大津沖安定型処分場と大阪沖処分場（管理型）の合計を示す。

2) 市町村・一部事務組合は、大阪市、高槻市、八尾市、箕面市、泉北環境整備施設組合、柏羽藤環境事業組合が所有する計 6 処分場の合計を示す。

想定地震別に災害廃棄物の埋立処分必要量を推計した結果を表 8 に示す。

埋立必要量は 212~2,459 千 $m^3$ で、平成 26 年度末時点の残余容量 15,132 千 $m^3$ を十分下回っており、大阪府域の公共機関が管理する最終処分場での埋立処分は可能であると推測される。

なお、発災後は各処分場の残余容量を踏まえ、各処分場の管理者と受入可能量について調整のうえ、最終処分量について検討する。

表 8 大阪府域の埋立処分必要量

| 地震<br>エリア                   | 上町断層<br>帯 A | 上町断層<br>帯 B | 生駒断層<br>帯 | 有馬高槻<br>断層帯 | 中央構造<br>線断層帯 | 東南海・<br>南海 | 南海<br>トラフ |
|-----------------------------|-------------|-------------|-----------|-------------|--------------|------------|-----------|
| 埋立必要量<br>(千m <sup>3</sup> ) | 2,459       | 1,434       | 1,920     | 579         | 212          | 225        | 1,425     |

備考) 埋立必要量は、東日本大震災で発生した災害廃棄物の内、沿岸の岩手県、宮城県、福島県で埋立処理した割合（平成 27 年 2 月末、実績値 5%）をもとに、比重を 0.8163 (t/m<sup>3</sup>) として推計した（環境省資料参照）。

#### 4 事前準備（研修・訓練等）

災害の発生に備え、平常時から主に廃棄物対策担当職員を対象として、大阪府と市町村、また、広域処理が必要となる場合を想定して、環境省近畿地方環境事務所と連携して災害廃棄物対策に関する研修や訓練を継続的に実施する。

被害の想定等は、資料 19「大規模地震による大阪府域の想定被害」や資料 23「災害廃棄物発生量の推計結果」を参考にする。

##### （1）研修等の年間スケジュール

|                |  |
|----------------|--|
| <u>7～8月頃</u>   | 市町村の対応状況についての情報収集<br>□処理計画等の策定状況、予定<br>□仮置場候補地の検討、抽出等の状況、予定<br>□廃棄物処理施設の耐震化、予備部品・装備等の状況、予定 |
| <u>11～12月頃</u> | 国・大阪府・市町村等による合同研修・訓練   |
| <u>12～1月頃</u>  | 府内市町村エリア別の情報共有等  |

##### （2）研修等の概要

###### ア 研修・情報共有

- 国の「災害廃棄物対策指針」や本計画を踏まえ、災害時に他県や市町村等が策定した実行計画等を事例として、災害時の廃棄物対応の基本的な手順について学ぶとともに、処理計画の策定について研修する。
- 環境省の D.Waste-Net（平時は災害廃棄物処理に係る最新の科学的・技術的知見や過去の経験を集積・分析。地方自治体による災害廃棄物処理計画の策定や人材育成、防災訓練等を支援）を活用してセミナーを実施する。
- 東日本大震災、熊本地震等での実際の災害廃棄物の処理事例や、環境省や関西

広域連合等による処理支援の経験をもとに、取組事例について研修する。

○災害時における国、大阪府、市町村間の連絡体制・連絡先、情報収集項目等について、毎年、情報交換、確認し、関係機関で共有する。

## イ 訓練

○本計画等で示した災害時の対応手順等をもとに、模擬体験し、処理の流れを訓練する。

○災害応急時に想定している組織や連絡体制を構築し、連絡・情報収集等について演習する。

○仮置場での運営、管理方法等の訓練を行う。

○災害廃棄物発生量の推計に関する演習を行う。

○一次仮置、二次仮置、再生利用、最終処分までの流れや運搬ルート等について図上演習を行う。



図9 近畿ブロック大規模災害発生時廃棄物対策図上演習（平成28年12月）の状況

## 5 計画の推進と見直し

大阪府は、本計画について、府内市町村をはじめ、国や近隣府県、関係機関等に対し周知、共有化を図るとともに、本計画に基づき、災害時における連携・協力体制を構築、継続していく。また、災害に対する意識向上や災害廃棄物の処理に関する研修や訓練等の実施に取り組み、平常時からの大規模災害への備えを行うこととする。

災害廃棄物処理に関する知見・技術や社会的状況は今後も変化していくと考えられ、日頃の訓練等を通じて新たな課題等が明らかになることもある。また、関係機関との連絡・連携体制等も状況に応じて修正し、より強化していくことが必要である。

そのため、これらの状況の変化に応じて、また、国の計画や指針、大阪府の地域防災計画等の関連計画の改定等を踏まえて、本計画の内容の再検討を行い、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。



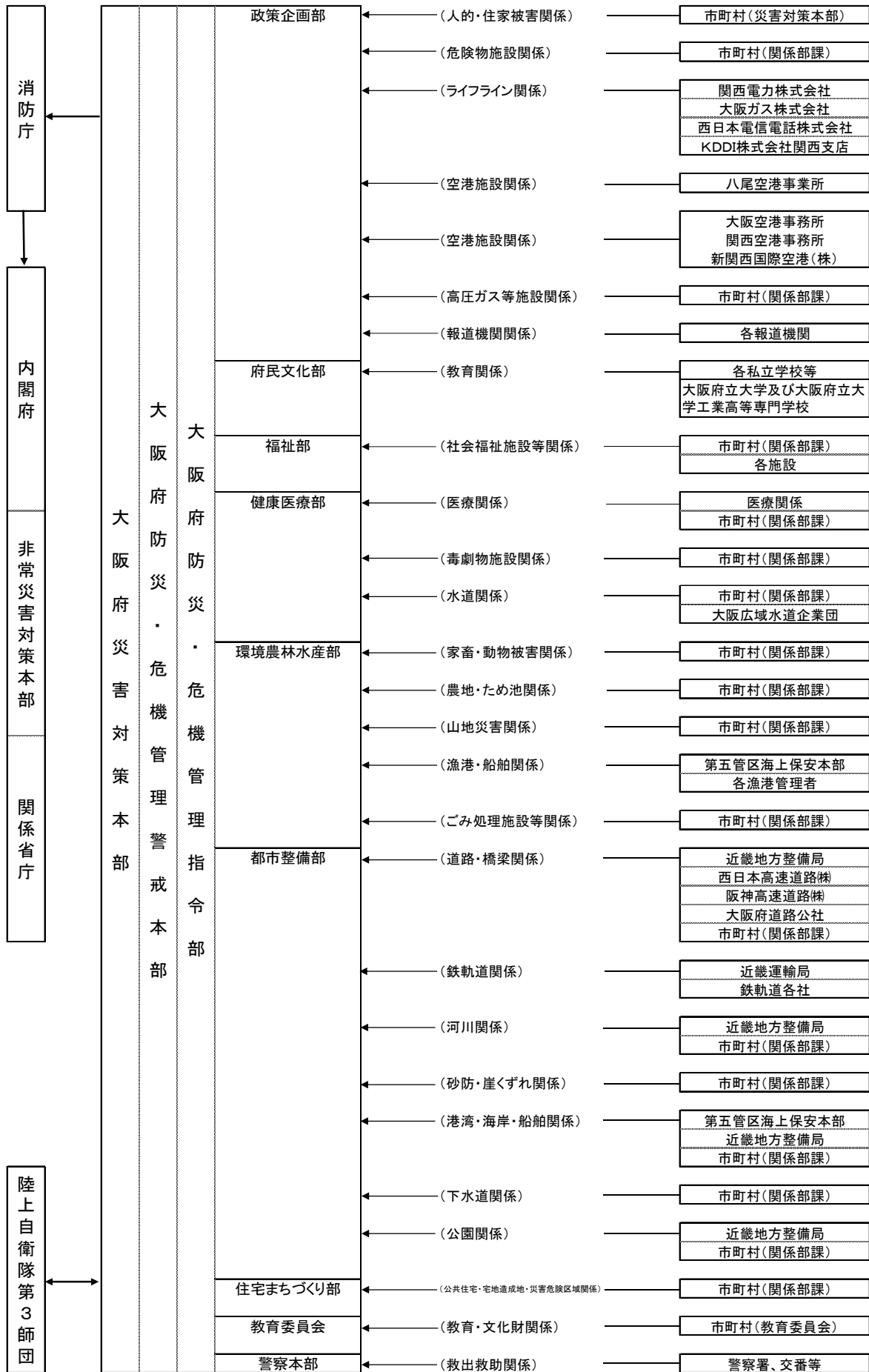
# 資料編

## 資料一覧

1. 大阪府災害対策本部 情報収集伝達経路
2. ごみ処理及びし尿処理施設稼動確認連絡先
3. 廃棄物最終処分場一覧
4. 粗大ごみ処理施設一覧及び位置図
5. 不燃物処理・資源化施設一覧及び位置図
6. 震災等災害及び緊急時連絡記録表
7. し尿処理体制に関する被災状況等報告
8. 一般廃棄物処理施設の被災状況調書
9. し尿処理施設等の被災状況調書
10. 震災等災害廃棄物連絡記録表
11. 災害廃棄物受入調査表
12. 災害時における応急救助用資機材等の供給協力に関する協定書
13. 災害時団体救援協定書
14. 府内市町村の相互支援協定の概要
15. 大阪府産業廃棄物協会との協定書
16. 仮置場の選定にあたっての留意事項
17. 一次仮置場での災害廃棄物の受入手順の事例
18. 廃棄物種類毎の処理方法・留意事項等
19. 大規模地震による大阪府域の想定被害
20. 仮設トイレ等必要数
21. 災害廃棄物発生量推計方法
22. 仮置場必要面積の算定方法
23. 災害廃棄物発生量等の推計結果
24. 仮置場面積の推計結果



資料 1 大阪府災害対策本部「情報収集伝達経路」



資料2 ごみ処理及びし尿処理施設稼働確認連絡先 (平成28年度)

| 市町村名  | 清掃担当課                      | 住所                 | TEL          | FAX          |
|-------|----------------------------|--------------------|--------------|--------------|
| 大阪市   | (ごみ)環境局 総務部 企画課            | 大阪市阿倍野区阿倍野筋1-5-1   | 06(6630)3212 | 06(6630)3580 |
|       | (し尿)環境局 事業部 事業管理課          |                    | 06(6630)3238 | 06(6630)3581 |
| 堺市    | 環境局 環境事業部 環境事業管理課          | 堺市堺区南瓦町3-1         | 072(228)7478 | 072(229)4454 |
| 岸和田市  | 環境部 生活環境課 管理担当             | 岸和田市土生町2-4-30      | 072(423)9439 | 072(436)0418 |
| 豊中市   | 環境部 減量推進課                  | 豊中市走井2-5-5         | 06(6858)2279 | 06(6846)6390 |
| 池田市   | 環境部 業務センター                 | 池田市桃園2-3-1         | 072(752)5580 | 072(752)5538 |
| 吹田市   | 環境部 事業課                    | 吹田市津雲台7-7-D138-101 | 06(6832)0026 | 06(6832)0092 |
| 泉大津市  | 都市政策部 環境課                  | 泉大津市東雲町9-12        | 0725(33)1131 | 0725(22)6040 |
| 高槻市   | (ごみ)産業環境部 高槻クリーンセンター       | 高槻市前島3-8-1         | 072(669)1950 | 072(669)1961 |
|       | (し尿)産業環境部 高槻クリーンセンター       | 高槻市前島3-8-1         | 072(669)1950 | 072(669)1961 |
| 貝塚市   | (ごみ)総務市民部 廃棄物対策課           | 貝塚市畠中1-17-1        | 072(433)7009 | 072(433)7039 |
|       | (し尿)都市整備部 環境衛生課            | 貝塚市畠中1-17-1        | 072(433)7186 | 072(433)7054 |
| 守口市   | 環境部クリーンセンター総務課             | 守口市寺方錦通4-9-12      | 06(6991)6313 | 06(6991)7188 |
| 枚方市   | (ごみ)環境部 環境総務課              | 枚方市田口5-1-1         | 072(807)6211 | 072(849)6645 |
|       | (し尿)環境部 淀川衛生事業所            | 枚方市出口2-30-1        | 072(831)4012 | 072(831)1184 |
| 茨木市   | 産業環境部 環境事業課                | 茨木市東野々宮町14-1       | 072(634)0351 | 072(634)0353 |
| 八尾市   | (ごみ)経済環境部 資源循環課            | 八尾市高美町5-2-2        | 072(924)3866 | 072(923)7135 |
|       | (し尿)経済環境部 環境施設課            |                    | 072(992)2139 | 072(999)4625 |
| 泉佐野市  | 生活産業部 環境衛生課                | 泉佐野市市場東1-295-3     | 072(463)1212 | 072(464)9314 |
| 富田林市  | 市民人権部 衛生課                  | 富田林市常盤町1-1         | 0721(25)1000 | 0721(26)2386 |
| 寝屋川市  | (ごみ)環境部 環境総務課              | 寝屋川市寝屋南1-2-1       | 072(824)0911 | 072(821)3349 |
|       | (し尿)環境部 クリーン施設課 緑風園        | 寝屋川市讚良東町7-1        | 072(823)7758 | 072(823)7754 |
| 河内長野市 | 環境経済部 環境衛生課                | 河内長野市原町1-1-1       | 0721(53)1111 | 0721(56)3160 |
| 松原市   | 市民生活部 環境政策課                | 松原市阿保1-1-1         | 072(337)3127 | 072(337)3005 |
| 大東市   | 市民生活部 環境課<br>環境衛生グループ      | 大東市谷川1-1-1         | 072(870)9265 | 072(870)9608 |
| 和泉市   | 環境産業部 生活環境課                | 和泉市府中町2-7-5        | 0725(99)8122 | 0725(45)9352 |
| 箕面市   | (処理)市民部環境クリーンセンター          | 箕面市大字粟生間谷2898番1    | 072(729)4280 | 072(728)3156 |
|       | (収集)市民部環境クリーンセンター<br>環境整備室 |                    | 072(729)2371 | 072(729)7337 |



| 市町村名  | 清掃担当課                        | 住所                     | TEL          | FAX          |
|-------|------------------------------|------------------------|--------------|--------------|
| 柏原市   | 市民部 環境保全課                    | 柏原市安堂町1-55             | 072(972)1534 | 072(972)3163 |
| 羽曳野市  | 生活環境部 環境衛生課                  | 羽曳野市誉田4-1-1            | 072(958)1111 | 072(958)8827 |
| 門真市   | 市民生活部 環境政策課                  | 門真市深田町19-5             | 06(6909)4129 | 06(6909)4455 |
| 摂津市   | (ごみ)生活環境部 環境業務課              | 摂津市鶴野1-3-1             | 072(634)0210 | 072(634)2318 |
|       | (し尿)土木下水道部 下水道業務課            | 摂津市三島1-1-1             | 06(6383)1111 | 06(6317)3063 |
| 高石市   | 総務部 生活環境課                    | 高石市加茂4-1-1             | 072(265)1001 | 072(267)3078 |
| 藤井寺市  | 市民生活部 清掃課                    | 藤井寺市小山7-1013-1         | 072(939)1077 | 072(954)5725 |
| 東大阪市  | (ごみ)環境部 環境事業課                | 東大阪市荒本北1-1-1           | 06(4309)3200 | 06(4309)3818 |
|       | (し尿)環境部 環境企画課                |                        | 06(4309)3198 |              |
| 泉南市   | (ごみ)市民生活環境部 清掃課              | 阪南市尾崎町532              | 072(483)5875 | 072(483)5848 |
|       | (し尿)市民生活環境部 環境整備課            | 泉南市信達大苗代157<br>(双子川浄苑) | 072(483)2217 | 072(483)0394 |
| 四條畷市  | 都市整備部 生活環境課                  | 四條畷市中野本町1-1            | 072(877)2121 | 072(879)4313 |
| 交野市   | (ごみ)環境部 環境総務課                | 交野市私部西3-3-1            | 072(892)0121 | 072(893)1170 |
|       | (し尿)環境部 乙辺浄化センター             | 交野市星田北1-7-5            | 072(892)2472 | 072(892)5974 |
| 大阪狭山市 | 市民部 生活環境グループ                 | 大阪狭山市狭山1-2384-1        | 072(366)0011 | 072(367)7953 |
| 阪南市   | (ごみ)市民部 資源対策課                | 阪南市尾崎町532              | 072(483)5876 | 072(483)8856 |
|       | (し尿)市民部 生活環境課                | 阪南市尾崎町35-1             | 072(471)5678 | 072(473)3504 |
| 島本町   | 都市創造部 環境課                    | 三島郡島本町桜井2-1-1          | 075(962)2863 | 075(961)6298 |
| 豊能町   | 建設環境部 環境課                    | 豊能郡豊能町東ときわ台1-2-3       | 072(736)1190 | 072(738)3407 |
| 能勢町   | (ごみ)環境創造部 地域振興課              | 豊能郡能勢町宿野28             | 072(734)3171 | 072(734)1545 |
|       | (し尿)環境創造部 地域整備課<br>能勢町し尿処理施設 | 能勢町下田119-31            | 072(731)3089 | 072(734)3866 |
| 忠岡町   | 住民部 生活環境課                    | 泉北郡忠岡町忠岡東1-34-1        | 0725(22)1122 | 0725(22)1128 |
| 熊取町   | (ごみ・し尿収集)住民部 環境課             | 泉南郡熊取町野田1-1-1          | 072(452)6097 | 072(452)7103 |
|       | (ごみ処理)住民部 環境センター             | 泉南郡熊取町大字久保2983-1       | 072(452)6200 | 072(452)3010 |
|       | (し尿処理)住民部 環境課<br>大原衛生公苑 グループ | 泉南郡熊取町野田4-2063         | 072(452)3261 | 072(452)3261 |
| 田尻町   | 住民部 生活環境課                    | 泉南郡田尻町嘉祥寺375-1         | 072(466)5005 | 072(465)3794 |
| 岬町    | しあわせ創造部 住民生活課                | 泉南郡岬町深日2000-1          | 072(492)2714 | 072(492)5814 |
| 太子町   | まちづくり推進部 安全環境課               | 南河内郡太子町大字山田88          | 0721(98)5525 | 0721(98)4514 |
| 河南町   | 住民部 住民生活課                    | 南河内郡河南町大字白木1359-6      | 0721(93)2500 | 0721(93)4691 |
| 千早赤阪村 | 住民課                          | 南河内郡千早赤阪村大字水分<br>180   | 0721(72)0081 | 0721(72)1880 |

| 一部事務組合名             | 住 所              | TEL          | FAX          |
|---------------------|------------------|--------------|--------------|
| 豊中市伊丹市クリーンランド       | 豊中市原田西町2-1       | 06(6841)5395 | 06(6845)6194 |
| 泉北環境整備施設組合          | 高石市取石6-9-40      | 0725(46)0150 | 0725(46)0800 |
| 柏羽藤環境事業組合           | 柏原市円明町666        | 072(976)3333 | 072(976)3331 |
| 泉佐野市田尻町清掃施設組合       | 泉佐野市6780         | 072(464)5211 | 072(464)5212 |
| 東大阪都市清掃施設組合         | 東大阪市水走4-6-25     | 072(962)6021 | 072(962)6125 |
| 四條畷市交野市清掃施設組合       | 四條畷市大字清滝1051     | 072(876)1202 | 072(878)8101 |
| 岸和田市貝塚市清掃施設組合       | 岸和田市岸之浦町1-2      | 072(436)5389 | 072(436)4653 |
| 南河内環境事業組合(第1清掃工場)   | 富田林市大字甘南備2345    | 0721(33)6584 | 0721(34)7980 |
| 南河内環境事業組合(第2清掃工場)   | 河内長野市日野1564-3    | 0721(55)7456 | 0721(50)1230 |
| 南河内環境事業組合(資源再生センター) | 大阪狭山市東池尻6-1622-1 | 072(365)0471 | 072(366)7012 |
| 泉南清掃事務組合            | 阪南市尾崎町532        | 072(484)0581 | 072(484)1011 |
| 北河内4市リサイクル施設組合      | 寝屋川市寝屋南1-7-1     | 072(823)2038 | 072(880)7770 |
| 猪名川上流広域ごみ処理施設組合     | 兵庫県川西市国崎字小路13    | 072(734)7287 | 072(744)7281 |
| 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合   | 大阪市阿倍野区阿倍野筋1-5-1 | 06(6630)3183 | 06(6630)3582 |

資料3 廃棄物最終処分場一覧

1. フェニックス事業（大阪湾広域臨海環境整備センター）関係連絡先

|         |                | 担当課             | TEL              |
|---------|----------------|-----------------|------------------|
| 災害対策本部※ | 本社・総務課         | —               | 06-6204-1721     |
| 大阪沖処分場  | 大阪建設事務所        | —               | 06-6613-6406     |
|         | 大阪市港湾局         | 計画整備部<br>環境整備担当 | 06-6615-7795     |
|         | 大阪市環境局         | 総務部<br>企画課企画G   | 06-6630-3212     |
| 泉大津沖処分場 | 大阪建設事務所(泉大津分室) | —               | 0725-22-2570     |
|         | 大阪府港湾局         | 経営振興課<br>開発調整G  | 0725-21-7232     |
|         | 泉大津市環境         | 環境課             | 0725-33-1131(代表) |
| 大阪基地    | 大阪事業所          | —               | 06-6477-3356     |
| 堺基地     | 堺事業所           | —               | 072-243-4931     |
| 泉大津基地   | 泉大津事業所         | —               | 0725-31-1017     |
| (尼崎基地)  | 尼崎事業所          | —               | 06-6413-8770     |

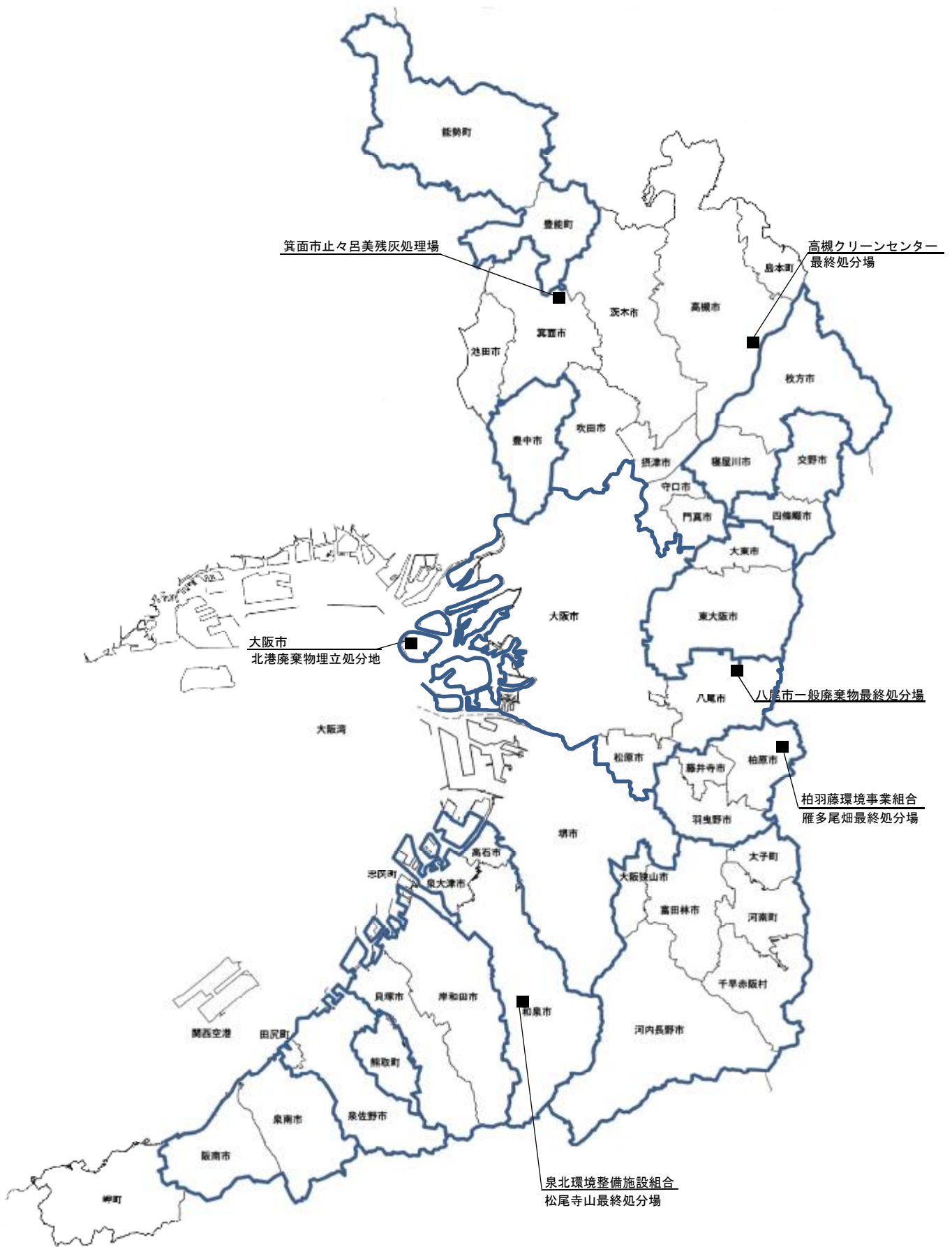
※非常時の窓口は、原則として本社総務課

2. 市町村・一部事務組合関係 最終処分場

| 市町村・一部事務組合名        | 施設名                    | 所在地                | 土地所有 |   |   | 形式 | 埋立対象<br>廃棄物                      | 埋立開始<br>及び終了<br>年 月 | 埋立面積<br>(m <sup>2</sup> ) | 全体容量<br>(m <sup>3</sup> ) | 平成26年度末<br>残余容量<br>(m <sup>3</sup> ) |
|--------------------|------------------------|--------------------|------|---|---|----|----------------------------------|---------------------|---------------------------|---------------------------|--------------------------------------|
|                    |                        |                    | 自    | 国 | 他 |    |                                  |                     |                           |                           |                                      |
| 大阪市                | 北港廃棄物埋立処分地<br>(南地区第1区) | 大阪市此花区夢洲東<br>1丁目地先 |      |   | ○ | 海面 | 焼法(残査)<br>S60.4<br>H37.11        | 731,000             | 11,690,000                | 2,192,430                 |                                      |
| 高槻市                | 高槻クリーンセンター<br>最終処分場    | 高槻市前島3丁目           | ○    |   |   | 平地 | 焼法(残査)<br>不燃ごみ<br>S61.6<br>H38.5 | 40,190              | 230,000                   | 69,456                    |                                      |
| 八尾市                | 八尾市一般廃棄物<br>最終処分場      | 八尾市上尾町<br>9丁目36    | ○    |   |   | 平地 | 埋立(ごみ)<br>H8.4<br>H44.10         | 12,300              | 70,000                    | 41,196                    |                                      |
| 箕面市                | 止々呂美残灰処理場              | 箕面市下止々呂美<br>698他   | ○    |   |   | 山間 | 焼法(残査)<br>S56.4<br>H39.8         | 15,347              | 98,429                    | 29,967                    |                                      |
| 泉北環境<br>整備施設<br>組合 | 松尾寺山最終処分場              | 和泉市松尾寺町<br>1876番地  | ○    |   |   | 山間 | 焼法(残査)<br>H5.6<br>H43.7          | 29,388              | 410,430                   | 145,637                   |                                      |
| 柏羽藤<br>環境事業<br>組合  | 雁多尾畑最終処分場              | 柏京市雁多尾畑<br>1750番地外 | ○    |   |   | 山間 | 焼法(残査)<br>H16.4<br>H31.3         | 22,200              | 265,000                   | 152,420                   |                                      |
| 府合計<br>6施設         | 平成27年3月31日時点           |                    | 5    | 0 | 1 |    |                                  | 850,425             | 12,763,859                | 2,631,106                 |                                      |

(注) 1.表記の施設は、平成26年度に最終処分場として廃棄物を受入れ可能な施設である。

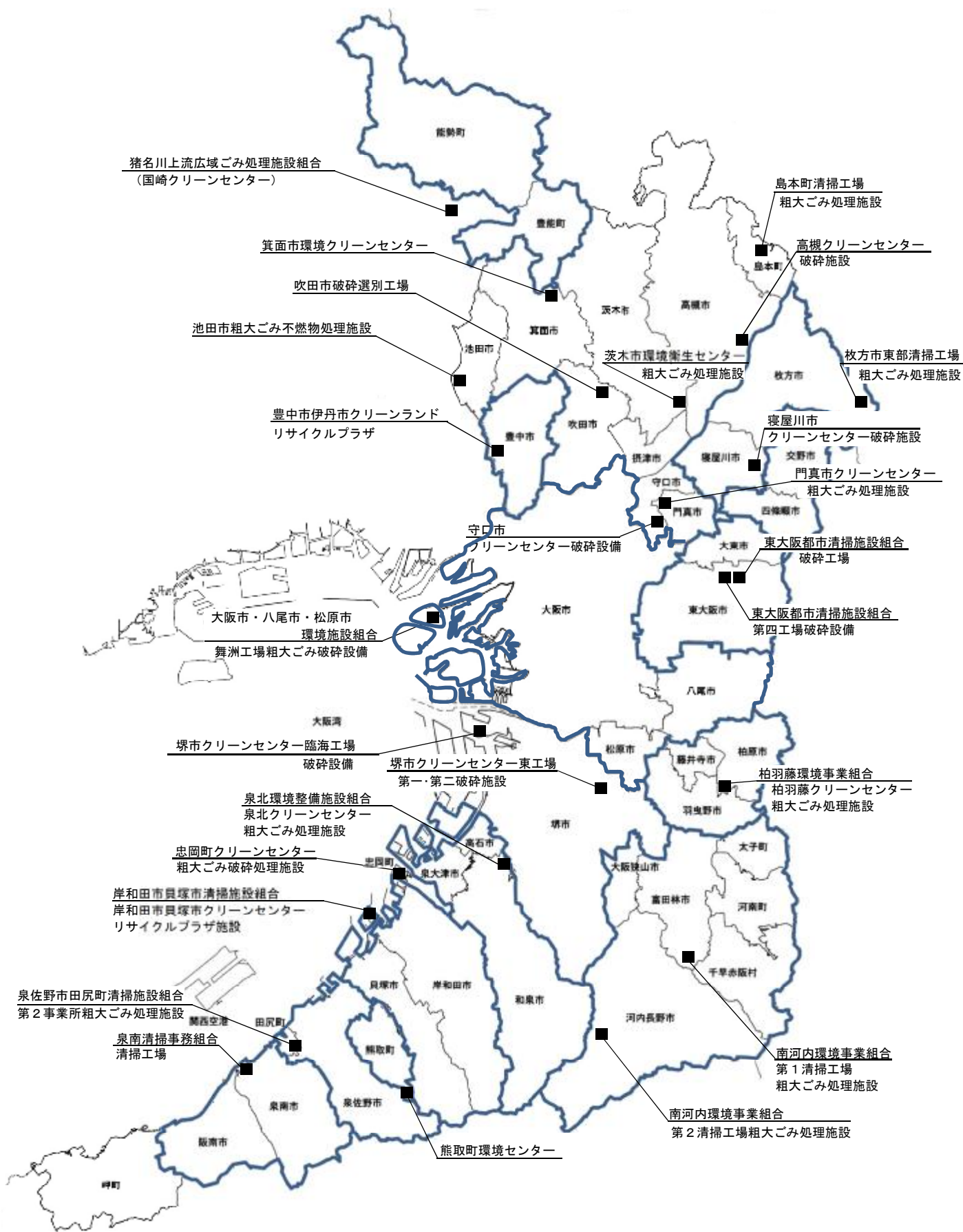
2.土地所有の欄で、自:自己所有、国:国有地、他:その他を表す。



埋立処分地位置図

資料4 粗大ごみ処理施設一覧及び位置図

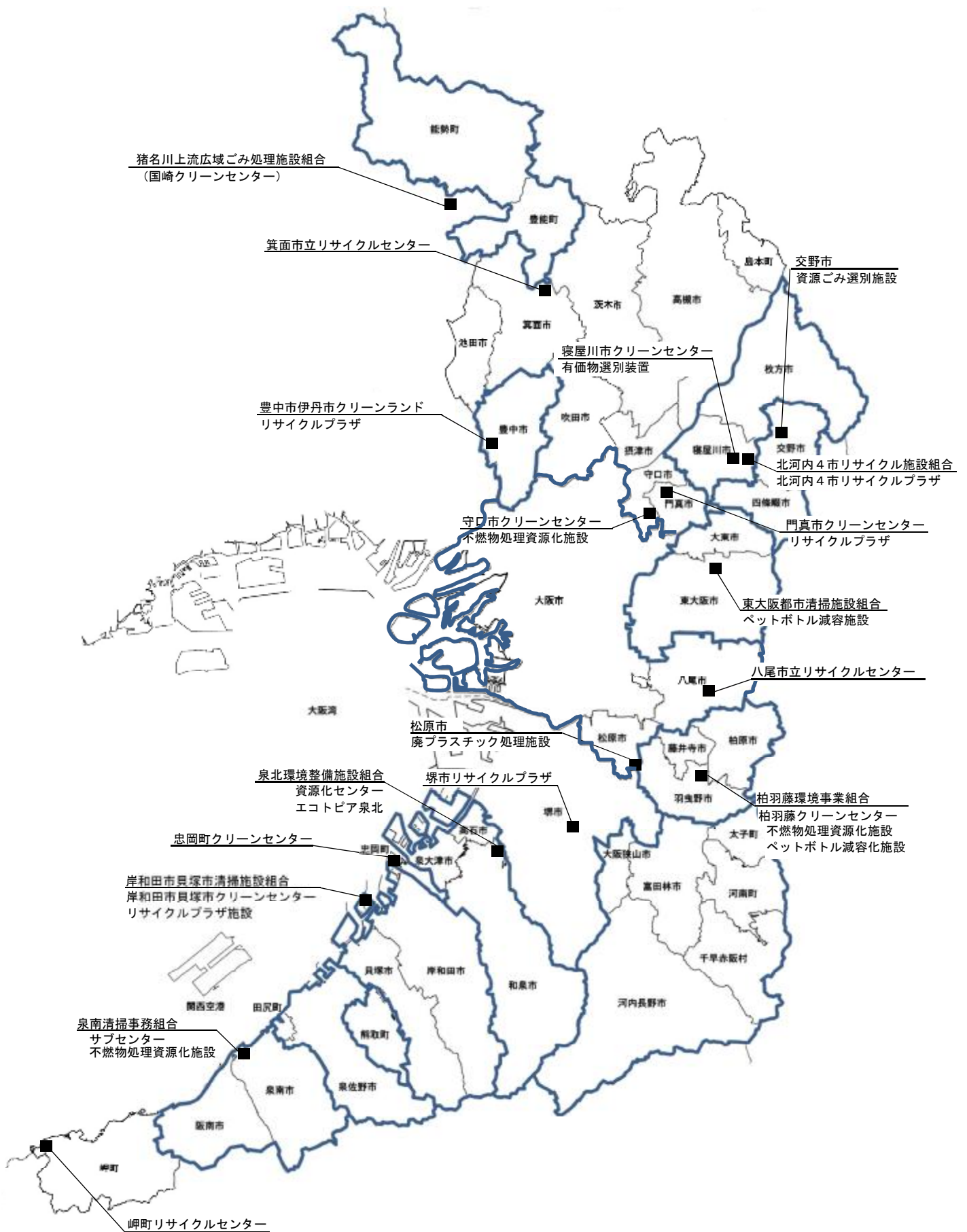
| 市町村・一部事務組合名                     | 施設名                                    | 所在地<br>(TEL)                    | 処理方式 | 処理能力<br>(t/日) | 着工及び竣工<br>年月日         | 選別機(機械選別に限る) | 運転管理体制 |    | 施設形態 |      |
|---------------------------------|--|---------------------------------|------|---------------|-----------------------|--------------|--------|----|------|------|
|                                 |  |                                 |      |               |                       |              | 直営     | 委託 | 独立施設 | 焼却施設 |
| 堺市                              | クリーンセンター東工場第一破砕施設                      | 東区石原町1-102<br>072(252)0815      | 併用   | 100           | S53.5.30<br>S54.3.31  | 2種類          |        | ○  |      | ○    |
|                                 | クリーンセンター東工場第二破砕施設                      | 東区石原町1-102<br>072(252)0815      | 破砕   | 50            | H5.6.24<br>H9.3.31    |              |        | ○  |      | ○    |
|                                 | クリーンセンター臨海工場破砕設備                       | 堺区築港1丁目1-70<br>072(282)7400     | 併用   | 16            | H22.6.24<br>H25.3.31  |              |        | ○  |      | ○    |
|                                 | 小計                                     |                                 |      | 166           |                       |              |        |    |      |      |
| 池田市                             | 粗大ごみ処理施設                               | 桃園2-3-2<br>072(751)0501         | 併用   | 30            | S63.6<br>H元9          | 2種類          | ○      |    | ○    |      |
| 吹田市                             | 破砕選別工場                                 | 千里万博公園4-3<br>06(6877)7515       | 併用   | 85            | H2.9<br>H4.9.30       | 2種類          | ○      | ○  | ○    |      |
| 高槻市                             | 高槻クリーンセンター破砕施設                         | 前島3-8-1<br>072(669)1950         | 併用   | 75            | S53.4.1<br>S55.6.30   | 2種類          | ○      |    |      | ○    |
| 守口市                             | クリーンセンター破砕施設                           | 寺方織通4-9-12<br>06(6991)3935      | 併用   | 75            | S46.10.28<br>S47.5.31 | 2種類          | ○      |    | ○    |      |
| 枚方市                             | 東部清掃工場粗大ごみ処理施設                         | 大字尊延寺2949番地<br>072(858)6962     | 併用   | 39            | H22.6.14<br>H25.3.19  | 4種類          |        | ○  | ○    | ○    |
| 茨木市                             | 環境衛生センター粗大ごみ処理施設                       | 東野々宮町4-1<br>072(634)1627        | 破砕   | 75            | S52.10.21<br>S55.7.31 | —            |        | ○  | ○    |      |
| 寝屋川市                            | 寝屋川市クリーンセンター破砕施設                       | 寝屋南1-2-1<br>072(821)4039        | 併用   | 82            | H3.12.5<br>H6.3.22    | 4種類          |        | ○  | ○    |      |
| 箕面市                             | 環境クリーンセンター                             | 大字粟生間谷2898番1<br>072(729)4280    | 併用   | 28.5          | H元7.1<br>H4.1.31      | 3種類          | ○      |    |      | ○    |
| 門真市                             | クリーンセンター粗大ごみ処理施設                       | 深田町9-5<br>06(6909)4392          | 破砕   | 30            | S61.12.23<br>H元3.31   | 4種類          |        | ○  |      | ○    |
| 島本町                             | 清掃工場粗大ごみ処理施設                           | 尺代490<br>075(961)7776           | 併用   | 6             | H元7.3<br>H3.3.20      | 4種類          |        | ○  |      | ○    |
| 忠岡町                             | 忠岡町クリーンセンター粗大ごみ破砕処理施設                  | 新長2-5-46<br>072(423)2663        | 破砕   | 5             | S62.10.1<br>S63.3.19  | —            |        | ○  |      | ○    |
| 熊取町                             | 熊取町環境センター                              | 久保2983-1<br>072(452)6200        | 併用   | 16            | H2.6.26<br>H4.3.19    | 4種類          | ○      |    |      | ○    |
| 豊中市伊丹市<br>クリーンランド<br>(伊丹市分含心)   | リサイクルプラザ                               | 豊中市原田町2-1<br>06(6841)5394       | 併用   | (53)<br>38    | H21.5.14<br>H24.3.31  | 4種類          |        | ○  | ○    |      |
| 泉北環境<br>整備施設<br>組合              | 泉北クリーンセンター粗大ごみ処理施設                     | 和泉市舞町87<br>0725(41)2030         | 併用   | 40            | H1.8.3<br>H15.3.25    | 4種類          |        | ○  |      | ○    |
| 柏羽環境<br>事業<br>組合                | 柏羽藤クリーンセンター粗大ごみ処理施設                    | 柏京市丹羽町666<br>072(976)3333       | 併用   | 50            | S63.7.1<br>H4.3.31    | 4種類          | ○      |    | ○    |      |
| 泉佐野市<br>田尻町<br>清掃施設<br>組合       | 第2事業所粗大ごみ処理施設                          | 泉南郡田尻町嘉祥寺290番地<br>072(464)5211  | 併用   | 50            | S57.7.5<br>S58.3.31   | 2種類          |        | ○  | ○    |      |
| 東大阪都市<br>清掃施設<br>組合             | 破砕工場                                   | 東大阪市水走4-7-17<br>072(962)6021    | 併用   | 150           | S48.12.15<br>S50.1.31 | 2種類          | ○      |    | ○    |      |
|                                 | 第四工場破砕設備                               | 東大阪市水走4-6-25<br>072(962)6021    | 破砕   | 5             | S53.7.1<br>S56.3.31   | —            | ○      |    |      | ○    |
|                                 | 小計                                     |                                 |      | 155           |                       |              |        |    |      |      |
| 岸和田市<br>貝塚市<br>清掃施設<br>組合       | 岸和田市貝塚市クリーンセンターリサイクルプラザ施設(不燃性粗大ごみ処理設備) | 岸和田市岸之清町1番地の2<br>072(436)5389   | 圧縮   | 22            | H14.8<br>H19.3.31     | 2種類          |        | ○  | ○    |      |
|                                 | 岸和田市貝塚市クリーンセンターリサイクルプラザ施設(可燃性粗大ごみ処理設備) | 岸和田市岸之清町1番地の2<br>072(436)5389   | 破砕   | 19            | H14.8<br>H19.3.31     | —            |        | ○  | ○    |      |
|                                 | 小計                                     |                                 |      | 41            |                       |              |        |    |      |      |
| 南河内環境<br>事業<br>組合               | 第1清掃工場粗大ごみ処理施設                         | 富田林市大字甘南藤2345番地<br>0721(33)6584 | 併用   | 50            | S60.8.22<br>S61.3.31  | 2種類          | ○      | ○  |      | ○    |
|                                 | 第2清掃工場粗大ごみ処理施設                         | 河内長野市日理1564の3<br>0721(55)7456   | 併用   | 35            | H9.8.28<br>H12.3.31   | 3種類          | ○      | ○  |      | ○    |
|                                 | 小計                                     |                                 |      | 85            |                       |              |        |    |      |      |
| 泉南清掃<br>事務組合                    | 清掃工場                                   | 阪南市尾崎町532<br>072(484)0581       | 併用   | 20            | S58.8.30<br>S61.3.31  | 3種類          |        | ○  |      | ○    |
| 大阪市・八尾市・<br>松原市環境<br>施設組合       | 舞洲工場粗大ごみ破砕設備                           | 此花区北巻台津1-2-48<br>06(6463)4153   | 破砕   | 170           | H9.3.28<br>H13.4.27   | 2種類          | ○      |    | ○    |      |
| <府外><br>猪名川上流<br>広域ごみ処理<br>施設組合 | 国崎クリーンセンター                             | 兵庫県川西市国崎字小谷3番地<br>072(734)7287  | 破砕   | (63)<br>7.9   | H17.3<br>H21.3        | 3種類          | ○      |    |      | ○    |



粗大ごみ処理施設位置図

資料5 不燃物処理・資源化施設一覧及び位置図

| 市町村・一部事務組合名                     | 施設名  | 所在地<br>(TEL)                       | 処理能力<br>(t/日) | 着工及<br>竣工<br>年月日                       | 処理対象<br>廃棄物       | 処理内容                              | 運転管理体制 |    |
|---------------------------------|--|------------------------------------|---------------|--|-------------------|-----------------------------------|--------|----|
|                                 |  |                                    |               |  |                   |                                   | 直営     | 委託 |
| 堺市                              | リサイクルプラザ                                       | 中区深井畑山町30-1<br>072(279)7953        | 30            | H6.7.21<br>S<br>H7.7.31                | 資源ごみ              | 資源ごみの選別<br>資源化                    |        | ○  |
| 守口市                             | クリーンセンター<br>不燃物処理資源化施設                         | 寺方錦町4-9-12<br>06(6991)3935         | 30            | S62.10.8<br>S<br>S63.3.31              | 資源ごみ<br>粗大ごみ      | 破砕処理後のごみを<br>選別し資源化               | ○      |    |
| 八尾市                             | 八尾市立リサイクルセンター                                  | 曙町2-11<br>072(992)2060             | 56            | H18.9.27<br>S<br>H21.3.31              | 粗大ごみ<br>資源ごみ      | ・粗大ごみの破砕、選別<br>・資源ごみ等の選別<br>圧縮・梱包 | ○      | ○  |
| 寝屋川市                            | 寝屋川市クリーンセンター<br>有価物選別装置                        | 寝屋南-2-1<br>072(821)4039            | 25            | H3.12.5<br>S<br>H6.3.22                | 資源ごみ              | 資源ごみの選別<br>資源化                    |        | ○  |
| 松原市                             | 廃プラスチック処理施設                                    | 立岸4-273-1<br>072(332)8483          | 4.9           | H20.3.28<br>S<br>H21.1.30<br>(H21.4稼働) | 資源ごみ              | 資源ごみの選別<br>資源化                    | ○      |    |
| 箕面市                             | 箕面市立リサイクルセンター                                  | 大字粟生間谷2898番1                       | 10            | H4.1.10<br>S<br>H5.1.20                | 資源ごみ<br>(缶、瓶)     | 資源ごみの選別<br>資源化                    |        | ○  |
| 門真市                             | クリーンセンター<br>リサイクルプラザ                           | 深田町19-5<br>06(6909)4392            | 40            | H12.10.2<br>S<br>H14.3.31              | 資源ごみ              | 資源ごみの選別<br>資源化                    | ○      | ○  |
| 藤井寺市                            | 不燃物処理資源化施設                                     | 小山7-1013-1<br>072(939)1111         | 4             | H4.10.3<br>S<br>H4.12.24               | 資源ごみ              | 資源ごみの選別<br>資源化                    | ○      |    |
| 交野市                             | 資源ごみ選別施設                                       | 星田北-7-5<br>072(893)8651            | 4             | H4.6.16<br>S<br>H4.12.28               | 資源ごみ              | 資源ごみの選別<br>資源化                    | ○      |    |
| 忠岡町                             | 忠岡町クリーンセンター                                    | 新浜-5-46<br>072(423)2663            | 1             | S<br>S63.3                             | 資源ごみ              | 資源ごみの選別<br>資源化                    |        | ○  |
| 岬町                              | 岬町リサイクルセンター                                    | 多奈川谷川1004<br>072(495)5094          | 0.39          | H21.9.2<br>S<br>H22.2.26<br>(H22.4稼働)  | ペットボトル<br>廃プラスチック | 資源ごみの選別<br>圧縮・梱包                  |        | ○  |
| 豊中市伊丹市<br>クリーンランド<br>(伊丹市分舎)    | リサイクルプラザ                                       | 豊中市原田町2-1<br>06(6841)5394          | (81)<br>61    | H21.5.14<br>S<br>H24.3.31              | 資源ごみ              | 資源ごみの選別<br>資源化                    |        | ○  |
| 泉北環境<br>整備施設<br>組合              | 資源化センター<br>エコトピア 泉北                            | 和泉市舞町87<br>0725(41)2030            | 25            | H26.10.28<br>S<br>H28.3.23             | 資源ごみ              | 資源ごみの選別<br>圧縮・梱包                  |        | ○  |
| 柏羽藤<br>環境事<br>業組合               | 柏羽藤クリーンセンター<br>不燃物処理資源化施設                      | 羽曳野市川向23<br>072(976)3333           | 20            | S60.9.20<br>S<br>S61.3.31              | 資源ごみ              | 資源ごみの選別<br>資源化                    | ○      |    |
|                                 | 柏羽藤クリーンセンター<br>ペットボトル減容化施設                     | 柏原市丹羽町682<br>072(976)3333          | 1.5           | H17.8.5<br>S<br>H17.10.31              | ペットボトル            | 減容圧縮 梱包                           | ○      |    |
| 東大阪都市<br>清掃施設<br>組合             | ペットボトル減容施設                                     | 東大阪市中石切町<br>7-4-61<br>072(981)6023 | 4.9           | H22.12.21<br>S<br>H23.3.31             | ペットボトル            | 選別後減容圧縮                           |        | ○  |
| 岸和田市<br>貝塚市<br>清掃施設<br>組合       | 岸和田市貝塚市クリーンセンター<br>リサイクルプラザ施設<br>(ペットボトル資源化設備) | 岸和田市岸之浦町<br>072(436)5389           | 2             | H14.8<br>S<br>H19.3.31                 | ペットボトル            | 資源ごみ等の選別<br>圧縮・梱包                 |        | ○  |
|                                 | 岸和田市貝塚市クリーンセンター<br>リサイクルプラザ施設<br>(びん・缶資源化設備)   | 岸和田市岸之浦町<br>072(436)5389           | 31            | H14.8<br>S<br>H19.3.31                 | 資源ごみ              | 資源ごみ等の選別<br>圧縮・梱包                 |        | ○  |
| 泉南清掃<br>事務組合                    | サブセンター<br>不燃物処理資源化施設                           | 阪南市尾崎町532<br>072(484)0581          | 20            | H5.6.21<br>S<br>H6.3.31                | 資源ごみ              | 資源ごみの選別<br>資源化                    |        | ○  |
| 北河内4市<br>リサイクル<br>施設組合          | 北河内4市リサイクルプラザ                                  | 寝屋川市寝屋南1-7-1<br>072(823)2038       | 53            | H18.7.7<br>S<br>H19.12.31              | 容器包装材<br>ペットボトル   | 資源ごみ等の選別<br>圧縮・梱包                 |        | ○  |
| <府外><br>猪名川上流<br>広域ごみ処理<br>施設組合 | 国崎クリーンセンター                                     | 兵庫県川西市<br>国崎字小路3番地<br>072(734)7287 | (21)<br>3.3   | H17.3<br>S<br>H21.3                    | 資源ごみ              | 資源ごみ等の選別<br>圧縮・梱包                 | ○      |    |



不燃物処理・資源化施設位置図



資料6 震災等災害及び緊急時連絡記録表

|   |  |                               |   |
|---|--|-------------------------------|---|
| 記 録 者 名   |  |                               |   |
| 受 信 日 時 等   | 平成   | 年                             | 月 日 ( ) :   |
| 団 体 名   |  |                               |   |
| 施 設 名 ( 種 類 )                                       | (焼却・粗大ゴミ・資源化・最終処分場)  |                               |   |
| 相 手 の 氏 名   | 【参考】他の連絡対応者:   |                               |   |
| 災 害 内 容   | <input type="checkbox"/> 地震                                      | <input type="checkbox"/> 津波   | <input type="checkbox"/> 大雨 <input type="checkbox"/> その他( )   |
| 施 設 の 稼 働 状 況                                       | <input type="checkbox"/> 運転中                                     | <input type="checkbox"/> 停止   | <input type="checkbox"/> その他( )                               |
| 施 設 の 状 況   | <input type="checkbox"/> 損傷なし                                    | <input type="checkbox"/> 全壊   | <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 一部破損     |
| 火 災 又 は 爆 発   | <input type="checkbox"/> 無し                                      | <input type="checkbox"/> 炎上中  | <input type="checkbox"/> 爆発有 <input type="checkbox"/> 鎮火済     |
| ラ イ フ ラ イ ン   | 電 気  | <input type="checkbox"/> 問題なし | <input type="checkbox"/> 使用不可 <input type="checkbox"/> その他( ) |
|   | 水 道  | <input type="checkbox"/> 問題なし | <input type="checkbox"/> 使用不可 <input type="checkbox"/> その他( ) |
|   | 都 市 ガ ス  | <input type="checkbox"/> 問題なし | <input type="checkbox"/> 使用不可 <input type="checkbox"/> その他( ) |
| 施設被害の詳細な状況:(健全な場合は、受入れ可能量)                          |  |                               |   |
|   |  |                               |   |
| 復 旧 目 処   | 約 時間・日・不明  |                               |   |
| ごみピット残容量  | 残容量率:  | 割(%)                          | 残日数   |
| 収 集 運 搬 状 況   | <input type="checkbox"/> 可能                                      | <input type="checkbox"/> 一部可能 | <input type="checkbox"/> 不可能                                  |
| <b>※組合との連絡の場合は、収集運搬を行っている市町村にも収集運搬に問題がないか確認すること</b> |  |                               |   |
| 支 援 の 必 要 性   | <input type="checkbox"/> なし<br><input type="checkbox"/> 有り(具体的に) |                               |   |
| 備 考 :   |  |                               |   |
|   |  |                               |   |

資料7 し尿処理体制に関する被災状況等報告

年 月 日

大阪府健康医療部環境衛生課長 様

大阪府災害対策本部長

【健康医療部環境衛生課扱い】

\_\_\_\_\_市町村災害対策本部長

し尿処理体制に関する被災状況等報告（第\_\_報）

\_\_\_\_\_年\_\_月\_\_日\_\_時\_\_分に発生した災害（地震・台風・降雨・その他（\_\_\_\_\_））によるし尿処理体制に関する被災状況等は、以下の通りです。

| 点検日時   |                    | 年 月 日   |  |  |
|--------|--------------------|---|--|--|
| し尿処理施設 | 施設名                |   |  |  |
|        | 所在地                |   |  |  |
|        | 被災状況               | 施設の稼働   | <input type="checkbox"/> 支障なし <input type="checkbox"/> 一部不能（処理能力 <b>kL</b> /日）<br><input type="checkbox"/> 不能 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 調査中 |  |
|        |                    | 処理設備  | <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（状況 _____）  |  |
|        |                    | 処理付帯設備  | <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（状況 _____）  |  |
|        |                    | 建 屋   | <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（状況 _____）  |  |
|        |                    | その他   | <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（状況 _____）  |  |
|        |                    | 電話・職員の確保  | <input type="checkbox"/> 支障なし <input type="checkbox"/> 支障あり  |  |
|        | し尿等の受入             | 支援要請  | <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（約 <b>kL</b> /日）  |  |
| 支援協力体制 |                    | <input type="checkbox"/> 可（約 <b>kL</b> /日） <input type="checkbox"/> 不可<br>（ _____ ） |  |  |
| 下水道    | 支援協力体制<br>（し尿等の受入） | 単独公共下水道   | <input type="checkbox"/> 可（約 <b>kL</b> /日） <input type="checkbox"/> 不可<br>（ _____ ）  |  |
|        |                    | 前処理施設   | <input type="checkbox"/> 可（約 <b>kL</b> /日） <input type="checkbox"/> 不可<br>（ _____ ）  |  |
| 収集運搬   | 被災状況               | 収集運搬体制  | <input type="checkbox"/> 支障なし<br><input type="checkbox"/> 支障あり（バキューム車等収集運搬車 約 _____台）  |  |
|        | 支援協力体制             | バキューム車等収集運搬車  | <input type="checkbox"/> 可（約 _____台） <input type="checkbox"/> 不可（ _____ ）  |  |
| 連絡担当者  |                    | 担当部局課   |  |  |
|        |                    | 職名・氏名   |  |  |
|        |                    | 電話  | _____（内線； _____）   |  |
|        |                    | <b>FAX</b>  |  |  |
|        |                    | <b>E-mail</b>   |  |  |

\*なお、報告内容に変更が生じた場合は、その都度報告して下さい。















資料10 震災等災害廃棄物連絡記録表

|                   |  |   |                             |
|-------------------|--|---|-----------------------------|
| 記 録 者 名           |  |   |                             |
| 受 信 日 時 等         | 平成            年            月            日 (    )    :  |   |                             |
| 市 町 村 名           |  |   |                             |
| 仮 置 場 所 在 地 等     | 所在地:   | 面積:   |                             |
| 相 手 の 氏 名         |  | 【参考】他の連絡対応者:  |                             |
| 災 害 内 容           | <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 津波 <input type="checkbox"/> 大雨 <input type="checkbox"/> その他(    )                       |   |                             |
| 廃 棄 物 の 搬 入 状 況   | <input type="checkbox"/> 搬入中 (月日より) <input type="checkbox"/> 休止 (月日より) <input type="checkbox"/> 停止 (月日より) <input type="checkbox"/> その他(    ) |   |                             |
| 搬 入 廃 棄 物 量       | (約            )トン/日            合計 (約            )トン  |   |                             |
| 分 別 状 況           | <input type="checkbox"/> 分別あり (    区分) <input type="checkbox"/> 分別なし <input type="checkbox"/> その他(    )                                      |   |                             |
| 有 害 廃 棄 物 等 の 状 況 | <input type="checkbox"/> あり  | <input type="checkbox"/> 有害物 <input type="checkbox"/> 危険物 <input type="checkbox"/> 腐敗物<br><input type="checkbox"/> 処理困難物 <input type="checkbox"/> 家電リサイクル対象物<br><input type="checkbox"/> その他(    )  | <input type="checkbox"/> なし |
| 火 災 等 の 状 況       | <input type="checkbox"/> 火災(現状            ) <input type="checkbox"/> 爆発(現状            )  |   | <input type="checkbox"/> なし |
| 環 境 対 策           | (概要)   |   |                             |
| 環 境 モ ニ タ リ ン グ   | <input type="checkbox"/> あり  | <input type="checkbox"/> 大気 <input type="checkbox"/> 粉塵 <input type="checkbox"/> アスベスト <input type="checkbox"/> 臭気<br><input type="checkbox"/> 騒音 <input type="checkbox"/> 振動 <input type="checkbox"/> 土壌 <input type="checkbox"/> 水質<br><input type="checkbox"/> その他(    ) | <input type="checkbox"/> なし |
| 二 次 仮 置 場 へ の 搬 出 | <input type="checkbox"/> 搬出中 (月日より) <input type="checkbox"/> 搬出予定 (月日より)   |   | <input type="checkbox"/> なし |
|                   | 搬出(予定)量            (約            )トン/日            合計 (約            )トン   |   |                             |
| 支 援 の 必 要 性       | <input type="checkbox"/> なし<br><input type="checkbox"/> 有り(具体的に)   |   |                             |
| 備 考 :             |  |   |                             |

資料11 災害廃棄物受入調査表

|                   |   |      |          |      |     |
|-------------------|---|------|----------|------|-----|
| 送信日時              | 平成            年            月            日 (    )            : |      |          |      |     |
| 市町村名・所属           |   |      |          |      |     |
| 担当者名・連絡先          | 職・氏名  |      | 連絡先(TEL) |      |     |
| 受入施設名             |   |      |          |      |     |
| 施設所在地             |   |      |          |      |     |
| 区分                | 可燃物   |      | 不燃物      |      |     |
| 種類                | 木くず   | 廃プラ等 | コンクリートがら | 金属くず | その他 |
| 処理方法              |   |      |          |      |     |
| 受入日量(t/日)         |   |      |          |      |     |
| 受入期間<br>(年月日～年月日) |   |      |          |      |     |
| 受入総量(t)           |   |      |          |      |     |
| 受入条件<br>(大きさ、性状等) |   |      |          |      |     |
| 備考:<br>(留意事項等)    |   |      |          |      |     |

大阪府（以下「甲」という。）と大阪建設機械リース協同組合（以下「乙」という。）とは、大阪府域において地震等により大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における応急救助用資機材等（以下「救助資機材」という。）の供給協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 甲は、災害時等において救助資機材の供給が必要となるときは、乙に対し供給協力を要請することができる。

（要請手続き）

第2条 前条の規定による甲の要請は、大阪府総務部危機管理室長が行なう。

2 甲が乙に要請するときは、次の各号に掲げる事項を明示して電話等により要請し、事後、速やかに甲は乙に文書を提出するものとする。

- (1) 要請する理由
- (2) 要請する救助資機材の品目及び数量
- (3) 要請する期間
- (4) 運搬する場所
- (5) 運搬方法
- (6) その他必要な事項

（協力の実施）

第3条 乙は、甲の要請を受けたときは、特別の理由がない限り、他の業務に優先して甲に協力するものとする。

（運 搬）

第4条 救助資機材の運搬は、乙又は乙の指定する者が行なうものとする。ただし、必要に応じて、乙は甲に対して運搬の協力を求めることができる。

（保 管）

第5条 甲は、乙から救助資機材の供給協力を受けたときは、救助資機材について善良な管理者の注意をもって保管するものとする。

（損害の負担）

第6条 救助資機材の供給協力について損害が生じたときは、その賠償の責について甲乙協議して定める。

（報 告）

第7条 乙は、協力を実施したときは、次の各号に掲げる事項を電話等により甲に報告し、事後、速やかに乙は甲に文書を提出するものとする。

- (1) 協力した救助資機材の品目及び数量
- (2) 協力した期間
- (3) 協力した場所
- (4) 運搬方法
- (5) その他必要な事項

（費用負担）

第8条 乙が協力の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

(費用の請求及び価格の決定)

第9条 乙は、第7条の規定による文書の提出後、甲の認定を受けて協力に要した経費を甲に請求するものとする。

2 甲が負担する経費の価格は、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

(支援体制の整備)

第10条 乙は、災害時における円滑な協力を図るため、他都道府県協同組合との広域応援体制並びに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては大阪府総務部危機管理室長、乙においては大阪建設機械リース協同組合副理事長とする。

(資料交換)

第12条 甲は、防災に関する情報について、適宜乙に通知するものとする。

2 乙は、この協定により協力できる救助資機材について、供給協力可能品目及び数量等の状況について、毎年3月末までに甲に通知するものとする。

(協定書の有効期間)

第13条 この協定書の有効期間は、平成18年1月12日から平成19年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに甲乙協議して両者異議のないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後期間満了のときも同様とする。

(疑義等の決定)

第14条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定を証するため本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成18年1月12日

甲 大阪府中央区大手前2-1-22  
大阪府知事 齊藤 房江

乙 大阪市浪速区幸町2-3-14  
大阪建設機械リース協同組合  
理事長 北野 一雄

## 資料 13 災害時団体救援協定書

### 災害時団体救援協定書 (災害し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬)

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥（以下「災害し尿等」という。）の収集運搬に関して、大阪府（以下「甲」という。）が大阪府衛生管理協同組合（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって、必要な事項を定めるものとする。

(支援協力の要請手続き)

第2条 甲は、被災地域の市町村（以下「被災市町村」という。）から災害し尿等の収集運搬について協力要請があるときは、乙に支援協力を要請することができるものとする。  
2 乙は、甲の求めがあったときは、特別の理由がない限り、甲に対し支援出動させなければならない。

(被災市町村との協議等)

第3条 乙は、支援協力の内容、方法等については、被災市町村と協議し、市町村の指示に基づいて行うものとする。

(経費負担)

第4条 支援協力は無償で行うものとし、乙は甲に支援協力を要する経費負担を一切求めないものとする。

(連絡窓口)

第5条 この協定の取扱窓口は、甲においては大阪府健康福祉部環境衛生課、乙においては大阪府衛生管理協同組合事務局とする。

(その他)

第6条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(適用)

第7条 この協定は、平成16年8月30日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両当事者記名押印の上、各自1通を保有するものとする

平成16年8月30日

甲 大阪府  
知 事 齊 藤 房 江

乙 大阪府衛生管理協同組合  
理事長 藤 野 静 男

## 資料 14 府内市町村の相互支援協定の概要

### 【ごみ】

#### ○ 北大阪エリア【北摂地域における災害等廃棄物の処理に係る相互支援協定書】

- ・協定団体：豊中市、池田市、吹田市、高槻市、茨木市、箕面市、摂津市、島本町、能勢町、豊能町、豊中市伊丹市クリーンランド、猪名川上流広域ごみ処理施設組合
- ・締結日：平成 27 年 7 月 1 日
- ・主な内容：○廃棄物処理施設における支援の調整  
○仮設処理施設が必要な際は、他の協定市町等との相互利用を検討の上、計画  
○廃棄物の仮置場等の選定、仮置場の相互利用  
○応援派遣等ができる車両の確保

#### ○ 東大阪エリア【一般廃棄物処理(ごみ処理)に係る相互支援協定書】

- ・協定団体：守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、東大阪市、四條畷市、交野市、東大阪都市清掃施設組合、四條畷市交野市清掃施設組合、北河内 4 市リサイクル施設組合
- ・締結日：平成 20 年 3 月 3 日
- ・主な内容：○緊急事態の発生等に備え、一般廃棄物処理における総合的な相互支援  
○災害時等におけるより広域な支援体制の確保  
○災害時などにおいて大量発生した一般廃棄物の一時保管、処理又は運搬業務のための支援  
○会長市が支援を要する協定市等の依頼に基づき、その他の協定市等による支援を調整  
○大規模な災害等により、エリア全体あるいは更に広範囲な支援調整を必要とするときは、支援を必要とする協定市等は大阪府に対し支援調整を依頼

#### ○ 堺・泉州ブロック【一般廃棄物(ごみ)処理に係る相互支援基本協定書】

- ・協定団体：堺市、高石市、和泉市、泉大津市、忠岡町、岸和田市、貝塚市、熊取町、泉佐野市、田尻町、泉南市、阪南市、岬町、泉北環境整備施設組合、岸和田市貝塚市清掃施設組合、泉佐野市田尻町清掃施設組合、泉南清掃事務組合
- ・締結日：平成 25 年 3 月 22 日
- ・主な内容：○一般廃棄物処理に係る総合的な相互支援を図ることにより、災害発生時や施設事故等に対し、より広域的な支援体制を確保

- 災害発生時において大量発生した一般廃棄物の一時保管、処理又は運搬業務のための支援
- 一般廃棄物の処理量や運搬距離、経路等を勘案して、受け入れ可能な協定団体に対し、支援を要請
- 会長は支援を必要とする協定団体の依頼に基づき、その他の協定団体による支援を調整
- 大規模な災害等により泉州地域全体あるいは更に広範囲な支援調整を必要とするとき又は会長等による調整が不調のとき、支援を必要とする協定団体は、大阪府に対し支援調整を依頼

※ 大阪エリア（大阪市、八尾市、松原市）については、ごみ処理について平成 26 年 11 月 25 日に一部事務組合を設立し、平成 27 年 4 月 1 日より広域処理を実施

#### 【し尿】

##### ○ 北河内地域【災害相互応援協定】

- ・協定団体：守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市
- ・締結日：平成 8 年 3 月 28 日
- ・主な内容：人的応援、物的応援

##### ○ 泉州地域【し尿及び浄化槽汚泥の処理に係る相互支援基本協定書】

- ・協定団体：高石市、和泉市、泉大津市、忠岡町、岸和田市、貝塚市、熊取町、泉佐野市、田尻町、泉南市、阪南市、岬町、泉北環境整備施設組合、岸和田市貝塚市清掃施設組合、泉佐野市田尻町清掃施設組合、泉南清掃事務組合
- ・締結日：平成 25 年 3 月 22 日
- ・主な内容：○し尿処理施設が災害等により、し尿等の処理に著しい支障が生じる等の緊急事態に陥り、他の協定団体の支援を必要とするときに、受け入れ可能な協力団体に対し、要請
- 大規模な災害等により泉州地域全体あるいは更に広範囲な支援調整を必要とするとき、支援を必要とする協定団体は、必要に応じ大阪府に対し支援調整を依頼

## 資料 15 大阪府産業廃棄物協会との協定書

### 地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書

大阪府（以下「甲」という。）と社団法人大阪府産業廃棄物協会（以下「乙」という。）とは、地震等大規模災害の発生時における災害廃棄物の処理等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （趣旨）

**第1条** この協定は、大阪府域において地震等大規模災害が発生した場合に、甲が乙に災害廃棄物の撤去、収集、運搬、処理及び処分の協力を要請するに当たって必要な事項を定めるものとする。

#### （定義）

**第2条** この協定において、「災害廃棄物」とは、地震等大規模災害により倒壊又は焼失した建築構造物等の解体及び撤去に伴って生ずるコンクリート塊、木くず、金属くず等及びこれらの混合物をいう。

#### （協力要請）

**第3条** 甲は、府内市町村及び一部事務組合（以下、「市町村等」という）が実施する次の各号の事業（以下、「災害廃棄物の処理等」という。）について、市町村等からの要請に基づいて、乙に協力を要請するものとする。

- （1） 災害廃棄物の撤去
- （2） 災害廃棄物の収集・運搬
- （3） 災害廃棄物の処理・処分
- （4） 前各号に伴う必要な事業

#### （災害廃棄物の処理等の実施）

**第4条** 乙は、甲から要請があったときは、必要な人員、車両及び資機材を調達し、市町村等が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- （1） 周囲の生活環境を損なわないよう十分配慮すること。
- （2） 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。

#### （情報の提供）

**第5条** 甲は、地震等大規模災害時に円滑な協力が得られるように、乙に府域の被災、復旧状況等必要な情報を適宜提供するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に関し協力可能な会員の状況を甲へ報告するものとする。

#### （協力要請の手続き）

**第6条** 甲は、協力要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を文書で通知する。ただし、



文書により難しい場合は、口頭で要請し、後日、速やかに通知するものとする。

- (1) 市町村名
- (2) 実施内容
- (3) その他必要な事項

#### (実施報告)

**第7条** 乙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に速やかに報告するものとする。

- (1) 市町村名
- (2) 実施内容
- (3) その他必要な事項

#### (費用の負担)

**第8条** 第3条に規定する要請に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、乙と当該市町村等で協議の上決定するものとする。

#### (連絡の窓口)

**第9条** この協定に関する連絡窓口は、甲においては大阪府環境農林水産部循環型社会推進室資源循環課とし、乙においては公益社団法人大阪府産業廃棄物協会事務局とする。

#### (協力可能な資機材等の報告)

**第10条** 乙は、この協定に基づく廃棄物の処理が円滑に行われるよう、必要機材の確保可能台数等の状況を甲に速やかに報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に随時報告を求めることができる。

#### (協定書の有効期間)

**第11条** この協定書の有効期間は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに甲又は乙から本協定を更新しない旨の申し出があった場合を除き、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後期間満了のときも同様とする。

#### (疑義等の決定)

**第12条** この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

平成18年3月27日

甲 大阪府知事 齊藤 房江  
乙 社団法人大阪府産業廃棄物協会会長 國中 賢吉

資料 16 仮置場の選定にあたっての留意事項

| 対象  | 留意事項  |
|---|---|
| <p>仮置場全般<br/>（一時的な保管や一部、破砕処理等を行う仮置場から、機械選別や焼却処理まで行う仮置場）</p> | <p>1) 候補地は、以下の点を考慮して選定する。</p> <p>①公園、グラウンド、公民館、廃棄物処理施設、港湾（水域※を含む）等の公有地（市有地、県有地、国有地等） ※船舶の係留等</p> <p>②未利用工場跡地等で長期間利用が見込まれない民有地を借り上げ</p> <p>③二次災害や環境、地域の基幹産業への影響が小さい地域</p> <p>④応急仮設住宅など他の土地利用のニーズの有無</p> <p>ただし、空地等は災害時に自衛隊の野営場や避難所・応急仮設住宅等に優先的に利用されることが多くなることを考慮する。</p> <p>2) 都市計画法第6条に基づく調査で整備された「土地利用現況図」等を参考に他部局との利用調整を図った上で選定する。</p> <p>3) 仮置場の候補地については、可能であれば土壌汚染の有無等を事前に把握する。</p> <p>4) 複数年にわたり使用することが想定される仮置場を設置するにあたり、特に田畑等を仮置場として使用する場合は、環境上の配慮が必要となる。</p> <p>5) 津波の被災地においては、降雨時等に災害廃棄物からの塩類の溶出が想定されることから、塩類が溶出しても問題のない場所（例えば、沿岸部や廃棄物処分場跡地）の選定や遮水シート敷設等による漏出対策を施す必要がある。</p> <p>6) 二次災害のおそれのない場所が望ましい。</p> |
| <p>一時的な保管や一部、破砕処理等を行う仮置場</p>                                | <p>1) 被災者が避難所生活中の場合においても、被災家屋の片付けを行うことが考えられることから、速やかに設置する必要がある。</p> <p>2) 機械選別や焼却処理を行う仮置場等への運搬を考慮して、パッカー車やダンプトラック等の出入口の設定を行う必要がある。</p> <p>3) 発生した災害廃棄物を住民が自ら持ち込む仮置場を設置する場合は、被災地内の住区基幹公園や空地等、できる限り被災者の生活場所に近い所に設定する。</p> <p>4) 住民やボランティアによる持ち込みがなされることから、仮置場の場所や分別方法については、災害初動時に周知する必要がある。</p> <p>5) 分別については、初期の災害廃棄物の撤去が、被災者やボランティアによる作業になるため、分別や排出方法をわかりやすく説明した「災害廃棄物早見表」を配布・共有しておくが良い。</p>  |
| <p>機械選別や焼却処理まで行う仮置場</p>                                     | <p>1) 一時的な保管や一部、破砕処理等を行う仮置場に比べ、広い用地が求められるとともに、災害廃棄物を集積して処理することを踏ま</p>   |

|  |   |
|--|---|
|  | <p>え、その位置を考慮して設定する。</p> <p>2) 災害廃棄物の推計発生量、解体撤去作業の進行、施設の処理能力等を勘案して、十分な容量を持つ場所とする。これまでの大規模災害の事例では、復興の関係から1年程度で全ての対象廃棄物を集め、3年程度で全ての処理を終えることを想定している。</p> <p>3) 災害廃棄物の発生状況と効率的な搬入ルート、アクセス道路（搬入路）の幅員、処理施設等への効率的な搬出ルートを想定、考慮する。処理施設や処分場へ海上輸送する可能性がある場合は、積出基地（大型船がつけられる岸壁）を想定し、近くに選定した方が良い。</p> <p>4) 搬入時の交通、中間処理作業による周辺住民、環境への影響が少ない場所とする。</p> <p>5) 選定においては、発生量に対応できるスペース以外にも、所有者・跡地利用、関連重機や車両のアクセス性やワーカビリティ、最低限の防火・消火用水（確保できない場合は散水機械）、仮設処理施設の電力確保の可能性等を考慮する。</p> <p>6) グランドや海水浴場等を使用した場合は、後日、ガラス片等を取り除く対応が必要な場合がある。また、特に私有地の場合、二次汚染を防止するための対策と現状復帰の時の汚染確認方法を事前に作成して地権者や住民に提案することが望ましい。</p> <p>7) 協力が得られる場合、海岸部にある火力発電所の焼却灰処分場（一般廃棄物を受け入れる手続、有機物混入の場合は汚水処理対応が必要）や貯炭場の一部も検討対象となる。</p> |
|--|---|

備考：「災害廃棄物対策指針」技術資料 1-14-5（環境省）より引用

## 資料 17 一次仮置場での災害廃棄物の受入手順の事例

### <入口案内係>

- (1) 受入管理票をもとに来場者の情報を確認・記入する。
  - ・ 名前、住所を免許証等で確認する。電話番号を聞き取る。
  - ・ 車のナンバープレートを見て、車両ナンバーを書く。
  - ・ 解体業者、ボランティアでないことを確認する。
- (2) 搬入物の確認
  - ・ 災害で出たゴミであることを確認
  - ・ 通常の生活ゴミがないことを確認（ある場合はゴミステーションに出すよう指示）
  - ・ 危険物（ガソリン、ボンベ等）、処理困難物（農薬など）、土砂がないことを確認
- (3) 荷下ろし場の案内
  - ・ 持込物の品目を聞き取り、荷下場所を配置図で示す。
  - ・ 一方通行であることを説明する。

### <各置場係>

- ・ 来場者に「〇〇置場です」と説明し、それ以外のゴミを下ろさないよう指示する。
- ・ 荷下ろしするゴミが、その置場の品目であることを確認する。
- ・ 中身が取り出されていることを確認する（冷蔵庫、タンスなど）。
- ・ ゴミステーションで回収するゴミは、持ち帰ってもらう（配置図欄外参照）。
- ・ 違う品目が荷下ろしされた場合は、荷下ろしすべき場所を説明し、持っていさせる。
- ・ 持込みできないものが荷下ろしされた場合には、車両ナンバーと搬入物の内容を記録しておく。
- ・ 一方通行徹底。必要に応じて 2 周目を案内する（順序どおりに下ろせない場合）。

### <道路整理係>

- ・ 配置は、入口、最後尾等、要所に置く。
- ・ 左折入場、左折退場を厳守。列は、一方向に伸ばし、割り込みは不可
- ・ 列が道路に達しそうな場合は、早めに市町村の担当者に報告する。
- ・ 時間内に受け入れられない行列になった時点で、最後尾に「本日受入終了」のプラカードを掲示する（掲示前に現場責任者に確認する）。

備考： 関西広域連合益城町災害対策支援本部（がれき班）第 2 陣 活動日誌（平成 28 年 4 月）  
参考資料より引用（一部修正）

資料 18 廃棄物種類毎の処理方法・留意事項等

| 種類              | 処理方法・留意事項等  |
|-----------------|---|
| 混合廃棄物           | <ul style="list-style-type: none"> <li>混合廃棄物は、有害廃棄物や危険物を優先的に除去した後、再資源化可能な木くずやコンクリートがら、金属くず等を抜き出し、トロンメルやスケルトンバケットにより土砂を分離した後、同一の大きさに破碎し、選別（磁選、比重差選別、手選別等）を行うなど、段階別に処理する方法が考えられる。</li> </ul>  |
| 木くず             | <ul style="list-style-type: none"> <li>木くずの処理に当たっては、トロンメルやスケルトンバケットによる事前の土砂分離が重要である。木くずに土砂が付着している場合、再資源化できず最終処分せざるを得ない場合も想定される。土砂や水分が付着した木くずを焼却処理する場合、焼却炉の発熱量（カロリー）が低下し、処理基準（800℃以上）を確保するために、助燃剤や重油を投入する必要が生じる場合もある。</li> </ul>   |
| コンクリートがら        | <ul style="list-style-type: none"> <li>分別を行い、再資源化できるように必要に応じて破碎を行う。再資源化が円滑に進むよう、コンクリートがらの強度等の物性試験や環境安全性能試験を行って安全を確認するなどの対応が考えられる。</li> </ul>  |
| 家電類             | <ul style="list-style-type: none"> <li>災害時に、家電リサイクル法の対象物（テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機）については他の廃棄物と分けて回収し、家電リサイクル法に基づき製造事業者等に引き渡してリサイクルすることが一般的である。この場合、市町村が製造業者等に支払う引渡料金は原則として国庫補助の対象となる。一方、津波等により形状が大きく変形した家電リサイクル法対象物については、東日本大震災では破碎して焼却処理を行った事例がある。</li> <li>冷蔵庫や冷凍庫の処理にあっては、内部の飲食料品を取り出した後に廃棄するなど、生ごみの分別を徹底する。</li> <li>冷蔵庫等フロン類を使用する機器については分別・保管を徹底し、フロン類を回収する。</li> </ul> |
| 畳               | <ul style="list-style-type: none"> <li>破碎後、焼却施設等で処理する方法が考えられる。</li> <li>畳は自然発火による火災の原因となりやすいため、分離して高く積み上げないよう注意する。また腐敗による悪臭が発生するため、迅速に処理する。</li> </ul>  |
| タイヤ             | <ul style="list-style-type: none"> <li>チップ化することで燃料等として再資源化が可能である。火災等に注意しながら処理する。</li> </ul>   |
| 石膏ボード、スレート板等の建材 | <ul style="list-style-type: none"> <li>石綿を含有するものについては、適切に処理・処分を行う。石綿を使用していないものについては再資源化する。</li> <li>建材が製作された年代や石綿使用の有無のマークを確認し、処理方法を判断する。</li> <li>バラバラになったもの等、石膏ボードと判別することが難しいものがあるため、判別できないものを他の廃棄物と混合せずに別保管するなどの対策が必要である。</li> </ul>   |

|           |   |
|-----------|---|
| 石綿        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災した建物等は、解体又は撤去前に石綿の事前調査を行い、発見された場合は、災害廃棄物に石綿が混入しないよう適切に除去を行い、廃石綿等又は石綿含有廃棄物として適正に処分する。</li> <li>・廃石綿等は原則として仮置場に持ち込まない。</li> <li>・仮置場で災害廃棄物中に石綿を含む恐れがあるものが見つかった場合は、分析によって確認する。</li> <li>・解体・撤去及び仮置場における破砕処理現場周辺作業では、石綿暴露防止のために適切なマスク等を着用し、散水等を適宜行う。</li> </ul> |
| 魚網・漁具     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁網には錘に鉛等が含まれていることから事前に分別する。漁網の処理方法としては、焼却処理や埋立処分が考えられる。ただし、鉛は漁網のワイヤーにも使用されている場合があることから、焼却処理する場合は主灰や飛灰、スラグ等の鉛濃度の分析を行い、状況を継続的に監視しながら処理を進める。</li> <li>・漁具は破砕機での破砕が困難であるため、東日本大震災の一部の被災地では、人力により破砕して焼却した事例がある。</li> </ul>   |
| 肥料・飼料等    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・肥料・飼料等が水害等を受けた場合は（港の倉庫や工場内に保管されている肥料・飼料等が津波被害を受けた場合も含む）、平常時に把握している業者へ処理・処分を依頼する。</li> </ul>   |
| 海中ごみの取扱い  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・東日本大震災では、「東日本大震災により海に流出した災害廃棄物の処理指針」（平成 23 年 11 月 18 日）に基づき、海中ごみの処理が行われた。今後、大規模災害が発生した場合には、国の方針に従う。</li> </ul>  |
| P C B 廃棄物 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・P C B 廃棄物は、市町村の処理対象物とはせず、P C B 保管事業者に引き渡す。</li> <li>・P C B を使用・保管している建物の解体・撤去を行う場合や解体・撤去作業中にP C B 機器類を発見した場合は、他の廃棄物に混入しないよう分別し、保管する。</li> <li>・P C B 含有有無の判断がつかないトランス、コンデンサ等の機器は、P C B 廃棄物とみなして分別する。</li> </ul>   |
| トリクロロエチレン | <ul style="list-style-type: none"> <li>・最終処分に関する基準を越えたトリクロロエチレン等を含む汚泥の埋立処分を行う場合は、原則として焼却処理を行う。</li> </ul>   |
| 危険物       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険物の処理は、種類によって異なる。（例：消火器の処理は日本消火器工業会、高圧ガスの処理は県 LP ガス協会、フロン・アセチレン・酸素等の処理は民間製造業者等）</li> </ul>   |

出典：災害廃棄物対策指針 平成 26 年 3 月 環境省

資料19 大規模地震による大阪府域の想定被害

(平成18年度公表)

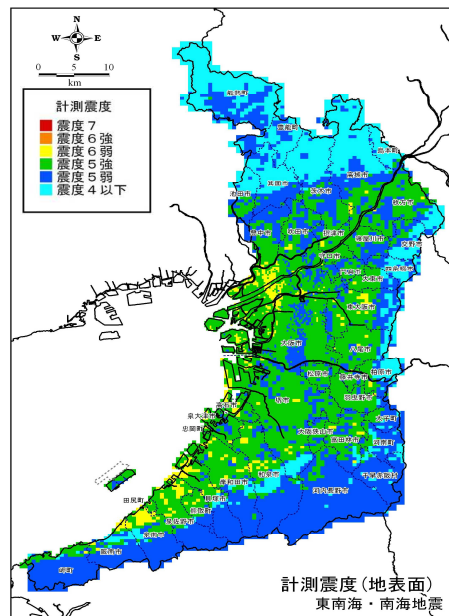
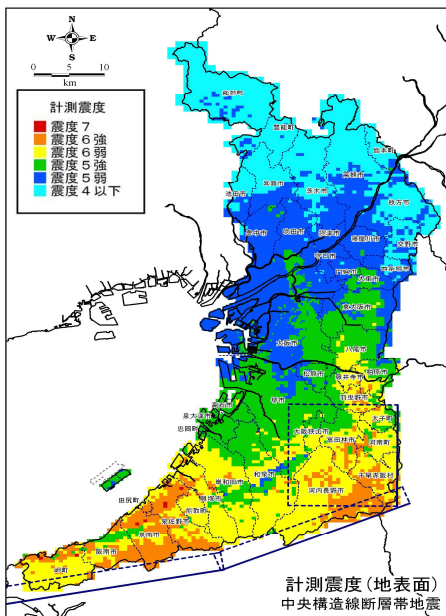
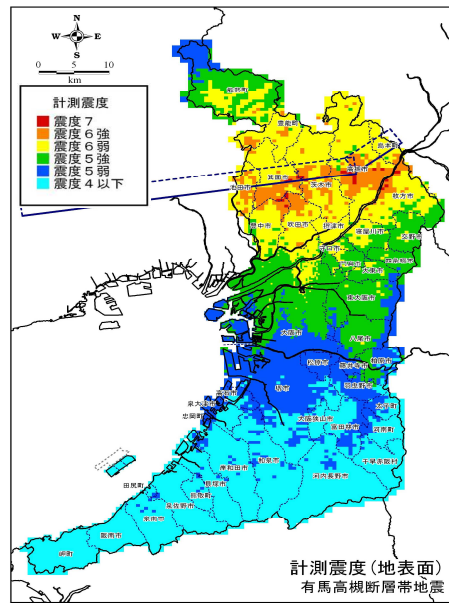
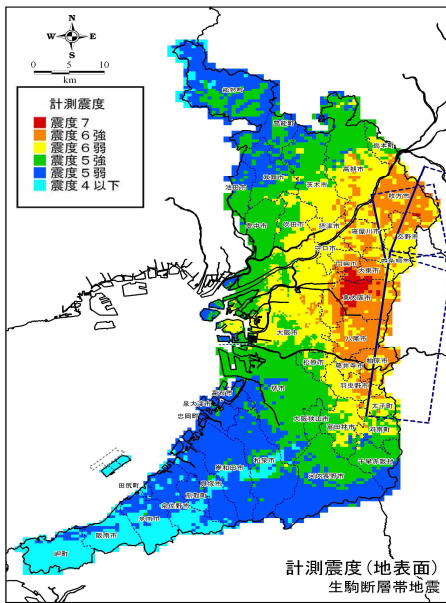
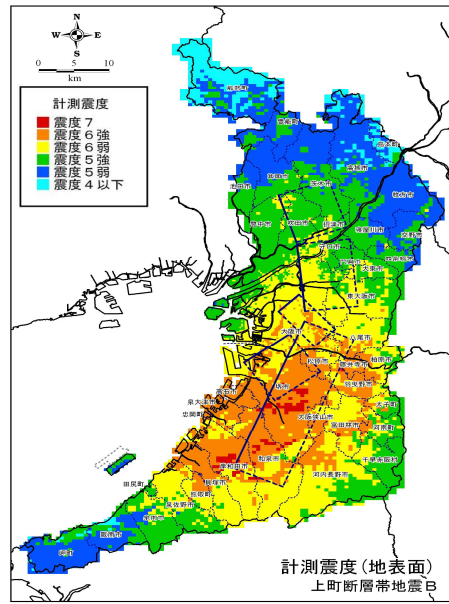
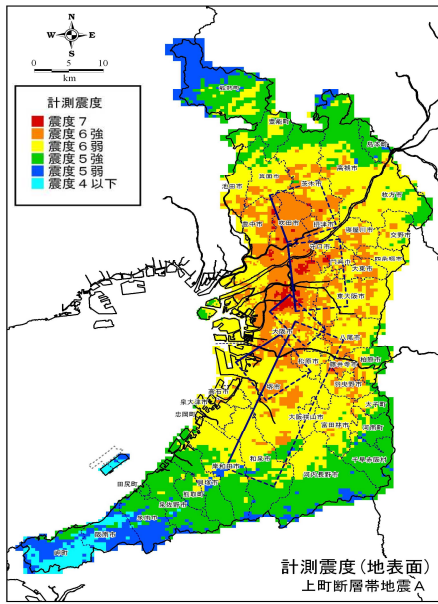
| 想定地震               | 上町断層帯 (A)              | 上町断層帯 (B)              | 生駒断層帯                  |
|--------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 地震の規模              | マグニチュード (M)<br>7.5~7.8 | マグニチュード (M)<br>7.5~7.8 | マグニチュード (M)<br>7.3~7.7 |
|                    | 計測震度4~7                | 計測震度4~7                | 計測震度4~7                |
| 建物全半壊棟数            | 全壊 363千棟<br>半壊 329千棟   | 全壊 219千棟<br>半壊 213千棟   | 全壊 275千棟<br>半壊 244千棟   |
| 出火件数<br>(炎上出火1日夕刻) | 538                    | 254                    | 349                    |
| 死傷者数               | 死者 13千人<br>負傷者 149千人   | 死者 6千人<br>負傷者 91千人     | 死者 10千人<br>負傷者 101千人   |
| 罹災者数               | 2,663千人                | 1,515千人                | 1,900千人                |
| 避難所生活者数            | 814千人                  | 454千人                  | 569千人                  |
| ライフライン             | 停電                     | 200万軒                  | 60万軒                   |
|                    | ガス供給停止                 | 293万戸                  | 128万戸                  |
|                    | 電話不通                   | 91万加入者                 | 42万加入者                 |
|                    | 水道断水                   | 545万人                  | 372万人                  |
| 経済被害               | 直接被害                   | 11.4兆円                 | 6.9兆円                  |
|                    | 間接被害                   | 8.2兆円                  | 5.2兆円                  |
|                    | 合計                     | 19.6兆円                 | 12.1兆円                 |

| 想定地震               | 有馬高槻断層帯                | 中央構造線断層帯               | 東南海・南海地震               |
|--------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 地震の規模              | マグニチュード (M)<br>7.3~7.7 | マグニチュード (M)<br>7.7~8.1 | マグニチュード (M)<br>7.9~8.6 |
|                    | 計測震度3~7                | 計測震度3~7                | 計測震度4~6弱               |
| 建物全半壊棟数            | 全壊 86千棟<br>半壊 93千棟     | 全壊 28千棟<br>半壊 42千棟     | 全壊 22千棟<br>半壊 48千棟     |
| 出火件数<br>(炎上出火1日夕刻) | 107                    | 20                     | 9                      |
| 死傷者数               | 死者 3千人<br>負傷者 46千人     | 死者 0.3千人<br>負傷者 16千人   | 死者 0.1千人<br>負傷者 22千人   |
| 罹災者数               | 743千人                  | 230千人                  | 243千人                  |
| 避難所生活者数            | 217千人                  | 67千人                   | 75千人                   |
| ライフライン             | 停電                     | 41万軒                   | 15万軒                   |
|                    | ガス供給停止                 | 64万戸                   | 8万戸                    |
|                    | 電話不通                   | 17万加入者                 | 8万加入者                  |
|                    | 水道断水                   | 230万人                  | 111万人                  |
| 経済被害               | 直接被害                   | 2.8兆円                  | 1.1兆円                  |
|                    | 間接被害                   | 1.7兆円                  | 1.4兆円                  |
|                    | 合計                     | 4.5兆円                  | 2.5兆円                  |

※経済被害／直接被害：建物資産・家財喪失、解体撤去費、道路・鉄道施設被害、ライフライン施設被害など

※経済被害／間接被害：応急仮設住宅設置費、交通被害によるユーザーコスト、ライフライン途絶、資本・労働喪失による産業の生産低下

【各地震による地震動予測】

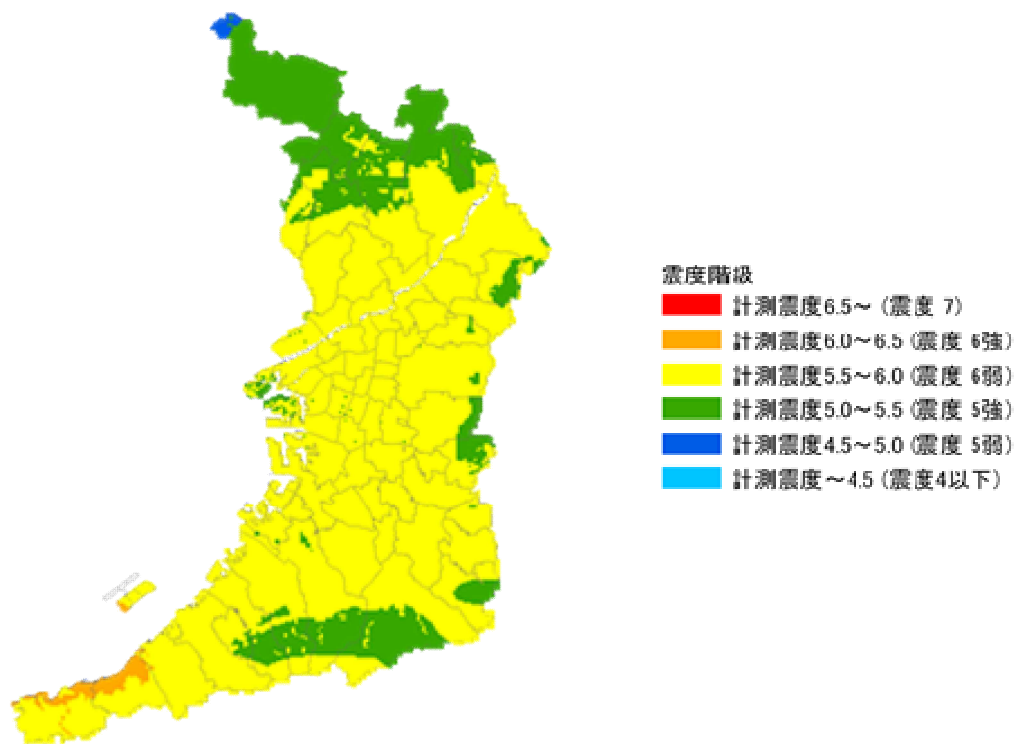




(平成25年度公表)

|                    |   |  |
|--------------------|---|--|
| 想定地震               | 南海トラフ巨大地震                                     |  |
| 地震の規模              | マグニチュード (M)<br>9.0~9.1                        |  |
|                    | 計測震度5弱~6強                                     |  |
| 建物全半壊棟数            | 全壊 179千棟                                      | 半壊 459千棟                                       |
| 出火件数<br>(炎上出火冬18時) | 61  |  |
| 死傷者数 (冬18時)        | 死者 134千人 (津波の早期避難率が低い場合)<br>9千人 (津波の避難が迅速な場合) | 負傷者 89千人 (津波の早期避難率が低い場合)<br>26千人 (津波の避難が迅速な場合) |
| 避難者数               | 192万人 (内、避難所生活者数 118万人)                       |  |
| ライフイン              | 停電  | 234万軒  |
|                    | ガス供給停止  | 115万户  |
|                    | 電話不通  | 142万加入者  |
|                    | 水道断水  | 832万人  |
| 経済被害               | 資産等の被害額                                       | 23.2兆円   |
|                    | 生産・サービス低下                                     | 5.6兆円  |
|                    | 合計  | 28.8兆円   |

【南海トラフ巨大地震による地震動予測】



備考：「大阪府地域防災計画」（平成26年3月）より引用

## 資料 20 仮設トイレ等必要量

注記：本資料は、「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について」  
 (大阪府域救援物資対策協議会、平成 27 年 11 月) から抜粋したものであり、「簡易トイレ」とは、環境省の「災害廃棄物対策指針」の「仮設トイレ」等を含むものとして用いられている。

### 1. 簡易トイレ必要量の算出式

$$\text{避難所避難者数} \times 0.01$$

※避難所避難者 100 人に 1 基とする。

### 2. 簡易トイレ必要量の算出結果

大阪府域 ボックス型 14,862 基、組立式 8,810 基

※市町村はボックス型（便器型、マンホールトイレ等含む）、府は調達含め、組立式を確保する。

### 3. 必要量算出根拠となる避難所避難者数

| 名称   | 想定災害      | 想定避難所避難者数 | 南海トラフ巨大地震による想定避難所避難者数 |
|------|-----------|-----------|-----------------------|
| 大阪府  | 南海トラフ巨大地震 | 880,942   | 同左                    |
| 大阪市  | 南海トラフ巨大地震 | 529,787   | 同左                    |
| 堺市   | 上町断層帯地震 B | 138,643   | 71,597                |
| 岸和田市 | 上町断層帯地震 B | 28,540    | 22,034                |
| 豊中市  | 上町断層帯地震 A | 53,470    | 5,917                 |
| 池田市  | 上町断層帯地震 A | 8,101     | 477                   |
| 吹田市  | 上町断層帯地震 A | 52,134    | 4,326                 |
| 泉大津市 | 南海トラフ巨大地震 | 16,672    | 同左                    |
| 高槻市  | 有馬高槻断層帯地震 | 60,409    | 6,140                 |
| 貝塚市  | 上町断層帯地震 B | 12,773    | 8,101                 |
| 守口市  | 南海トラフ巨大地震 | 36,781    | 同左                    |
| 枚方市  | 生駒断層帯地震   | 46,812    | 6,105                 |
| 茨木市  | 有馬高槻断層帯地震 | 25,804    | 2,039                 |
| 八尾市  | 生駒断層帯地震   | 58,679    | 37,645                |

|           |            |           |         |
|-----------|------------|-----------|---------|
| 泉佐野市      | 中央構造線断層帯地震 | 11,874    | 4,495   |
| 富田林市      | 生駒断層帯地震    | 7,020     | 1,427   |
| 寝屋川市      | 生駒断層帯地震    | 38,518    | 30,250  |
| 河内長野市     | 中央構造線断層帯地震 | 13,340    | 698     |
| 松原市       | 上町断層帯地震 B  | 17,700    | 1,137   |
| 大東市       | 生駒断層帯地震    | 26,123    | 4,365   |
| 和泉市       | 上町断層帯地震 B  | 22,530    | 1,731   |
| 箕面市       | 有馬高槻断層帯地震  | 20,000    | 786     |
| 柏原市       | 生駒断層帯地震    | 11,000    | 787     |
| 羽曳野市      | 生駒断層帯地震    | 26,478    | 1,281   |
| 門真市       | 生駒断層帯地震    | 25,198    | 12,421  |
| 摂津市       | 上町断層帯地震 A  | 11,000    | 1,276   |
| 高石市       | 南海トラフ巨大地震  | 23,087    | 同左      |
| 藤井寺市      | 生駒断層帯地震    | 16,296    | 474     |
| 東大阪市      | 生駒断層帯地震    | 97,444    | 24,375  |
| 泉南市       | 中央構造線断層帯地震 | 7,124     | 3,826   |
| 四條畷市      | 生駒断層帯地震    | 6,918     | 3,436   |
| 交野市       | 生駒断層帯地震    | 6,391     | 986     |
| 大阪狭山市     | 上町断層帯地震 B  | 4,890     | 500     |
| 阪南市       | 南海トラフ巨大地震  | 6,667     | 同左      |
| 島本町       | 有馬高槻断層帯地震  | 3,328     | 258     |
| 豊能町       | 有馬高槻断層帯地震  | 252       | 35      |
| 能勢町       | 有馬高槻断層帯地震  | 25        | 15      |
| 忠岡町       | 南海トラフ巨大地震  | 3,397     | 同左      |
| 熊取町       | 上町断層帯地震 B  | 3,245     | 310     |
| 田尻町       | 南海トラフ巨大地震  | 1,488     | 同左      |
| 岬町        | 南海トラフ巨大地震  | 3,456     | 同左      |
| 太子町       | 中央構造線断層帯地震 | 345       | 93      |
| 河南町       | 上町断層帯地震 B  | 453       | 188     |
| 千早赤阪村     | 中央構造線断層帯地震 | 180       | 77      |
| 計(大阪府分除く) |            | 1,484,372 | 880,942 |

※南海トラフ巨大地震の避難所避難者数は、アクションプランの推進による減災効果を加味

※各直下型地震の避難所避難者数は、「大阪府域救援物資対策に係る調査」(平成 27 年 6 月)の結果

## 資料 21 災害廃棄物発生量推計方法

### 1. 上町断層帯・生駒断層帯・有馬高槻断層帯・中央構造線断層帯・東南海/南海地震

震災廃棄物は、建物被害（木造・非木造）に対し、可燃物・不燃物に区分した発生量を次式で想定する。

$$\begin{aligned} \text{震災廃棄物発生量(t)} &= \text{被害建物の延床面積(m}^2\text{)} \times \text{面積当たりのがれき発生量(t/m}^2\text{)} \\ &= (\text{全壊・焼失棟数} + \text{半壊棟数}/2) \times 1 \text{棟当たり延床面積} \\ &\quad \times \text{面積当たりのがれき発生量} \end{aligned}$$

がれき発生量は、阪神・淡路大震災における兵庫県のデータに基づき、可燃物・不燃物に区分した原単位を設定する。

表 建物解体廃棄物の延床面積当たりのがれき発生量 (t/m<sup>2</sup>)

| 木造    |       | 非木造   |       |
|-------|-------|-------|-------|
| 可燃物   | 不燃物   | 可燃物   | 不燃物   |
| 0.194 | 0.502 | 0.101 | 0.809 |

1棟当たりの平均延床面積は、木造 79.9 m<sup>2</sup>、非木造 233.1 m<sup>2</sup> [平成 17 年度大阪府統計年鑑] を用いる。

備考：大阪府地震被害想定調査（大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書）  
（平成 19 年 3 月）より抜粋

### 2. 南海トラフ巨大地震

#### （1）想定概要

建物の全壊・焼失等による躯体系の災害廃棄物、津波により陸上に運ばれて堆積した土砂・泥状物等の津波堆積物の発生量について算出する。

#### （2）予測手法

「災害廃棄物」及び「津波堆積物」を算出して災害廃棄物等を推定する。

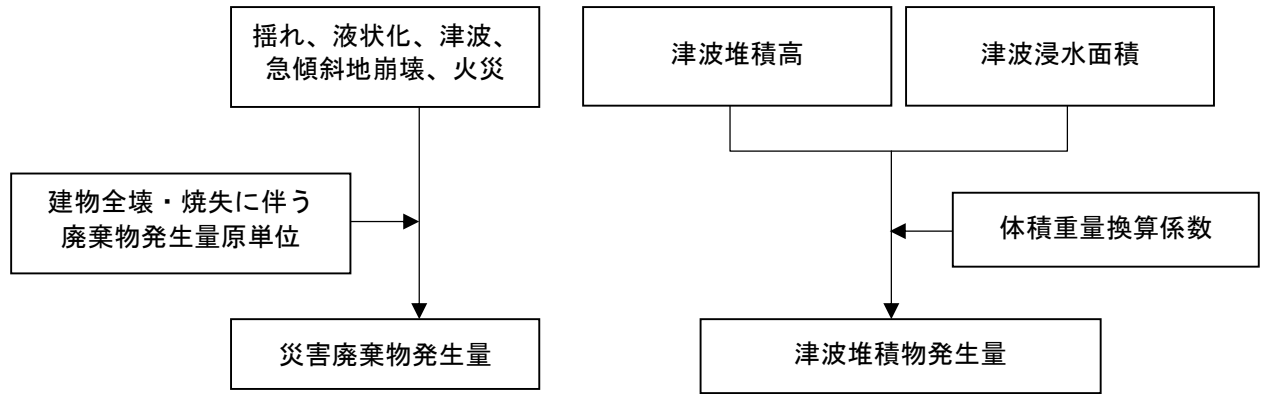


図 災害廃棄物等の予測フロー

<予測式>

災害廃棄物発生量  
 = 1棟当たりの平均延床面積 × 廃棄物発生量原単位  
 × 解体建築物の棟数（全壊棟数）

津波堆積物発生量 = 津波堆積物の堆積高 × 津波浸水面積  
 × 体積重量換算係数

注)

- 1) 災害廃棄物は、環境省「震災廃棄物処理指針」におけるがれき発生量の推定式を用いて推定
- 2) 災害廃棄物発生量原単位 (t/m<sup>2</sup>)

| 項目  | 木造可燃  | 木造不燃  | 鉄筋可燃  | 鉄筋不燃  | 鉄骨可燃  | 鉄骨不燃  |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 原単位 | 0.194 | 0.502 | 0.120 | 0.987 | 0.082 | 0.630 |

出典：南海トラフ巨大地震の被害想定項目及び手法の概要（中央防災会議：平成25年3月）

- 3) 津波堆積物の堆積高は、東日本大震災における測定結果より、2.5cm～4cmとする。
- 4) 津波堆積物の体積重量換算係数は、国立環境研究所の測定結果（体積比重 2.7g/cm<sup>3</sup>、含水率約 50%）を用いて  $(2.7+2.7) / (1.0+2.7) = 1.46\text{t/m}^3$  とする。

備考：南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会報告 参考資料－1 被害想定の見直し手法より抜粋（一部修正）

## 資料 22 仮置場必要面積の算定方法

<例 1>

面積＝集積量÷ 見かけ比重÷ 積み上げ高さ× (1 + 作業スペース割合)

集積量＝災害廃棄物の発生量－処理量

処理量＝災害廃棄物の発生量÷ 処理期間

見かけ比重：可燃物 **0.4** (t/m<sup>3</sup>)、不燃物 **1.1** (t/m<sup>3</sup>)

積み上げ高さ：5m以下が望ましい。

作業スペース割合：**0.8～1**

<例 2>

面積＝仮置量÷ 見かけ比重÷ 積み上げ高さ× (1 + 作業スペース割合)

仮置量＝がれき発生量－年間処理量

年間処理量＝がれき発生量／処理期間

見かけ比重：可燃物 **0.4** (t/m<sup>3</sup>)、不燃物 **1.1** (t/m<sup>3</sup>)

注：厚生省の「大都市圏の震災時における廃棄物の広域処理体制に係わる調査報告書（8年度）」の値

積み上げ高さ：**5m**

注：厚生省の「大都市圏の震災時における廃棄物の広域処理体制に係わる調査報告書（8年度）」の値

作業スペース割合：作業スペース割合 **1 (100%)**

注：仮置場の必要面積は、廃棄物容量と積み上げ高さから算定される面積に車両の走行スペース、分別等の作業スペースを加算する必要がある。阪神・淡路大震災の実績では、廃棄物置場とほぼ同等か、それ以上の面積がこれらのスペースとして使用された。そこで、仮置場の必要面積は廃棄物容量から算定される面積に同等の作業スペースを加える。

<例 3>

必要面積＝保管対象物発生量 (m<sup>3</sup>) ÷ 積み上げ高さ[A] ÷ 保管面積の割合[B]

[A]積み上げ高さ：上限 **5.0m**程度（可燃物は上限 **3.0m**程度）

[B]保管面積の割合：**60%**（敷地全体に占める作業部分、動線部分等を除いた割合）

※場内道路（鉄板敷の場合幅 **4.0m**程度）及び仮設処理施設（仮設焼却炉の場合 **5,000～10,000 m<sup>2</sup>**）についても考慮すること。

### ◆仮置場面積の推計

がれき等は継続して発生し、また順次処理していくため、必要面積の全てを一度に確保する必要はなく、必要面積の 50%を目途に確保する。

備考：「災害廃棄物対策指針」技術資料 1-14-4（環境省）より作成

資料 23-1 災害廃棄物発生量の推計結果 ー上町断層帯地震等ー

(重量 単位：千トン)

|       | 上町断層帯地震A |        |        | 上町断層帯地震B |        |        | 生駒断層帯地震 |        |        | 有馬高槻断層帯地震 |       |       | 中央構造線断層帯地震 |       |       | 東南海・南海地震 |       |       |
|-------|----------|--------|--------|----------|--------|--------|---------|--------|--------|-----------|-------|-------|------------|-------|-------|----------|-------|-------|
|       | 可燃物      | 不燃物    | 計      | 可燃物      | 不燃物    | 計      | 可燃物     | 不燃物    | 計      | 可燃物       | 不燃物   | 計     | 可燃物        | 不燃物   | 計     | 可燃物      | 不燃物   | 計     |
| 大阪市   | 3,755    | 14,176 | 17,931 | 1,282    | 4,295  | 5,578  | 1,623   | 5,598  | 7,222  | 155       | 517   | 673   | 26         | 96    | 122   | 324      | 1,067 | 1,391 |
| 堺市    | 781      | 2,516  | 3,298  | 1,626    | 5,319  | 6,945  | 44      | 149    | 194    | 0         | 1     | 1     | 29         | 99    | 127   | 71       | 226   | 297   |
| 岸和田市  | 70       | 220    | 289    | 386      | 1,268  | 1,654  | 0       | 0      | 0      | 0         | 0     | 0     | 82         | 258   | 340   | 34       | 105   | 139   |
| 豊中市   | 391      | 1,236  | 1,627  | 18       | 58     | 75     | 24      | 73     | 97     | 136       | 437   | 573   | 0          | 1     | 1     | 26       | 77    | 103   |
| 池田市   | 86       | 267    | 353    | 1        | 3      | 4      | 2       | 5      | 7      | 66        | 203   | 268   | 0          | 0     | 0     | 1        | 5     | 6     |
| 吹田市   | 318      | 1,153  | 1,471  | 17       | 62     | 79     | 49      | 164    | 213    | 113       | 422   | 534   | 1          | 3     | 3     | 7        | 27    | 34    |
| 泉大津市  | 63       | 194    | 256    | 138      | 462    | 600    | 0       | 1      | 1      | 0         | 0     | 0     | 7          | 23    | 30    | 29       | 80    | 108   |
| 高槻市   | 168      | 566    | 734    | 3        | 13     | 16     | 278     | 939    | 1,217  | 749       | 2,508 | 3,256 | 0          | 2     | 2     | 10       | 37    | 47    |
| 貝塚市   | 7        | 27     | 34     | 226      | 833    | 1,059  | 0       | 0      | 0      | 0         | 0     | 0     | 70         | 245   | 315   | 23       | 77    | 100   |
| 守口市   | 282      | 910    | 1,192  | 22       | 70     | 92     | 264     | 766    | 1,031  | 29        | 92    | 122   | 3          | 8     | 10    | 14       | 44    | 58    |
| 枚方市   | 87       | 264    | 351    | 0        | 2      | 2      | 525     | 1,594  | 2,119  | 344       | 1,056 | 1,401 | 0          | 1     | 1     | 12       | 41    | 53    |
| 茨木市   | 234      | 779    | 1,013  | 6        | 21     | 27     | 156     | 503    | 659    | 261       | 858   | 1,119 | 0          | 1     | 1     | 6        | 23    | 29    |
| 八尾市   | 329      | 1,036  | 1,365  | 150      | 488    | 638    | 764     | 2,486  | 3,251  | 6         | 21    | 27    | 41         | 136   | 177   | 28       | 90    | 118   |
| 泉佐野市  | 9        | 30     | 39     | 81       | 272    | 353    | 0       | 0      | 0      | 0         | 0     | 0     | 159        | 546   | 705   | 24       | 81    | 106   |
| 富田林市  | 44       | 144    | 187    | 62       | 203    | 265    | 7       | 24     | 31     | 0         | 0     | 0     | 25         | 82    | 107   | 5        | 19    | 24    |
| 寝屋川市  | 274      | 813    | 1,088  | 9        | 27     | 35     | 500     | 1,475  | 1,975  | 81        | 239   | 320   | 1          | 3     | 3     | 17       | 51    | 68    |
| 河内長野市 | 14       | 47     | 62     | 34       | 108    | 142    | 1       | 2      | 3      | 0         | 0     | 0     | 33         | 106   | 139   | 1        | 3     | 4     |
| 松原市   | 199      | 591    | 790    | 235      | 698    | 933    | 60      | 177    | 237    | 0         | 0     | 0     | 3          | 11    | 14    | 13       | 38    | 50    |
| 大東市   | 103      | 355    | 458    | 18       | 67     | 84     | 306     | 1,171  | 1,477  | 11        | 39    | 50    | 2          | 6     | 7     | 12       | 45    | 58    |
| 和泉市   | 90       | 293    | 383    | 261      | 879    | 1,140  | 0       | 1      | 1      | 0         | 0     | 0     | 17         | 57    | 74    | 17       | 58    | 75    |
| 箕面市   | 67       | 206    | 273    | 2        | 8      | 10     | 2       | 9      | 11     | 137       | 430   | 567   | 0          | 0     | 0     | 1        | 3     | 4     |
| 柏原市   | 36       | 113    | 149    | 64       | 201    | 265    | 169     | 514    | 683    | 1         | 3     | 3     | 20         | 69    | 89    | 3        | 11    | 15    |
| 羽曳野市  | 131      | 386    | 517    | 179      | 535    | 714    | 99      | 293    | 392    | 0         | 0     | 0     | 34         | 105   | 139   | 9        | 28    | 36    |
| 門真市   | 200      | 629    | 829    | 23       | 71     | 94     | 300     | 939    | 1,239  | 32        | 96    | 127   | 0          | 2     | 2     | 11       | 35    | 47    |
| 摂津市   | 141      | 495    | 636    | 12       | 43     | 55     | 101     | 352    | 453    | 41        | 146   | 188   | 0          | 1     | 1     | 8        | 29    | 37    |
| 高石市   | 50       | 154    | 205    | 151      | 477    | 628    | 0       | 2      | 2      | 0         | 0     | 0     | 2          | 6     | 8     | 30       | 80    | 109   |
| 藤井寺市  | 74       | 242    | 317    | 112      | 344    | 456    | 112     | 352    | 463    | 0         | 1     | 1     | 32         | 99    | 132   | 3        | 11    | 15    |
| 東大阪市  | 841      | 2,933  | 3,774  | 178      | 615    | 793    | 1,584   | 6,005  | 7,589  | 24        | 86    | 110   | 23         | 79    | 102   | 89       | 303   | 393   |
| 泉南市   | 1        | 3      | 4      | 4        | 15     | 19     | 0       | 0      | 0      | 0         | 0     | 0     | 84         | 283   | 368   | 11       | 34    | 45    |
| 四條畷市  | 59       | 177    | 236    | 3        | 9      | 12     | 95      | 291    | 386    | 4         | 11    | 15    | 0          | 1     | 1     | 2        | 6     | 7     |
| 交野市   | 21       | 69     | 90     | 1        | 2      | 2      | 82      | 267    | 349    | 12        | 39    | 50    | 0          | 0     | 0     | 2        | 7     | 9     |
| 大阪狭山市 | 19       | 72     | 92     | 68       | 244    | 312    | 2       | 8      | 10     | 0         | 0     | 0     | 7          | 28    | 35    | 2        | 10    | 13    |
| 阪南市   | 0        | 0      | 0      | 0        | 2      | 2      | 0       | 0      | 0      | 0         | 0     | 0     | 23         | 77    | 100   | 4        | 12    | 15    |
| 島本町   | 2        | 7      | 8      | 0        | 0      | 0      | 3       | 11     | 14     | 6         | 23    | 29    | 0          | 0     | 0     | 0        | 0     | 0     |
| 豊能町   | 0        | 0      | 1      | 0        | 0      | 0      | 0       | 0      | 0      | 3         | 11    | 14    | 0          | 0     | 0     | 0        | 0     | 0     |
| 能勢町   | 0        | 0      | 0      | 0        | 0      | 0      | 0       | 0      | 0      | 0         | 2     | 2     | 0          | 0     | 0     | 0        | 0     | 0     |
| 忠岡町   | 14       | 50     | 64     | 26       | 90     | 117    | 0       | 0      | 0      | 0         | 0     | 0     | 2          | 6     | 8     | 2        | 7     | 9     |
| 熊取町   | 2        | 6      | 8      | 36       | 111    | 148    | 0       | 0      | 0      | 0         | 0     | 0     | 24         | 76    | 100   | 7        | 23    | 30    |
| 田尻町   | 0        | 2      | 2      | 1        | 5      | 6      | 0       | 0      | 0      | 0         | 0     | 0     | 12         | 38    | 50    | 2        | 7     | 10    |
| 岬町    | 0        | 0      | 0      | 0        | 0      | 0      | 0       | 0      | 0      | 0         | 0     | 0     | 23         | 74    | 97    | 1        | 4     | 5     |
| 太子町   | 3        | 9      | 12     | 3        | 9      | 12     | 4       | 12     | 16     | 0         | 0     | 0     | 4          | 13    | 18    | 0        | 1     | 1     |
| 河南町   | 4        | 12     | 16     | 8        | 27     | 36     | 2       | 7      | 9      | 0         | 0     | 0     | 5          | 16    | 21    | 0        | 1     | 1     |
| 千早赤阪村 | 0        | 0      | 0      | 1        | 1      | 2      | 0       | 0      | 0      | 0         | 0     | 0     | 3          | 8     | 11    | 0        | 0     | 0     |
| 全体    | 8,969    | 31,185 | 40,154 | 5,447    | 17,958 | 23,404 | 7,158   | 24,191 | 31,349 | 2,211     | 7,242 | 9,453 | 798        | 2,665 | 3,463 | 863      | 2,806 | 3,669 |

備考：「大阪府地震被害想定調査（平成19年3月）物的被害の想定4-6」より引用

資料 23-2 災害廃棄物発生量の推計結果 - 南海トラフ巨大地震 - (重量 単位: 万トン)

| 【災害廃棄物等】   |             | 災害廃棄物発生量(万) |       |       |     |       |               | ケース: 冬18時     |  |
|------------|-------------|-------------|-------|-------|-----|-------|---------------|---------------|--|
| 市区町村名      | 計           | 揺れ          | 液状化   | 津波    | 急傾斜 | 火災    | 津波被害物発生量(万)   |               |  |
|            |             |             |       |       |     |       | 最小値(被害高2.5cm) | 最大値(被害高4.0cm) |  |
| 大阪市 北区     | 13.8        | 1.8         | 10.0  | 2.0   | 0.0 | 0.0   | 9.9           | 15.9          |  |
| 大阪市 都島区    | 26.1        | 4.5         | 21.3  | 0.2   | 0.0 | 0.1   | 4.3           | 6.8           |  |
| 大阪市 福島区    | 47.4        | 1.9         | 16.4  | 29.0  | 0.0 | 0.1   | 11.0          | 17.6          |  |
| 大阪市 此花区    | 85.8        | 1.3         | 15.9  | 68.5  | 0.0 | 0.1   | 27.9          | 44.7          |  |
| 大阪市 中央区    | 4.6         | 1.0         | 3.6   | 0.0   | 0.0 | 0.0   | 1.1           | 1.7           |  |
| 大阪市 西区     | 33.5        | 1.0         | 7.8   | 24.7  | 0.0 | 0.0   | 12.5          | 20.0          |  |
| 大阪市 港区     | 55.7        | 0.9         | 21.3  | 33.4  | 0.0 | 0.1   | 19.2          | 30.8          |  |
| 大阪市 大正区    | 45.5        | 0.8         | 18.1  | 26.5  | 0.0 | 0.1   | 18.8          | 30.1          |  |
| 大阪市 天王寺区   | 5.3         | 0.5         | 4.8   | 0.0   | 0.0 | 0.0   | 0.0           | 0.0           |  |
| 大阪市 浪速区    | 4.5         | 0.3         | 3.6   | 0.6   | 0.0 | 0.0   | 6.2           | 9.9           |  |
| 大阪市 西淀川区   | 111.4       | 0.9         | 21.2  | 89.2  | 0.0 | 0.1   | 25.3          | 40.5          |  |
| 大阪市 淀川区    | 50.8        | 1.8         | 26.7  | 22.2  | 0.0 | 0.1   | 22.6          | 36.2          |  |
| 大阪市 東淀川区   | 26.3        | 2.7         | 23.5  | 0.0   | 0.0 | 0.1   | 0.0           | 0.0           |  |
| 大阪市 東成区    | 31.4        | 3.6         | 22.3  | 0.0   | 0.0 | 5.5   | 0.0           | 0.0           |  |
| 大阪市 生野区    | 58.1        | 4.2         | 34.5  | 0.0   | 0.0 | 19.4  | 0.0           | 0.0           |  |
| 大阪市 旭区     | 47.8        | 3.3         | 22.0  | 0.0   | 0.0 | 22.5  | 1.3           | 2.1           |  |
| 大阪市 城東区    | 39.9        | 5.3         | 26.0  | 1.4   | 0.0 | 7.2   | 8.2           | 13.1          |  |
| 大阪市 鶴見区    | 12.5        | 1.2         | 11.3  | 0.0   | 0.0 | 0.0   | 1.8           | 3.0           |  |
| 大阪市 阿倍区    | 10.7        | 0.7         | 10.0  | 0.0   | 0.0 | 0.0   | 0.0           | 0.0           |  |
| 大阪市 住之江区   | 27.9        | 0.6         | 19.5  | 4.7   | 0.0 | 3.1   | 35.1          | 56.1          |  |
| 大阪市 住吉区    | 37.7        | 0.8         | 14.3  | 0.0   | 0.0 | 22.6  | 0.3           | 0.5           |  |
| 大阪市 東住吉区   | 10.1        | 1.2         | 8.9   | 0.0   | 0.0 | 0.0   | 0.0           | 0.0           |  |
| 大阪市 平野区    | 18.6        | 1.2         | 17.3  | 0.0   | 0.0 | 0.1   | 0.0           | 0.0           |  |
| 大阪市 西成区    | 34.1        | 0.9         | 26.7  | 6.4   | 0.0 | 0.1   | 14.1          | 22.5          |  |
| 堺市 堺区      | 29.6        | 2.1         | 21.5  | 5.9   | 0.0 | 0.1   | 26.7          | 42.8          |  |
| 堺市 中区      | 8.2         | 1.9         | 6.3   | 0.0   | 0.0 | 0.0   | 0.0           | 0.0           |  |
| 堺市 東区      | 9.3         | 2.5         | 6.8   | 0.0   | 0.0 | 0.0   | 0.0           | 0.0           |  |
| 堺市 西区      | 58.5        | 1.9         | 19.0  | 4.3   | 0.0 | 33.3  | 30.9          | 49.5          |  |
| 堺市 南区      | 4.2         | 1.6         | 2.6   | 0.0   | 0.0 | 0.0   | 0.0           | 0.0           |  |
| 堺市 北区      | 3.9         | 1.6         | 2.3   | 0.0   | 0.0 | 0.0   | 0.0           | 0.0           |  |
| 堺市 美原区     | 3.6         | 1.2         | 2.4   | 0.0   | 0.0 | 0.0   | 0.0           | 0.0           |  |
| 岸和田市       | 11.1        | 1.2         | 5.7   | 4.2   | 0.0 | 0.0   | 14.4          | 23.0          |  |
| 豊中市        | 11.3        | 4.2         | 7.1   | 0.0   | 0.0 | 0.0   | 0.1           | 0.2           |  |
| 池田市        | 0.9         | 0.7         | 0.2   | 0.0   | 0.0 | 0.0   | 0.0           | 0.0           |  |
| 吹田市        | 8.1         | 2.9         | 5.2   | 0.0   | 0.0 | 0.0   | 0.0           | 0.0           |  |
| 泉大津市       | 10.2        | 0.4         | 6.6   | 3.2   | 0.0 | 0.0   | 16.2          | 26.0          |  |
| 高槻市        | 19.0        | 3.8         | 15.2  | 0.0   | 0.0 | 0.0   | 0.0           | 0.0           |  |
| 貝塚市        | 7.3         | 1.2         | 6.0   | 0.1   | 0.0 | 0.0   | 4.9           | 7.9           |  |
| 守口市        | 202.3       | 3.6         | 19.5  | 0.0   | 0.0 | 179.2 | 0.0           | 0.0           |  |
| 枚方市        | 19.8        | 10.3        | 9.4   | 0.0   | 0.1 | 0.0   | 0.0           | 0.0           |  |
| 茨木市        | 4.5         | 2.2         | 2.3   | 0.0   | 0.0 | 0.0   | 0.0           | 0.0           |  |
| 八尾市        | 169.1       | 3.2         | 48.0  | 0.0   | 0.0 | 117.9 | 0.0           | 0.0           |  |
| 泉佐野市       | 2.4         | 1.2         | 1.2   | 0.0   | 0.0 | 0.0   | 5.2           | 8.4           |  |
| 富田林市       | 4.2         | 4.1         | 0.1   | 0.0   | 0.0 | 0.0   | 0.0           | 0.0           |  |
| 寝屋川市       | 136.3       | 8.9         | 20.2  | 0.0   | 0.0 | 107.2 | 0.0           | 0.0           |  |
| 河内長野市      | 2.0         | 1.5         | 0.4   | 0.0   | 0.1 | 0.0   | 0.0           | 0.0           |  |
| 松原市        | 3.2         | 2.4         | 0.8   | 0.0   | 0.0 | 0.0   | 0.0           | 0.0           |  |
| 大東市        | 18.1        | 4.2         | 7.7   | 0.0   | 0.0 | 6.2   | 0.0           | 0.0           |  |
| 和泉市        | 1.6         | 1.3         | 0.2   | 0.0   | 0.1 | 0.0   | 0.1           | 0.2           |  |
| 箕面市        | 1.4         | 1.4         | 0.0   | 0.0   | 0.0 | 0.0   | 0.0           | 0.0           |  |
| 柏原市        | 2.8         | 0.8         | 2.0   | 0.0   | 0.0 | 0.0   | 0.0           | 0.0           |  |
| 羽曳野市       | 3.4         | 2.2         | 1.2   | 0.0   | 0.0 | 0.0   | 0.0           | 0.0           |  |
| 門真市        | 63.1        | 2.4         | 8.2   | 0.0   | 0.0 | 52.5  | 0.0           | 0.0           |  |
| 摂津市        | 4.6         | 2.5         | 2.1   | 0.0   | 0.0 | 0.0   | 0.0           | 0.0           |  |
| 高石市        | 6.9         | 0.6         | 2.1   | 3.6   | 0.0 | 0.6   | 22.1          | 35.4          |  |
| 藤井寺市       | 1.0         | 0.7         | 0.3   | 0.0   | 0.0 | 0.0   | 0.0           | 0.0           |  |
| 東大阪市       | 117.1       | 10.4        | 95.1  | 0.0   | 0.0 | 11.6  | 0.0           | 0.0           |  |
| 泉南市        | 8.1         | 5.1         | 2.3   | 0.0   | 0.0 | 0.7   | 2.7           | 4.4           |  |
| 四條畷市       | 16.7        | 1.5         | 7.6   | 0.0   | 0.0 | 7.6   | 0.0           | 0.0           |  |
| 交野市        | 3.8         | 1.9         | 1.9   | 0.0   | 0.0 | 0.0   | 0.0           | 0.0           |  |
| 大阪狭山市      | 1.4         | 1.3         | 0.1   | 0.0   | 0.0 | 0.0   | 0.0           | 0.0           |  |
| 阪南市        | 18.0        | 9.5         | 1.3   | 0.1   | 0.0 | 7.1   | 2.7           | 4.3           |  |
| 三島郡 島本町    | 0.3         | 0.3         | 0.0   | 0.0   | 0.0 | 0.0   | 0.0           | 0.0           |  |
| 豊前郡 豊前町    | 0.1         | 0.0         | 0.1   | 0.0   | 0.0 | 0.0   | 0.0           | 0.0           |  |
| 豊前郡 熊野町    | 0.1         | 0.0         | 0.1   | 0.0   | 0.0 | 0.0   | 0.0           | 0.0           |  |
| 泉北郡 忠海町    | 1.2         | 0.1         | 0.4   | 0.7   | 0.0 | 0.0   | 3.4           | 5.4           |  |
| 泉南郡 熊取町    | 0.9         | 0.7         | 0.2   | 0.0   | 0.0 | 0.0   | 0.0           | 0.0           |  |
| 泉南郡 田尻町    | 0.3         | 0.2         | 0.1   | 0.0   | 0.0 | 0.0   | 1.2           | 2.0           |  |
| 泉南郡 山崎町    | 6.5         | 6.2         | 0.2   | 0.1   | 0.0 | 0.0   | 3.7           | 5.8           |  |
| 南可成郡 太子町   | 0.2         | 0.2         | 0.0   | 0.0   | 0.0 | 0.0   | 0.0           | 0.0           |  |
| 南可成郡 河南町   | 0.9         | 0.8         | 0.1   | 0.0   | 0.0 | 0.0   | 0.0           | 0.0           |  |
| 南可成郡 千早赤阪村 | 0.4         | 0.4         | 0.0   | 0.0   | 0.0 | 0.0   | 0.0           | 0.0           |  |
| 市区町村名      | 災害廃棄物発生量(万) |             |       |       |     |       | 津波被害物発生量(万)   |               |  |
|            | 計           | 揺れ          | 液状化   | 津波    | 急傾斜 | 火災    | 最小値(被害高2.5cm) | 最大値(被害高4.0cm) |  |
| 大阪市        | 839.5       | 42.4        | 407.0 | 308.8 | 0.0 | 81.3  | 219.6         | 351.5         |  |
| 堺市         | 117.3       | 12.8        | 60.9  | 10.2  | 0.0 | 33.4  | 57.6          | 92.3          |  |
| 府 合計       | 1,847.4     | 161.7       | 749.1 | 331.0 | 0.3 | 605.3 | 353.9         | 566.8         |  |

備考: 「大阪府域の被害想定について(ライフライン等施設被害・経済被害等)(平成26年1月)」より



資料24 仮置場面積の推計結果

(単位 : ha)

|         | 上町断層帯地震A |        |          | 上町断層帯地震B |        |        | 生駒断層帯地震 |        |          | 有馬高槻断層帯地震 |        |        | 中央構造線断層帯地震 |       |        | 東南海・南海地震 |       |        | 南海トラフ巨大地震 |        |        |
|---------|----------|--------|----------|----------|--------|--------|---------|--------|----------|-----------|--------|--------|------------|-------|--------|----------|-------|--------|-----------|--------|--------|
|         | 可燃物      | 不燃物    | 計        | 可燃物      | 不燃物    | 計      | 可燃物     | 不燃物    | 計        | 可燃物       | 不燃物    | 計      | 可燃物        | 不燃物   | 計      | 可燃物      | 不燃物   | 計      | 可燃物       | 不燃物    | 計      |
| 豊中市     | 26.07    | 29.96  | 56.03    | 1.20     | 1.41   | 2.61   | 1.60    | 1.77   | 3.37     | 9.07      | 10.59  | 19.66  | 0.00       | 0.02  | 0.02   | 1.73     | 1.87  | 3.60   | 1.22      | 2.34   | 3.56   |
| 池田市     | 5.73     | 6.47   | 12.21    | 0.07     | 0.07   | 0.14   | 0.13    | 0.12   | 0.25     | 4.40      | 4.92   | 9.32   | 0.00       | 0.00  | 0.00   | 0.07     | 0.12  | 0.19   | 0.10      | 0.20   | 0.30   |
| 吹田市     | 21.20    | 27.95  | 49.15    | 1.13     | 1.50   | 2.64   | 3.27    | 3.98   | 7.24     | 7.53      | 10.23  | 17.76  | 0.07       | 0.07  | 0.14   | 0.47     | 0.65  | 1.12   | 0.86      | 1.67   | 2.53   |
| 高槻市     | 11.20    | 13.72  | 24.92    | 0.20     | 0.32   | 0.52   | 18.53   | 22.76  | 41.30    | 49.93     | 60.80  | 110.73 | 0.00       | 0.05  | 0.05   | 0.67     | 0.90  | 1.56   | 2.00      | 3.90   | 5.90   |
| 茨木市     | 15.60    | 18.88  | 34.48    | 0.40     | 0.51   | 0.91   | 10.40   | 12.19  | 22.59    | 17.40     | 20.80  | 38.20  | 0.00       | 0.02  | 0.02   | 0.40     | 0.56  | 0.96   | 0.47      | 0.92   | 1.39   |
| 箕面市     | 4.47     | 4.99   | 9.46     | 0.13     | 0.19   | 0.33   | 0.13    | 0.22   | 0.35     | 9.13      | 10.42  | 19.56  | 0.00       | 0.00  | 0.00   | 0.07     | 0.07  | 0.14   | 0.15      | 0.30   | 0.45   |
| 摂津市     | 9.40     | 12.00  | 21.40    | 0.80     | 1.04   | 1.84   | 6.73    | 8.53   | 15.27    | 2.73      | 3.54   | 6.27   | 0.00       | 0.02  | 0.02   | 0.53     | 0.70  | 1.24   | 0.48      | 0.94   | 1.43   |
| 島本町     | 0.13     | 0.17   | 0.30     | 0.00     | 0.00   | 0.00   | 0.20    | 0.27   | 0.47     | 0.40      | 0.56   | 0.96   | 0.00       | 0.00  | 0.00   | 0.00     | 0.00  | 0.00   | 0.03      | 0.07   | 0.10   |
| 豊能町     | 0.00     | 0.00   | 0.00     | 0.00     | 0.00   | 0.00   | 0.00    | 0.00   | 0.00     | 0.20      | 0.27   | 0.47   | 0.00       | 0.00  | 0.00   | 0.00     | 0.00  | 0.00   | 0.01      | 0.02   | 0.03   |
| 能勢町     | 0.00     | 0.00   | 0.00     | 0.00     | 0.00   | 0.00   | 0.00    | 0.00   | 0.00     | 0.00      | 0.05   | 0.05   | 0.00       | 0.00  | 0.00   | 0.00     | 0.00  | 0.00   | 0.01      | 0.01   | 0.02   |
| 北大阪エリア  | 93.80    | 114.16 | 207.96   | 3.93     | 5.04   | 8.98   | 41.00   | 49.84  | 90.84    | 100.80    | 122.18 | 222.98 | 0.07       | 0.19  | 0.26   | 3.93     | 4.87  | 8.81   | 5.34      | 10.37  | 15.71  |
| 守口市     | 18.80    | 22.06  | 40.86    | 1.47     | 1.70   | 3.16   | 17.60   | 18.57  | 36.17    | 1.93      | 2.23   | 4.16   | 0.20       | 0.19  | 0.39   | 0.93     | 1.07  | 2.00   | 21.24     | 41.33  | 62.57  |
| 枚方市     | 5.80     | 6.40   | 12.20    | 0.00     | 0.05   | 0.05   | 35.00   | 38.64  | 73.64    | 22.93     | 25.60  | 48.53  | 0.00       | 0.02  | 0.02   | 0.80     | 0.99  | 1.79   | 2.08      | 4.05   | 6.13   |
| 寝屋川市    | 18.27    | 19.71  | 37.98    | 0.60     | 0.65   | 1.25   | 33.33   | 35.76  | 69.09    | 5.40      | 5.79   | 11.19  | 0.07       | 0.07  | 0.14   | 1.13     | 1.24  | 2.37   | 14.30     | 27.83  | 42.13  |
| 大東市     | 6.87     | 8.61   | 15.47    | 1.20     | 1.62   | 2.82   | 20.40   | 28.39  | 48.79    | 0.73      | 0.95   | 1.68   | 0.13       | 0.15  | 0.28   | 0.80     | 1.09  | 1.89   | 1.90      | 3.70   | 5.60   |
| 門真市     | 13.33    | 15.25  | 28.58    | 1.53     | 1.72   | 3.25   | 20.00   | 22.76  | 42.76    | 2.13      | 2.33   | 4.46   | 0.00       | 0.05  | 0.05   | 0.73     | 0.85  | 1.58   | 6.63      | 12.89  | 19.52  |
| 東大阪市    | 56.07    | 71.10  | 127.17   | 11.87    | 14.91  | 26.78  | 105.60  | 145.58 | 251.18   | 1.60      | 2.08   | 3.68   | 1.53       | 1.92  | 3.45   | 5.93     | 7.35  | 13.28  | 12.29     | 23.92  | 36.21  |
| 交野市     | 1.40     | 1.67   | 3.07     | 0.07     | 0.05   | 0.12   | 5.47    | 6.47   | 11.94    | 0.80      | 0.95   | 1.75   | 0.00       | 0.00  | 0.00   | 0.13     | 0.17  | 0.30   | 0.39      | 0.76   | 1.15   |
| 四條畷市    | 3.93     | 4.29   | 8.22     | 0.20     | 0.22   | 0.42   | 6.33    | 7.05   | 13.39    | 0.27      | 0.27   | 0.53   | 0.00       | 0.02  | 0.02   | 0.13     | 0.15  | 0.28   | 1.74      | 3.39   | 5.14   |
| 東大阪エリア  | 124.47   | 149.09 | 273.56   | 16.93    | 20.92  | 37.85  | 243.73  | 303.22 | 546.96   | 35.80     | 40.19  | 75.99  | 1.93       | 2.42  | 4.36   | 10.60    | 12.90 | 23.50  | 60.58     | 117.87 | 178.45 |
| 大阪市     | 250.33   | 343.66 | 593.99   | 85.47    | 104.12 | 189.59 | 108.20  | 135.71 | 243.91   | 10.33     | 12.53  | 22.87  | 1.73       | 2.33  | 4.06   | 21.60    | 25.87 | 47.47  | 142.95    | 236.73 | 379.68 |
| 八尾市     | 21.93    | 25.12  | 47.05    | 10.00    | 11.83  | 21.83  | 50.93   | 60.27  | 111.20   | 0.40      | 0.51   | 0.91   | 2.73       | 3.30  | 6.03   | 1.87     | 2.18  | 4.05   | 17.74     | 34.52  | 52.27  |
| 松原市     | 13.27    | 14.33  | 27.59    | 15.67    | 16.92  | 32.59  | 4.00    | 4.29   | 8.29     | 0.00      | 0.00   | 0.00   | 0.20       | 0.27  | 0.47   | 0.87     | 0.92  | 1.79   | 0.33      | 0.65   | 0.99   |
| 大阪エリア   | 285.53   | 383.10 | 668.64   | 111.13   | 132.87 | 244.01 | 163.13  | 200.27 | 363.40   | 10.73     | 13.04  | 23.78  | 4.67       | 5.89  | 10.56  | 24.33    | 28.97 | 53.30  | 161.03    | 271.91 | 432.93 |
| 富田林市    | 2.93     | 3.49   | 6.42     | 4.13     | 4.92   | 9.05   | 0.47    | 0.58   | 1.05     | 0.00      | 0.00   | 0.00   | 1.67       | 1.99  | 3.65   | 0.33     | 0.46  | 0.79   | 0.44      | 0.85   | 1.29   |
| 河内長野市   | 0.93     | 1.14   | 2.07     | 2.27     | 2.62   | 4.88   | 0.07    | 0.05   | 0.12     | 0.00      | 0.00   | 0.00   | 2.20       | 2.57  | 4.77   | 0.07     | 0.07  | 0.14   | 0.21      | 0.41   | 0.62   |
| 柏原市     | 2.40     | 2.74   | 5.14     | 4.27     | 4.87   | 9.14   | 11.27   | 12.46  | 23.73    | 0.07      | 0.07   | 0.14   | 1.33       | 1.67  | 3.01   | 0.20     | 0.27  | 0.47   | 0.30      | 0.58   | 0.88   |
| 羽曳野市    | 8.73     | 9.36   | 18.09    | 11.93    | 12.97  | 24.90  | 6.60    | 7.10   | 13.70    | 0.00      | 0.00   | 0.00   | 2.27       | 2.55  | 4.81   | 0.60     | 0.68  | 1.28   | 0.35      | 0.68   | 1.04   |
| 藤井寺市    | 4.93     | 5.87   | 10.80    | 7.47     | 8.34   | 15.81  | 7.47    | 8.53   | 16.00    | 0.00      | 0.02   | 0.02   | 2.13       | 2.40  | 4.53   | 0.20     | 0.27  | 0.47   | 0.10      | 0.20   | 0.31   |
| 大阪狭山市   | 1.27     | 1.75   | 3.01     | 4.53     | 5.92   | 10.45  | 0.13    | 0.19   | 0.33     | 0.00      | 0.00   | 0.00   | 0.47       | 0.68  | 1.15   | 0.13     | 0.24  | 0.38   | 0.15      | 0.28   | 0.43   |
| 太子町     | 0.20     | 0.22   | 0.42     | 0.20     | 0.22   | 0.42   | 0.27    | 0.29   | 0.56     | 0.00      | 0.00   | 0.00   | 0.27       | 0.32  | 0.58   | 0.00     | 0.02  | 0.02   | 0.03      | 0.05   | 0.08   |
| 河南町     | 0.27     | 0.29   | 0.56     | 0.53     | 0.65   | 1.19   | 0.13    | 0.17   | 0.30     | 0.00      | 0.00   | 0.00   | 0.33       | 0.39  | 0.72   | 0.00     | 0.02  | 0.02   | 0.09      | 0.18   | 0.27   |
| 千早赤阪村   | 0.00     | 0.00   | 0.00     | 0.07     | 0.02   | 0.09   | 0.00    | 0.00   | 0.00     | 0.00      | 0.00   | 0.00   | 0.20       | 0.19  | 0.39   | 0.00     | 0.00  | 0.00   | 0.05      | 0.09   | 0.13   |
| 南河内エリア  | 21.67    | 24.85  | 46.52    | 35.40    | 40.53  | 75.93  | 26.40   | 29.38  | 55.78    | 0.07      | 0.10   | 0.16   | 10.87      | 12.75 | 23.62  | 1.53     | 2.04  | 3.57   | 1.72      | 3.34   | 5.06   |
| 堺市      | 52.07    | 60.99  | 113.06   | 108.40   | 128.95 | 237.35 | 2.93    | 3.61   | 6.55     | 0.00      | 0.02   | 0.02   | 1.93       | 2.40  | 4.33   | 4.73     | 5.48  | 10.21  | 26.72     | 41.11  | 67.83  |
| 岸和田市    | 4.67     | 5.33   | 10.00    | 25.73    | 30.74  | 56.47  | 0.00    | 0.00   | 0.00     | 0.00      | 0.00   | 0.00   | 5.47       | 6.25  | 11.72  | 2.27     | 2.55  | 4.81   | 4.76      | 6.55   | 11.31  |
| 泉大津市    | 4.20     | 4.70   | 8.90     | 9.20     | 11.20  | 20.40  | 0.00    | 0.02   | 0.02     | 0.00      | 0.00   | 0.00   | 0.47       | 0.56  | 1.02   | 1.93     | 1.94  | 3.87   | 5.14      | 6.93   | 12.07  |
| 貝塚市     | 0.47     | 0.65   | 1.12     | 15.07    | 20.19  | 35.26  | 0.00    | 0.00   | 0.00     | 0.00      | 0.00   | 0.00   | 4.67       | 5.94  | 10.61  | 1.53     | 1.87  | 3.40   | 2.00      | 2.95   | 4.95   |
| 泉佐野市    | 0.60     | 0.73   | 1.33     | 5.40     | 6.59   | 11.99  | 0.00    | 0.00   | 0.00     | 0.00      | 0.00   | 0.00   | 10.60      | 13.24 | 23.84  | 1.60     | 1.96  | 3.56   | 1.57      | 2.06   | 3.63   |
| 和泉市     | 6.00     | 7.10   | 13.10    | 17.40    | 21.31  | 38.71  | 0.00    | 0.02   | 0.02     | 0.00      | 0.00   | 0.00   | 1.13       | 1.38  | 2.52   | 1.13     | 1.41  | 2.54   | 0.20      | 0.36   | 0.56   |
| 高石市     | 3.33     | 3.73   | 7.07     | 10.07    | 11.56  | 21.63  | 0.00    | 0.05   | 0.05     | 0.00      | 0.00   | 0.00   | 0.13       | 0.15  | 0.28   | 2.00     | 1.94  | 3.94   | 6.25      | 7.98   | 14.23  |
| 泉南市     | 0.07     | 0.07   | 0.14     | 0.27     | 0.36   | 0.63   | 0.00    | 0.00   | 0.00     | 0.00      | 0.00   | 0.00   | 5.60       | 6.86  | 12.46  | 0.73     | 0.82  | 1.56   | 1.54      | 2.47   | 4.01   |
| 阪南市     | 0.00     | 0.00   | 0.00     | 0.00     | 0.05   | 0.05   | 0.00    | 0.00   | 0.00     | 0.00      | 0.00   | 0.00   | 1.53       | 1.87  | 3.40   | 0.27     | 0.29  | 0.56   | 2.57      | 4.49   | 7.06   |
| 忠岡町     | 0.93     | 1.21   | 2.15     | 1.73     | 2.18   | 3.92   | 0.00    | 0.00   | 0.00     | 0.00      | 0.00   | 0.00   | 0.13       | 0.15  | 0.28   | 0.13     | 0.17  | 0.30   | 0.97      | 1.25   | 2.22   |
| 熊取町     | 0.13     | 0.15   | 0.28     | 2.40     | 2.69   | 5.09   | 0.00    | 0.00   | 0.00     | 0.00      | 0.00   | 0.00   | 1.60       | 1.84  | 3.44   | 0.47     | 0.56  | 1.02   | 0.09      | 0.18   | 0.28   |
| 田尻町     | 0.00     | 0.05   | 0.05     | 0.07     | 0.12   | 0.19   | 0.00    | 0.00   | 0.00     | 0.00      | 0.00   | 0.00   | 0.80       | 0.92  | 1.72   | 0.13     | 0.17  | 0.30   | 0.35      | 0.44   | 0.78   |
| 岬町      | 0.00     | 0.00   | 0.00     | 0.00     | 0.00   | 0.00   | 0.00    | 0.00   | 0.00     | 0.00      | 0.00   | 0.00   | 1.53       | 1.79  | 3.33   | 0.07     | 0.10  | 0.16   | 1.59      | 2.41   | 3.99   |
| 堺・泉州エリア | 72.47    | 84.73  | 157.19   | 195.73   | 235.95 | 431.68 | 2.93    | 3.71   | 6.64     | 0.00      | 0.02   | 0.02   | 35.60      | 43.35 | 78.95  | 17.00    | 19.25 | 36.25  | 53.73     | 79.20  | 132.93 |
| 全体      | 597.93   | 755.93 | 1,353.86 | 363.13   | 435.32 | 798.45 | 477.20  | 586.42 | 1,063.62 | 147.40    | 175.54 | 322.94 | 53.13      | 64.61 | 117.74 | 57.40    | 68.02 | 125.42 | 282.39    | 482.69 | 765.08 |

備考 1) 仮置場面積は、処理期間を3年として、資料22「仮置場必要面積の算定方法」により算定

2) 南海トラフ巨大地震による津波堆積物は「災害廃棄物対策指針」技術資料1-11-1-1(環境省)より、可燃物23.4%、不燃物76.6%の割合で按分した。